



●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市立図書館）

宇野亮一（国立国会図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

*

●事務局スタッフ

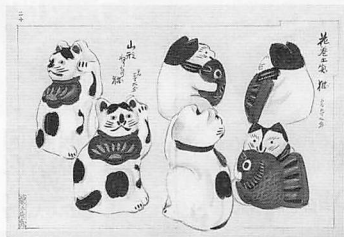
秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

大阪府立中之島図書館所蔵『巨泉玩具帖』

「花巻土製猫」「山形ねりもの猫」

〈おおさか e コレクション〉



VOL.117 NO.7 CONTENTS

窓●建築家と図書館員 ————— 新 出 380

こらむ図書館の自由●

ユネスコ公共図書館宣言2022 ————— 千 錫烈 383

●NEWS ————— 381

告知板 … 384／新聞切抜帳 … 386

●新館紹介 ————— 388

*

*

*

[特集]

図書館の話題アラカルト

国立国会図書館のオンライン資料収集制度について ————— 平田紀子 390

公共図書館におけるシリアスボードゲームジャムの意義と可能性

ーくまもと森都心プラザ図書館での実践から ————— 太田和彦 392

地域課題としての公共図書館の在り方 ————— 下吹越かおる 394

きみも大学図書館で働いてみないかー仕事の魅力を伝え、志望者のすそ野を

広げるには — 伊原尚子・中山貴弘・有馬良一・井上敏宏・市川鈴子 397

ポーラ文化研究所のオンラインサービス ————— 富澤洋子 400

デジタル社会に対応した公共図書館の変革に向けてー筑波大学とつくば市立

中央図書館による小中学生を対象としたブックトーク映像制作の取り組み

————— 鈴木佳苗 403

いつも学校図書館に通う子どもがいたー学校図書館図書標準にみる格差

————— 渡辺鋭氣 406

*

*

*

図書館等公衆送信サービスの開始にあたって ————— 岡部幸祐 410

「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」刊行のねらい

と活用への期待 ————— 舟田 彰・磯部ゆき江・野口武悟 414

霞が関だより●第236回

令和4年度 地方自治体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進

に関する計画の策定状況調査結果について ————— 文部科学省 408

IFLA ロッテルダム大会へのおさそい●②

寛容とエクイティの国の図書館 ————— 永田治樹 413

ウチの図書館お宝紹介！●第233回／公益財団法人研医会 研医会図書館

東洋医学と西洋医学を見比べることのできる文庫 ————— 安部郁子 416

図書館員のおすすめ本●㊟

保育者の源流赤澤ナカ ————— 辰口裕美 418

ウェルビーイングな社会をつくる ————— 長谷川拓哉 418

二番目の悪者 大型判 ————— 山本敬子 419

マチズモを削り取れ ————— 小田那津子 419

声—各地の代議員から●⑤

学びを支える協会であり続けてほしい ————— 藤沢幸応 420

明けても暮れても—これからの図書館をソーゾーする ——— 藤山由香利 420

小規模図書館奮戦記●その303／沖縄工業高等専門学校図書館

コロナ禍中と図書館運営について—実務面での感染症対策と利用者サービスの
の共存 ————— 比嘉 信 421

図書館員の本棚●

図書館資料の保存と修理 ————— 田崎淳子 422

図書館ウォーカー ————— 奥山智靖 423

* * *

●The Library Journal, July 2023

Special feature: À la Carte Library Topics

E-legal deposit of online publications at the National Diet Library

(HIRATA Noriko) 390

*Significance and possibility of Serious Board Game Jam in public libraries —**Example at Kumamoto Shintoshin Plaza Library* (OHTA Kazuhiko) 392*The state of public libraries is a local issue* (SHIMOHIGOSHI Kaoru) 394*Why not work in a university library? — How to convey the appeal of the job and
expand the pool of applicants* (IHARA Naoko, NAKAYAMA Takahiro, ARIMA

Ryoichi, INOUE Toshihiro and ICHIKAWA Reiko) 397

Online services at POLA Research Institute of Beauty & Culture

(TOMIZAWA Yoko) 400

*Toward the transformation of public libraries in response to the digital society —**Book talk videos for elementary and junior high school students at the Univer-
sity of Tsukuba and Tsukuba Public Library* (SUZUKI Kanae) 403*There were always children in the school library — Disparities in school libraries
from the perspective of School Library Book Standards*

(WATANABE Eiki) 406

●日図協図書館新着案内 ——— 424

●協会通信 ————— 431

事務局カレンダー 435

●編集手帳 ————— 436

*「れふあれんす三題噺」は休載させて
いただきました。

●図書館雑誌 8月号予告 ——— 436

●発行者

公益社団法人日本図書館協会©2023

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電 話 (03)3523-0811 〈代表〉

直 通 (03)3523-0816 〈編集部〉

F A X (03)3523-0841 〈代表〉

〈日図協ホームページ URL〉

<https://www.jla.or.jp>

〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉

mailmaga@jla.or.jp

*本文は中性紙（冷水抽出 pH8.1）を使用



建築家と図書館員

新 出

現在、準備室職員として公共図書館（を含む複合施設）の設計に携わっている。図書館、とりわけ複合施設となると協議・調整事項は多岐にわたるが、その中でも建築家（設計者）との打ち合わせは長期間・長時間行われる。これまで、図書館設計における図書館員と建築家の関係のお手本として語られてきたのは、日野市立中央図書館の設計における前川恒雄と鬼頭梓のそれだろう⁽¹⁾。

近年はフォトジェニックな図書館が書籍やWeb等で取り上げられることも多いが、日射による資料の日焼けや、手の届かない高層書架などが非機能的な設計として、炎上²するケースも見られる。また、図書館員の意見が設計に十分に反映されていないことを嘆く声も散見される。こうした嘆きは、図書館の複合施設化（による図書館部分のウェイト低下）も一つの要因だろうが、発注者である自治体が調整とコミュニケーションに失敗した結果とも言える。

図書館員は図書館の専門家として、円滑な運営と利用が可能となるよう機能的な建築を評価する傾向がある。機能性を極めれば美的にも優れた建築ができるとなればいいのだが、手堅く運営はできるが空間的な魅力には乏しいという施設もある。

現代の公共図書館は、資料が適切に保存され、提供されるという機能を超えて、多様な活動を内包する空間であることが要請されており、意匠性や空間創出という建築のはたらかしも無視できないものとなっている。

著名な建築家は思想やスタイルを持っており、それが建築として具現化される。建築家と対する図書館員にも、運営者としての意向を超えた——図書館がどのようにあるべきかという——図書館（員）の思想が必要であり、発注・請負関係を超えたパートナーとしての関係性を構築する努力が求められる。その過程では、異なる思想を理解し合う（表層的ではない）「コミユ力」³が両者に必要である。

そして、公共図書館は図書館員のもので、建築家のものでもない。できあがる施設は住民のものである。図書館事業とその器である図書館施設は、建築後相当の年月を経て、最終的には住民によって評価されることになる。

(1) 前川恒雄『移動図書館ひまわり号』夏葉社、二〇二六

(めあたらし いずる／富谷市図書館等複合施設開館準備室)

NEWS

▶ 日本図書館協会代議員総会開催、 2023-2024年度理事・監事を選出

6月15日に、公益社団法人日本図書館協会2023年度通算第1回（定時第1回）代議員総会が開催され、2023-2024年度理事・監事が次のとおり選出された（敬称略）。

業務執行権を有する理事：植松貞夫、植村八潮、海老根裕、岡部幸祐、杉本重雄、鈴木隆、曾木聡子、成瀬雅人

一般理事A：平形ひろみ、山本昭和、巽照子、小川俊緒、末次健太郎
一般理事B：清水俊治、白濱博人、久野高志、高橋恵美子、深水浩司、角田裕之、関根美穂および本木正人（大学図書館部会推薦補欠候補者）。

監事：中山勝文、中山司朗、松本香
また、代議員総会に引き続き開催された定時第2回理事会で、互選により、植松理事が理事長に選出された。植松理事長から、副理事長、専務理事、常務理事の推薦が行われ、以下のとおり承認された。

副理事長：鈴木隆、専務理事兼事務局長：岡部幸祐、専務理事：海老根裕、常務理事：植村八潮、杉本重雄、曾木聡子、成瀬雅人

代議員総会では、2022年度の決算が承認されたほか、「代議員定数等検討委員会報告書」の報告等が行われた。その他詳細は本誌8月号参照。

▶ 「図書館非正規職員の処遇についてのお願い」についての記者会見を開催

日本図書館協会は、5月31日（水）に「図書館非正規職員の処遇についてのお願い」を都道府県知事、市長、東京23区の区長宛に送付し、6月6日（火）、文部科学記者会の会見室

（文部科学省内）にて記者会見を開催した。

『日本の図書館 統計と名簿 2022』によれば、国内すべての公立図書館の職員の76%は、雇用期間等の限定された非正規職員となっている。2022年1月には「会計年度任用職員に関する提言」を出し、これまでも教育委員会を始めとする自治体当局に処遇の改善を求めてきたが、今回「図書館非正規職員の処遇についてのお願い」の文書を自治体の首長宛に送付し、改めて、非正規雇用、委託・派遣・指定管理者のもとで働く図書館職員の賃金を含む処遇の改善について、四つの項目を挙げお願いをした。

記者会見には、全国紙を始め10社の報道機関が参加し、植松理事長、鈴木副理事長のほか、非正規雇用職員に関する委員会から、小形委員長、利光委員が、今回のお願い、非正規雇用職員の状況についての説明を行った。記者からも多くの質問がなされ、図書館非正規職員に対する報道機関の関心がうかがえた。

「図書館非正規職員の処遇についてのお願い」（日本図書館協会）：
<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=6996>



▶ 「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に対して意見提出

5月19日（金）、日図協は、意見募集されていた「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」について、意見を提出した。今回の省令案の概要は、図書館資料を用いて行う公衆

送信に係る著作物等の提供又は提示を防止等するための措置等についてであり、このうち、利用者の登録情報とされている「連絡先」に含まれるものの確認と、特定図書館等が取り扱う登録情報および利用状況、公衆送信の実績報告について、厳格に取り扱うよう規定することを要望した。

日図協の見解・意見・要望のページ：
<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=6994>



▶ 「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」公開

図書館等公衆送信サービス関係者協議会で検討されていた、「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」が、5月25日（木）に開催された第3回関係者協議会において承認された。本ガイドラインは、従前から行われていた図書館等における複製サービスに加えて、令和3年改正法によって追加された特定図書館等における公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めたものである。制度趣旨、「図書館資料」の定義、サービス主体、対象となる著作物の範囲、利用対象外となる図書館資料など、本サービスに関わる事項について定めている。なお、第3回関係者協議会の資料であった本ガイドラインを含め、「図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等について」および「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会事務

処理等スキーム分科会合意事項」等については、5月31日(水)に協会著作権委員会ウェブサイトにて公開した。

本誌p.410-412の「図書館等公衆送信サービスの開始にあたって」も参照いただきたい。

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン：日本図書館協会HP>委員会>著作権委員会>著作権に関する情報>図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会>資料2-1 図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（令和5年5月30日制定）



日図協著作権委員会ウェブサイト

「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」：<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

▶第39回日本図書館協会建築賞決定

日本図書館協会は、第39回日本図書館協会建築賞に以下の図書館を決定しました。

板橋区立中央図書館（東京都）

選考経過と選評は本誌8月号にて公表します。また、同誌巻頭綴じ込みに第40回日本図書館協会建築賞の応募要項も掲載いたします。全国の図書館からの応募をご検討いただくとともに、優れた事例がもれないよう、広く会員関係機関から推薦いただけますようお願いいたします。

図書館施設委員会ウェブページ：<http://www.jla.or.jp/committees/shisetu/tabid/283/Default.aspx>

[tp://www.jla.or.jp/committees/shisetu/tabid/283/Default.aspx](http://www.jla.or.jp/committees/shisetu/tabid/283/Default.aspx)

▶第56回造本装幀コンクール受賞作品決定

日本書籍出版協会・日本印刷産業連合会が主催する第56回造本装幀コンクールの審査会が5月23日に開催され、応募総数159者315点から21の受賞作品（ダブル受賞1作品）が決定した。文部科学大臣賞には『海の庭』（国書刊行会）が、経済産業大臣賞には『MARUHIRO BOOK 2010-2020, 2021-』（マルヒロ、東京都知事賞には『柴犬二匹でサイクロン』（書肆侃侃房）が選ばれ、日本図書館協会賞には『地図と印刷』が選ばれた。日本図書館協会賞の講評は以下のとおり。

歴史的図書館用品の常設展示について

1990年代初頭より情報通信技術の発展に伴い、図書館利用者の情報入手・伝達手段はめざましく進化をとげた。一方でそれまで利用されてきた図書館用品・備品・機器などが、その役割を終結するとともに消滅する状態が続いていた。

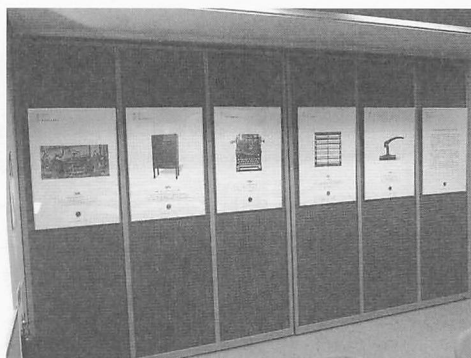
それらのことから、戦前より現場の図書館員や専門メーカーの創意工夫により生み出された図書館用品等の発展を知る上で大変貴重な用品を調査・収集・保存し後世に残すことが重要であるとし、キハラ株式会社の全面的協力（収集費用・保管場所の提供等）により「歴史的図書館用品の調査・収集・保存事業」を共同事業として実施することとした。

キハラ株式会社が以前から収集してきたものも含め収集した用品数は総数1,700件に及んでいる。そのうちの413件は共同事業覚書第6条（所有権）にて「甲乙が当該事業により収集した用品は、すべて「日本図書館協会の所有に属する」としていることから、本協会の所有としてキハラ株式会社が管理し、保存・保管をしていた。

このたび、キハラ株式会社より、これらの用品につい

てデジタル化して、データベースとして公開し、図書館研究者等が自由に活用できるプラットフォームを構築したい、デジタル化経費の支出や物品管理上から協会の所有品413件について「所有権譲渡」を検討してほしいとの申し入れがあり、2022年12月22日開催の理事会に諮り、「所有権譲渡」することが承認された。このたび、それらの一部について、パネル化にして協会研修室に常設展示を行ったので、お知らせいたします。

（よびねゆたか）
（海老根 裕：日本図書館協会専務理事）



◆ NEWS ◆

・『地図と印刷』（凸版印刷、印刷博物館）

表紙が美しい。題字、イラスト、枠線に使った青箔がキラキラと浮き出て目を引く。海と空の青色と大地をイメージさせる茶系のバックとの対比が見事だ。各章の最初のページも深い青を使い、キーカラーの青が本全体に心地よい統一感を作りだしている。背表紙のくっきりとした青箔の文字は、図書館の書棚でも存在感を示すだろう。表紙のクラフト系板紙も丈夫で図書館での多数の使用に耐えられるものとなっている。

9月には出版クラブビル（千代田区）にて受賞者や関係者を招待して授賞式が行われ、その後11月にかけて応募全作品の無料公開展示も出版クラブビル内クラブライブラリーにて予定されている。また、入賞作品はドイツ・ライプツィヒで2024年2月に開催される「世界で最も美しい本コンクール」へ日本代表として出品される。

造本装幀コンクールサイト：<https://www.jbpa.or.jp/zohon/zohon-index.html>

第56回造本装幀コンクール受賞作品：<https://www.jbpa.or.jp/zohon/zohon-winning.html>

▶ 著作権法の一部を改正する法律の公布

2023年5月26日（金）、「著作権法の一部を改正する法律（法律第33号）」が公布された。

2021年より文化審議会著作権分科会で審議されてきた、簡素で一元的な権利処理と対価還元方策に係るものである。改正の概要は、(1)著作物

こらむ 図書館の 自由

ユネスコ公共図書館宣言2022

千 錫 烈

国連の文化・教育機関であるユネスコは2022年7月に「ユネスコ公共図書館宣言2022」を採択した。日本語訳も日本図書館協会のホームページにて2023年5月に公開されている。ユネスコ公共図書館宣言は、公共図書館の本質的使命を表明したものであり、1949年に初めて採択されて以降、1972年と1994年に改訂されており、今回は28年ぶりの改訂となった。

IFLA（国際図書館連盟）では、今回の改訂について二つの特徴を挙げている。一つは国連の「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」に賛同して公共図書館も情報・識字・教育・文化に加え包摂性・市民参加を含めた「持続可能な開発」の支援を行う点、もう一つは「知識社会における図書館」として、社会のすべての人々が商業的・技術的・法的な障壁なしに、あらゆる種類の知識へのアクセスを提供する点である。

対象となる利用者についても、「ジェンダー」「その他のいかなる特性を問わず」「デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人」「識字能力の低い人」という文言が追加され、すべての人に対して適切なサービスを提供することを謳っており、より包摂的になっている。

また、資料提供についても「いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。」という従来の文言に加えて、「公共図書館の使命」の項目では「検閲のない、幅広い情報や意見へのアクセスを提供（後略）」という一文が追加されており、民主主義社会の健全な発展には、自由に情報を得ることが重要であることを強調しているといえよう。

ユネスコ公共図書館宣言では、「公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である」とその本質的使命について言及している。改めて、この言葉を意識しながら、司書を目指す学生達を養成していきたい。

参考

・ユネスコ公共図書館宣言2022（日本図書館協会 HP）

<https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/1018/Default.aspx>

・The 2022 IFLA-UNESCO Public Library Manifesto at a Glance

<https://repository.ifla.org/handle/123456789/2007>

（せん すずれつ：関東学院大学、JLA 図書館の自由委員会）



等の利用に関する新たな裁定制度の創設等、(2)立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置、(3)海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しである。なお、施行日は公布後3年以内の政令で定める日とされている。

文部科学省「著作権法の一部を改正する法律」：https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00048.html

▶国際図書館連盟 (IFLA) 理事・委員選挙結果の公表

2023年5月22日、国際図書館連盟 (IFLA) は、理事・委員選挙結果を公表した。

日本からの委員は以下のとおりである。なお、日本図書館協会より推薦し選出された委員は、氏名のあとにアスタリスクを付した。

- ・岩崎れい氏* (再任) (アジア・オセアニア地域活動部会<RDC-AO>)
- ・小田光宏氏* (再任) (図書館情報専門職の継続発達・職場での学習分科会<CPDWL>)
- ・長塚隆氏 (再任) (地域史・系図分科会<LHG>)
- ・野村美佐子氏* (再任) (アジア・オセアニア地域活動部会<RDC-AO>)
- ・浜口美由紀氏* (再任) (多文化社会図書館サービス分科会<LSMP>)
- ・樋山千冬氏 (再任) (議会のための図書館・調査サービス分科会<PARL>)
- ・本田麻衣子氏 (印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会<LPD>)

・松本直樹氏* (教育・研修分科会<SET>)

(五十音順、カッコ内は分科会名および略称)

IFLA Elections 2023 Results：<https://www.ifla.org/election-results-2023/>

▶『図書館研究三多摩』第13号を刊行
内容：幸田雅治氏 (神奈川大学法学部教授) の講演録「主権者と図書館」、服部雅子氏 (西東京市 はとさん文庫主宰) の講演録「子どもたちに心躍る図書館をー市民として図書館とかかわってー」

価格：1部880円＋送料

注文・問合先：三多摩図書館研究所
E-mail：santoken@jcom.zaq.ne.jp
HP：<https://santoken.org/>

▶「グローバル・マナー・ウィーク 2023」が終了～GMW2024の開催に向けて～

「グローバル・マナー・ウィーク (GMW) 2023」が、2023年3月11日 (土) から3月31日 (金) まで開催された。最終的には、全国で30を超える図書館で、お金に関する図書 (児童書) の企画展示等が実施された。企画展示にあわせ、金融広報中央委員会 (愛称「知るぽると」、事務局は日本銀行) には、1,000冊を超える関連資料の送付依頼があったという。年度末のご多忙な折、ご協力をいただいたことは大変ありがたかったとのこと。

来年も同時期に「グローバル・マナー・ウィーク (GMW) 2024」が開催される予定なので、今回はスケジュールがあわずに参加を見送った図書館も、参加のご検討をお願いしたいとのこと。知るぽるとでは、通年で刊行物等の送付に無料で対応し

ている。刊行物については、在庫があれば、発注から1週間以内で届くとのこと。

問合先：金融広報中央委員会 (事務局：日本銀行情報サービス局内)
☎03-3277-1062 Email：post.prd90@boj.or.jp

告知板

●つどい

■日本図書館協会「図書館基礎講座」 in 九州 (福岡)

第12回「図書館基礎講座 in 九州」を、福岡県福岡市で開催します。図書館の理念や社会的役割など、公共図書館の現場に役立つ基礎知識を学びます。雇用のかたちや仕事の内容、経験年数などを問わず、図書館で働くみなさんのための講座です。会計年度任用職員、派遣職員、委託職員、図書館に関心のある市民のみなさんも、よりよい図書館づくりのため、どうぞご参加ください。

主催：日本図書館協会図書館基礎講座 in 九州実行委員会

日時：8月28日 (月)・9月11日 (月)
10:00-16:15

会場：福岡県立図書館レクチャールーム (地下1階)

内容：8月28日＝講座1 (10:00-12:00) 現代の図書館の動向 (永利和則：福岡女子短期大学)、講座2 (13:00-15:00) 出版流通と資料選択 (末次健太郎：伊万里市民図書館)、地域限定講座1 (15:15-16:15) 基山町立図書館の取り組みについて (城本直子：基山町立図書館) / 9月11日＝講座3 (10:00-

NEWS

12:00) 図書館の自由 (西河内靖泰: 元日本図書館協会図書館の自由委員会), 講座4 (13:00-15:00) 図書館の基礎 (下川和彦: 福岡女子短期大学), 地域限定講座2 (15:15-16:15) 筑後市立図書館の取り組みについて (一ノ瀬留美: 筑後市立図書館)

定員: 両日とも150名 (先着順)

資料費: 1科目500円 (地域限定講座は無料。資料費は当日会場受付でお支払いください)

申込方法: 下記申込フォームにて送信。1科目から受講可

<https://forms.gle/kmyhwhw4oZbiVd8X6>

受付期間: 7月20日から8月20日まで。定員に達し次第締切

問合先: 図書館基礎講座 in 九州実行委員会 E-mail: jla41saga@gmail.com Facebook: <https://www.facebook.com/kisokozakyusyu/>

■図書館員・音訳者のための著作権セミナー

主催: 日本図書館協会

企画・運営: 障害者サービス委員会 (担当: 関西小委員会)

日時: 8月5日(土) 10:30-16:40

会場: オンライン (Zoom)

定員: 300名 (先着順)

参加費: 無料

対象: 障害者サービスを担当する図書館の職員, 視覚障害者等の資料を作成している音訳者, 音訳ボランティア, その他, セミナーの内容に関心のある方

内容: 著作権法の考え方とその概要 (文化庁著作権課), 音訳ボランティアに必要な著作権法条文とその解説 (小原亜実子: 大阪府立中

委員を募集します (非正規雇用職員に関する委員会)

図書館の非正規雇用職員は全職員数の7割を超えています。その雇用の不安定さや待遇などは大きな問題です。この問題に取り組むため非正規雇用職員に関する委員会は6年前に発足し、現在8名の委員で活動を行っています。この度新たに2名の委員を募集します。

対象: 図書館 (館種を問わず) で働く非正規雇用職員 (臨時・非常勤職員, 会計年度任用職員, 委託・派遣・指定管理者で働く有期雇用) の方, もしくは非正規雇用職員の経験のある方。居住地は問いません。

日本図書館協会の会員でなくても応募できますが, 委員になっていただくことが決まった時点で入会してください。

活動内容: 非正規雇用職員の調査, 全国図書館大会の分科会や非正規雇用職員セミナーの開催, 図書館基礎講座の開催など。

月1~2回オンラインで会議を行います。

任期: 2027年3月まで (委員委嘱は1期2年ごとに行います)

選考: 下記課題の作文により, 委員会で選考を行います。

「私が非正規雇用職員に関する委員会に入って行いたいこと」(400字以上)

応募: 氏名, 図書館の勤務歴, 連絡先 (電話番号, メールアドレス) に上記作文を添えて下記までメールで申し込みください。

E-mail: kikaku@jla.or.jp

応募期限: 2023年8月31日(木)

9月中に可否の結果をお知らせします。

採用の場合は10月をめどに, 手続きが済み次第, 委員会活動に加わっていただきます。

之島図書館), 政令指定グループへの登録及び国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスのデータ提供を考えている方のために, 国立国会図書館障害者用資料検索 (みなサーチ) の紹介 (杉田正幸: 国立国会図書館関西館), 生駒やまびこの活動紹介 (サートラス登録と国会図書館へのデータ提供及びグループの音訳活動等の紹介) (齋藤皓: 生駒やまびこ)

問合先: 障害者サービス委員会事務

局 E-mail: syousa@jla.or.jp 詳細及び申込: 障害者サービス委員会ウェブサイト <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/2023onyaku.html>

■全国図書館大会岩手大会 (2023)

期日: 11月16日(木)・17日(金)

※本誌8月号綴込にてご案内

■国際図書館連盟 (IFLA) 年次大会 2024

期日: 2024年8月19日~23日

開催地: アラブ首長国連邦・ドバイ

新聞切抜帳

●全国

▶紙媒体経費は10億円減 文[部]科[学]省 大学図書館・ネットワーク調査[「学術情報基盤調査実態調査」] 電子書籍は1081万タイトル

(教育学術4/5)

▶図書室のない学校 充実度に格差「大人の怠慢」 将来への投資、行き届かず / 図書室なし、学習権侵害か 法律で設置義務も全国で複数確認 格差懸念 文[部]科[学]省、実態把握できず

(佐賀5/5, 関連3紙)

▶特[別]支[援]学[校]の一部図書室なし 蔵書数も通常校と格差「[障害者]差別解消法に矛盾」との指摘

(長崎5/8, 関連2紙)

▶論文の無料公開義務化 公的資金研究 G7で連携呼びかけ

(読売5/10)

▶障害者の「知る権利」支える 平易な言葉の「LLブック」出版 仕事・生活…理解の助け [社会福祉法人埼玉福祉会]

(日経5/25夕, 関連1紙)

▶書店のDX化支援提言 自民党本屋議連[「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」]「骨太の方針」へ反映 目標

(読売5/25, 関連1紙)

▶図書館ない町村4割超 書店も閉店…「読書格差」子どもの習慣づくりに影響か 本選ぶ機会少なく

(西日本5/28)

▶図書館 雑誌送信厳しく 協議会指針 記事全部 発行1年後

(読売5/31)

▶「図書館非正規職員 待遇改善を」 [日本図書館協会が全都道府県知

事・図書館を設置する市区長らに文書送付]

(朝日6/7)

●北海道・東北

▶[JR]当別駅前に複合ビル 10階建て [北海道当別町, 図書館移設を検討] (北海道(札幌近郊)5/11)

▶塩釜市4施設 指定管理導入 本年度、事業者選定 [市民図書館など] (河北新報4/3)

▶オープンテラス席新設 本宮[市]「しらさわ夢図書館」改装 自然感じる環境演出 (福島民友4/6)

▶「いわき湯本温泉」2030年にも再生完了 まちづくりビジョン完成 [いわき市 図書館など]

(福島民報4/28)

▶本と出会う場乏しい[福島]県内 図書館設置率全国44位 自治体48%に書店なし 若者にも影 司書ら危機感[県高等学校司書研修会] 移動図書館[福島県立図書館]・廃校舎利用[石川町立図書館]など取り組み

(朝日(福島)5/11)

●関東

▶市有地用途 病院誘致へ変更 [JR]神立駅周辺 かすみがうら市方針 [当初は図書館などを計画]

(朝日(茨城)5/27)

▶構想策定支援でプロボ[一ザル] 栃木県文化と知の拠点整備 [図書館など] (日刊建設工業4/12)

▶[埼玉]県立図書館デジタル推進 県教[育]委[員会] 利便性向上へ構想案 なじみがない ニーズも問う

(読売(埼玉)5/27)

▶久美堂「図書館本」受渡し開始 23日から本町田店で [町田市]

(タウンニュース町田版5/11)

▶「湯水」原作者[河林満さん]立川[市]に縁 市中央図書館企画展 映画化機に遺稿やノート

(読売(多摩)5/24)

▶[三浦俊彦の目]中央大[学]の都心回帰 図書館も刷新、役割が変化

(日経産業5/26)

▶厚木市 清水建設JVが候補 庁舎など複合施設DB [図書館など] (日刊建設工業4/3, 関連1紙)

▶図書館ビジョン策定支援 日本経[合]研[究所]と契約 横浜市

(建設通信4/4)

▶三菱総[合]研[究所]を特定 豊岡町複合施設[鶴見図書館など] 再編整備検討支援 横浜市

(建設通信4/19)

▶[教育ルネサンス]読み聞かせ本の入り口 横浜[市]・中図書館 文[部]科[学]大臣表彰 興味津々 本の福袋

(読売(横浜)5/26)

●甲信越・北陸

▶図書館の座席 ウェブ予約 三谷産業、システム開発 空席明確、業務効率化にも [砺波市、野々市市]

(日経(北陸)5/2, 関連2紙)

▶[学び楽しむ 北陸]下 文学の斬新拠点が続々 豪華図書館や公設民営書店 [高志の国文学館, 石川県立図書館, 公設民営書店「ちえなみき」]

(日経(北陸)5/3)

▶三条市、図書館で工具貸し出し [複合施設「まちやま」]

(日経(北陸)5/17)

▶図書館は須玉[すたま森の図書館], 長坂[ながさか図書館], 大泉[金田一春彦記念図書館] 北杜市 検討委[員会]が提言案 (山梨日日3/23)

●東海

▶基本構想策定でプロボ[一ザル] 25日まで受け付け 四日市市図書館整備

(日刊建設工業4/14)

●関西

NEWS

▶江北図書館 刷新へ前進 CF など
で2194万円集まる 「より魅力的
に」 来年3月完成目指す
(読売<滋賀>5/17)

▶新「図書館」スタート [京都府]
京丹波町 7図書室を再編
(京都4/2)

▶ビル・ゲイツ氏「最高の本」 寄贈
5冊、京都[府]の[府立植物園]図書
館[きのこ文庫]に 世界100カ所へ
(日経<近畿>5/20, 関連2紙)

▶「宝の山」電子図書館が増加 コ
ロナ禍が後押し 6自治体開設 24
時間 OK 便利な検索 学校で活用
[宇治市、福知山市、綾部市、京都
府、京都市、舞鶴市]
(朝日<京都>5/26)

▶東大阪市 基本計画支援でプロボ
[ーザル] 児[童]相[談所]・図書館
複合施設整備 (日刊建設工業4/5)
▶上限5倍超71冊借りた司書処分
勤務先の[大阪]府立図書館
(朝日<大阪>5/1)

▶「淡路島の植物博士」根付く功績
[淡路市立東浦]図書館に「南光文
庫」開設 (朝日<神戸>4/7)

▶中央図書館移転整備基本計画支援
を公告 西宮市(日刊建設工業4/14)
▶スマホ・パソコンでいつでもどこ
でも [兵庫]県立図書館の蔵書6300
点 (朝日5/7)

●中国・四国

▶[データで見る]魅力は敏腕司書た
ち [岡山県立図書館 都道府県立
図書館2021年度来館者数全国1位]
(毎日5/14)

▶電子図書館を三好市が導入
(徳島5/5)

▶公民連携手法を導入 23年度に事
業者選定 坂出市、複合拠点施設整
備 [図書館など]
(日刊建設工業4/3, 関連1紙)

●九州・沖縄

▶それいけ「としよま〜る号」 筑後
市初の移動図書館車 500冊積載、本
に親しんで (西日本4/25)

▶[さが 未来発見塾]理想の図書館、
高校生が議論 佐賀市立図書館30周
年を前に 将来像まとめ、市長に提
案へ (佐賀5/17, 関連1紙)

▶図書館にお掃除ロボ 長崎[市立
図書館] (読売<長崎>4/23)

▶[熊本県]南関町「[南の関]うから
館」活用基本計画作成 [図書ス
ペースなど] (熊本日日4/21)

▶[宇城発]不知火美術館・図書館
改装1年 50万人突破 コロナ禍前
の8倍超す人気「ツタヤ」運営 市
外利用者も [宇城市]
(熊本日日5/4)

▶荒尾[市]の新市立図書館 来館者
が30万人突破 ゆめタウン[シティ
モール]移転1年 予想の倍ペース
(西日本<熊本>5/5)

▶[菊池発]学校図書室 司書で活性
[菊池]市教[育]委[員会] 一部小
中[学校]に派遣 配置変え 貸し出
し増 (熊本日日5/9)

▶建築家・安藤[忠雄]さんプロデュ
ース「こども図書館」着工 熊本県
立図書館隣接地に 24年春開館目
指す (毎日<熊本>5/12, 関連2紙)

▶学校図書館刷新へ廃棄基準 熊本
市教[育]委[員会]「購入から10年」
など目安 蔵書足りず古い本多量保
管 (読売<熊本>5/20)

▶竹田市立図書館が[第18回]公共建
築賞優秀賞 最高賞選考へ [公共
建築協会] (大分合同4/18)

▶日出町立図書館 来館70万人 開
館7年9ヵ月で達成 [大分県]
(大分合同4/28)

▶[大分]県立図書館 郷土資料続々
ネット公開 電子化促進、劣化も回

避 [「おおいたデジタル資料室」]
(大分合同5/7)

▶絵本、児童書3630冊 ネットで楽
しんで 宮崎市 県内初子ども電子
図書館 (宮崎日日4/21, 関連1紙)
▶愛称は「どこでもぶっく号」 移動
図書[館]車を導入 西都[市]

(宮崎日日4/27, 関連1紙)
▶絵本のある施設巡って 小林[市]
でスタンプラリー [「こばやし絵本
館めぐりスタンプラリー」 企画：小
林市小・中学校「読みきかせ」連絡
協議会 市立図書館などを巡る]
(宮崎日日5/6)

▶[鹿児島市立]天文館図書館来館100
万人 記念セレモニー 「居心地良
い場所に」 (読売<鹿児島>5/10)

▶「やまとしょ」[文部科学]大臣表
彰 指宿[市]・山川図書館 子が本
に親しむ環境づくり 司書スキル
アップの場も (南日本5/14)

▶図書館に行こう 普及イベント
[「りっかりっか としょかん」] [沖
縄]県[図書館]協会 AIロボ読み聞
かせも (沖縄タイムス4/25)

●海外

▶[世界の教室から 北欧の教育最
前線]創造とくつろぎの場 オスロ
の公共図書館 子供や若者でにぎわ
う図書館 無料でハイテクな創造の
場 過去から未来へ贈られる公共空
間 (教育5/11)

▶[スキャナー]韓国の書店 国支援
で活気 定価制を強化 図書館が協
力 独立系開業 文化的空間 社会
的役割 日本は減少止まらず
(読売5/11)

今月も石井一郎様、鎌田梨奈様、桑
原芳哉様および筑後市立図書館の皆様
より記事の提供を受けました。ありが
とうございました。

新館紹介



開館 2022年
4月1日
延床面積
24㎡

いわぬまし

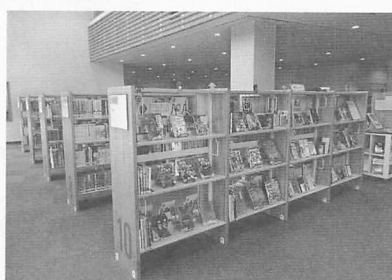
■岩沼市民図書館西分館（宮城）

設計：楠山設計

〒989-2455 岩沼市北長谷字内田90-1

☎0223-36-7667

▶2022年4月に、西部地区の図書館分館が移転開館しました。一般書、児童書、雑誌のほか大活字本やLLブックも置いています。木の温もりを感じる空間です。（高橋いずみ）



開館 2022年
7月1日
延床面積
523㎡

ひらいずみちょう

■平泉町立図書館（岩手）

設計：久慈設計

〒029-4102

西磐井郡平泉町平泉字志羅山25-3

☎0191-34-6656

▶当施設は、町の活力を生み、育てる、にぎわい交流拠点を基本コンセプトとし、人づくりの場、コミュニティの形成、交流の場を担う施設として誕生しました。（佐藤雅子）



開館 2022年
4月1日
延床面積
1,257㎡

なごやぞうけい

■名古屋造形大学図書館（愛知）

設計：山本理顕設計工場

〒462-8545 名古屋市中区名城2-4-1

☎052-908-1656

▶都心へ移転を機に、資料のIC管理を導入。クリエイティブ全般に精通した専門図書も多く所蔵し、課題制作やオンライン授業などとさまざまな用途で利用されています。（村田直哉）



開館 2022年
7月1日
延床面積
640㎡

たいしちょう

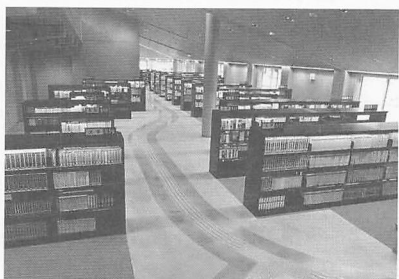
■太子町立図書館（大阪）

設計：阿波設計事務所

〒583-8580 南河内郡太子町大字山田88

☎0721-98-5526

▶「暮らしのコーナー」「YAコーナー」「郷土と調べものの部屋」「自習室」を新設し、読書スペースを多く設け、誰もが親しみやすい滞在型図書館を目指しています。（東條信也）



開館 2022年
7月1日
延床面積
1,270㎡

くろいしし

■黒石市立図書館（青森）

設計：みかんぐみ・蟻塚学設計共同体

〒036-0306 黒石市大字内町24-1

☎0172-53-2188

▶外観には、黒石の伝統的なアーケード状の通路「こみせ」を設けています。館内は、歩きながら本と出合う「みち」をコンセプトに書架が配置されています。（白取彩輝）



開館 2022年
7月1日
延床面積
350㎡

しもせきし ほうほく

■下関市立豊北図書館（山口）

設計：日本設計

〒759-5511 下関市豊北町大字滝部1244-36

☎083-782-1718

▶豊北中学校に設置された図書室を条例で規定し開館した。授業での図書館活用など学校教育と連携した活動のほか、地域開放講座も実施し地域のコミュニティを支えている。（三村弘則）

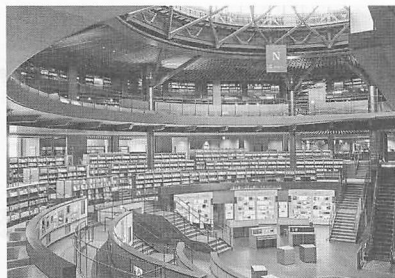
新館紹介



開館 2022年
7月1日
延床面積
2,010㎡

鹿児島大学附属図書館桜ヶ丘分館 (鹿児島)

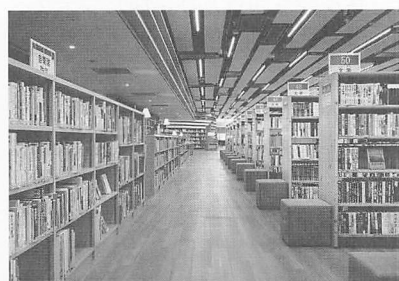
設計：内藤建設事務所・西日本技術開発
〒890-8532 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1 ☎099-285-7415
▶明るく開放的で心地よい空間での個別学習やアクティブラーニングに適した設備を整え、24時間利用を可能とするシステムを導入し、学修支援機能を強化しました。(松本智子)



開館 2022年
7月16日
延床面積
22,272㎡

石川県立図書館 (石川)

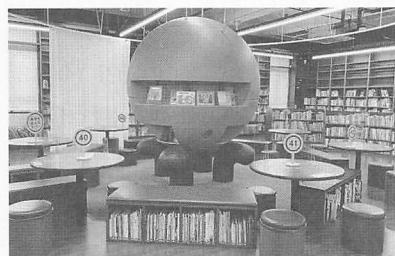
設計：環境デザイン研究所
〒920-0942 金沢市小立野2-43-1 ☎076-223-9565
▶閲覧貸出に加え文化交流・公文書館機能を併せ持っています。約30万冊を開架し、4階まで吹き抜けた円形閲覧空間では約7万冊を12の独自テーマで配架しています。(西村太一)



開館 2022年
7月10日
延床面積
1,230㎡

境港市民図書館 (鳥取)

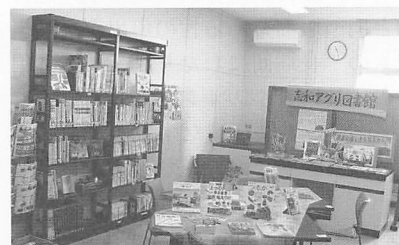
設計：石本建築事務所・おあい総合設計共同企業体
〒684-0033 境港市上道町3000 ☎0859-47-1099
▶住民のみなさんが、本や情報を得る場でもあり、思い思いの時間を過ごす居場所、そして、地域の魅力を発見したり学びあったりする体験・交流の場を目指しています。(嘉賀收司)



開館 2022年
7月26日
延床面積
1,000㎡

神戸市立三宮図書館 (兵庫)

設計：いるか設計集団
〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1-4 デザインクリエイティブセンター神戸 (KIITO) 2階 ☎078-321-5015
▶昭和初期の建物の魅力を活かしつつ、書架や座席のデザインが特徴的な滞在型の館。近隣に図書館のなかった海側の市民の利用も増え、さまざまな企画にも取り組んでいる。(西田博至)



開館 2022年
7月12日
延床面積
28㎡

志和アグリ図書館 (東広島市立中央図書館出張館) (広島)

〒739-0267 東広島市志和町別府10247 東広島市園芸センター内 ☎082-422-9449
▶家庭菜園などの初心者向けから起業や農業経営の専門書まで、農業に関する幅広い分野の本を揃えています。月2回貸出やルーラル電子図書館閲覧を行っています。(黒川可南子)

新館情報募集!

日本図書館協会では、新設図書館の情報を募集しています。公立、私立、大学、短大、専門等、館種は問いません(学校図書館は含みません)。

- ①図書館名
- ②所在地(公立図書館の場合は市区町村名までも結構です)
- ③電話番号
- ④開館日

以上の情報を、おわかりになる範囲で結構ですので、下記までお知らせください。

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会 新館紹介係
FAX.03-3523-0841 E-mail: zasshi@jla.or.jp

国立国会図書館のオンライン資料収集制度について

平田紀子

はじめに

国立国会図書館（以下「当館」という。）では、2013（平成25）年7月から、オンライン資料を国立国会図書館法に基づき収集しており、2023（令和5）年1月から収集範囲を拡大した。本稿では、オンライン資料収集制度の概要、今回の収集範囲拡大の内容及び利用方法について説明する。

なお、オンライン資料収集制度¹⁾の2021（令和3）年までの経過については、佐藤菜緒恵「オンライン資料収集制度について」（『図書館雑誌』115巻11号（2021.11）所収）もご覧いただきたい。

オンライン資料収集制度と収集範囲の拡大

当館が収集する民間のオンライン資料とは、私人がインターネット等で公開した電子情報のうち、図書や逐次刊行物に当たるもののことを指す。具体的には、ISBN、ISSN、DOIのいずれかが付されているか、または、PDF、EPUB、DAISYのいずれかの方式により記録されているものをいう。収集対象の要件は外形的基準のみであり、資料の内容は問わない。

オンライン資料収集制度とは、発行された民間のオンライン資料を、発行者からの納入により収集する制度であり、国立国会図書館法第25条の4²⁾に規定されている。これまで当館が納本制度により収集してきた紙媒体など有形の出版物に加え、電子書籍や電子雑誌という新たな形での情報の流通が拡大し、有形の出版物からの移行も進んでいるため、納本制度を補完する制度としてこれらも収集することを定め、文化財の蓄積及びその利用に資するものである。

2013年7月の収集開始当初においては、国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会³⁾の

答申を踏まえて、無償かつ技術的制限手段（DRM）のないオンライン資料に限り収集することとした。これは、オンライン資料の散逸を防ぐために制度的収集の開始は急がれる⁴⁾ものの、有償又はDRMが付与されたオンライン資料の収集や補償のあり方については、技術的な観点及び民間ビジネスへの影響について、更に検討を要したためである。

その後、納本制度審議会において審議が続けられ、2021年3月に、有償又はDRMが付されたオンライン資料の収集にあたり留意すべき点が答申として取りまとめられた⁵⁾。この内容をもとに準備を進め、国立国会図書館法及び関連法規⁶⁾が改正され、2023年1月から、有償又はDRMが付されたものを含め、全てのオンライン資料の収集を行うこととなった。また、DRMが付されたオンライン資料であってもDRMのない形で納入することや、同一のコンテンツが複数のファイル形式で発行されている場合の収集の優先順位などが定められた。

機密扱いのもの、既に納本されている紙の図書や逐次刊行物と同一版面である旨の申出があり当館が確認したもの、長期間にわたり継続して利用可能であるもの（大学の機関リポジトリ等に収録された資料）など、一定の要件を満たすものについては、引き続き収集対象から除外される。

オンライン資料の利用方法

収集したオンライン資料は、国立国会図書館デジタルコレクション⁷⁾（以下「デジコレ」という。図1）で提供している。国立国会図書館オンラインからも検索できる。

収集したオンライン資料は、原則として当館の施設内のみで利用可能だが、権利者から許諾が得



図 1. デジコレトップページ

られた場合には、インターネット上でも公開している。デジコレトップページからコレクション「電子書籍・電子雑誌」を選択すると、オンライン資料が検索対象となる（図2）。コレクションを選択しなければ、デジタル化資料や博士論文等、デジコレで提供している他の資料群との横断検索も可能である。

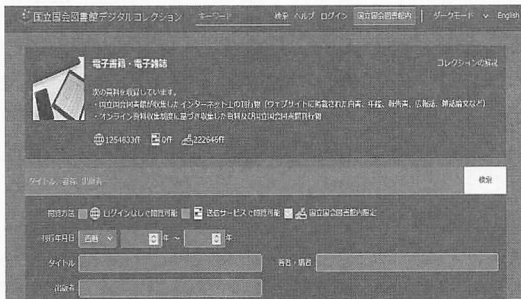


図 2. デジコレ「電子書籍・電子雑誌」

複写サービスは、ファイル形式がPDFのものに限り、著作権法の範囲内で実施しており、遠隔複写サービスは国立国会図書館オンラインの検索結果から申込みが可能である。なお、当館がインターネット上で公開していない電子ファイルのダウンロードサービスや、オンライン資料の送信サービスは行っていない。関係する権利者の利益を保護するための対応であり、ご理解をいただきたい。メタデータには、納入者がオンライン資料を掲載しているウェブサイトのURLを付与しているので、入手に当たってはこちらをご参照いただきたい。

今後の課題

有償又はDRMが付されたオンライン資料の制度収集は始まったところであり、まずは着実に収

集していくことが課題である。そのためには、制度について、発行者だけでなく広く国民の理解を得ていくことが大切であると考えている。

また、収集するためには収集対象の把握が必要だが、オンライン資料の流通経路は紙の出版物より多様であり、出版状況を把握することは紙の出版物よりも難しいため、いかに効率的に出版状況を把握するかという点も課題となる。

さらに、流通経路だけでなく、流通単位の違いも問題となる。たとえば紙の出版物の場合、学術雑誌は複数の論文が集積した1号単位で流通するが、電子雑誌の場合は論文単位で流通することが多い。流通単位が多様であることにより、オンライン資料の出版状況の把握は一段と困難になっている。

おわりに

2023年7月、オンライン資料収集制度は開始から10年を迎える。これを機に、オンライン資料の収集が進むよう、制度のより一層の周知に取り組んでいきたい。

注

- 1) オンライン資料収集制度（e デポ）（国立国会図書館ホームページ）
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/index.html>
- 2) 国立国会図書館法（国立国会図書館ホームページ）
<https://www.ndl.go.jp/aboutus/laws/pdf/a1102.pdf>
- 3) 納本制度審議会（国立国会図書館ホームページ）
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/index.html>
- 4) 納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成22年6月7日）
https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_5.pdf
- 5) 納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和3年3月25日）
https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_8.pdf
- 6) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（国立国会図書館ホームページ）
<https://www.ndl.go.jp/aboutus/laws/pdf/a4108.pdf>
国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（国立国会図書館ホームページ）
<https://www.ndl.go.jp/aboutus/laws/pdf/a4109.pdf>
- 7) 国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/>

（ひらた のりこ：国立国会図書館）

[NDC10：016.11

BSH：1. 国立国会図書館 2. 電子資料 3. 図書館資料収集]

特集★図書館の話題アラカルト

公共図書館におけるシリアスボードゲームジャムの意義と可能性

—くまもと森都心プラザ図書館での実践から—

太田和彦

シリアスボードゲームジャムとは

本記事では、2022年9月24日・25日にくまもと森都心プラザ図書館で開催されたSBGJ2022（第4回シリアスボードゲームジャム）の様子をお伝えするとともに、公共図書館でシリアスボードゲームジャムを開催することの意義と可能性をご紹介します。

シリアスゲームとは、語学習得やリハビリテーションを目的としたり、社会問題や環境問題をテーマとして扱う、単なる娯楽にとどまらないプレイ体験を得ることができるゲームを指します。また、ビデオゲームなどと異なり、電源不要で遊べるアナログゲーム全般をボードゲームと呼びます（カードのみのゲームも含みます）。シリアスボードゲームジャム（以下、SBGJ）は、参加者がチームを組み、一定の時間内で、電源不要で遊べるシリアスゲームのアイデアを考案し、試作品を制作するイベントです。参加者同士が協力しながらアイデアを練り、試行錯誤を繰り返すことで、新たなゲームが生み出されます。



過去3回のSBGJは、京都市内にある総合地球環境学研究所とオンラインで開催されました。研究者、ゲームクリエイター、大学生、NPOのスタッフなどの方々にご参加いただき、資源管理のジレンマ（『コモンズの悲喜劇』：SBGJ2018）や飢餓問題（『サンタ・チャレンジ』：SBGJ2018）、肉を食べること（『マナーな食卓』：SBGJ2019）、中世西欧の貴

族の食事（『王とリンゴのタルト』：SBGJ2021）、食物連鎖（『生まれ変わり食餌日記』：SBGJ2021）などをテーマにしたゲームが制作・公開されました。昨年はじめて京都を飛び出し熊本で開催されたSBGJ2022は、公共図書館との初の共同開催でした。

公共図書館で開催する意義：SBGJ2022@くまもと森都心プラザ図書館

公共図書館でのSBGJは、イベント参加者がゲーム制作を通じて図書館の資料やレファレンスサービスを活用し、図書館の新しい活用方法を模索することを目指して企画されました。シリアスゲーム制作は、①知識やアイデアの共有、②ゴール設定、③全体像のスケッチ、④試作品作成、⑤テストプレイ、⑥お披露目という六つのステップで行います。2日間のイベントでは、多くのチームで、①知識やアイデアの共有から、④試作品作成までが行われます。SBGJ2022では、特に①と②のステップで、図書資料の参照と議論を通じて、参加者がブレイクスルーを得ていました。

SBGJでは毎回、制作するゲームのテーマを決めます。SBGJ2022のテーマは「食卓からは見えない景色」でした。事前に、オンラインでビブリオバトルを開催したり、図書館で関連するテーマの特集の展示をすることで、イベント参加者以外の方々にも広く当該テーマへの関心を醸成し、図書館の情報資源が最大限に活用される機会を生み出しました。

また実現はしていませんが、SBGJを通じて制作されたゲームを図書館で展示・貸出することで、図書館利用者が楽しみながらテーマについて考えるきっかけを提供することができると考えています。例えば、図書館が地域課題解決の情報提供の場として役割を果たそうとすると、図書館でのSBGJは館内外の資料を活用しながら、地域の課題

シリアスボードゲームジャム2022

Date: 2022年9月24日, 25日

Venue: くまもと森都心プラザ図書館(熊本)

Member: 24人 (5チーム+ソロ1名)

Theme: 「食卓からは見えない景色」

Regulation: 図書館のレファレンスを育てよ



に対する意識を高め、解決策を模索する機会を提供することができるため、意義深い取り組みになるでしょう。

図書館でSBGJを開催するには？

まず、図書館の近くにゲーム制作に集中でき、声を出しても良いスペースを確保することが、図書館でSBGJを開催する際に不可欠の条件です。SBGJ2022@くまもと森都心プラザ図書館の場合、同じ建物内にある熊本市のビジネス支援施設「XOSS POINT.」をお借りしました。

また、イベント前の図書館内での企画展示や告知、当日の充実したレファレンスサービスも重要です。これはくまもと森都心プラザ図書館の皆さんと、図書館司書でゲームに造詣が深い高倉暁さんの全面的な協力のもとで実現しました。SBGJの1か月ほど前にビブリオバトルや専門家を招いて話を聞く機会を設けたり、専門書だけでなく児童書も参考にしたりしたことで、シリアスな事柄についての理解度が向上し、面白くて深いゲームができました。

そして、SBGJ2022では、中学生からベテランの市職員の方まで、多様な年齢層やバックグラウンドを持つ参加者の皆さんに熊本県内外からお集まりいただきました。開催場所となる図書館への公共交通のアクセスの良さも、無視できない条件だと考えられます。

その他、もろもろ考慮すべき事柄はあったもの

の、イベント後のアンケート調査から、SBGJ2022の開催が図書館とゲーム制作の両者に多くの発見や有益な経験を得る機会となったことが分かりました。SBGJは、設定したテーマに対する理解を深めるだけでなく、参加者同士のコミュニケーションも促進するため、図書館が地域社会の中心的な役割を果たすうえで意義ある活動の一つになると考えています。もし図書館でのSBGJの開催にご関心のある方は、石田喜美さんが企画されたこちらの鼎談の動画をぜひご視聴ください。

【図書館総合展2022】図書館・レファレンスサービスとゲームとの幸せな関係～シリアスボードゲームジャムを事例として～(2022.11.6)

<https://www.youtube.com/watch?v=r5gSGUvC1Hk>

(おた かずひこ: 南山大学総合政策学部)

[NDC10: 015.8 BSH: 1. ゲーム 2. 図書館(公共)]

地域課題としての公共図書館の在り方

下吹越かおる

1. 指定管理者制度への流れ

今から16年前の2007（平成19）年4月、私たちNPO法人本と人をつなぐ「そらまめの会」は、指定管理者制度とは何かもわからぬままに公共図書館の運営に乗り出した。心を突き動かしたのは、住民としての図書館に対する思いだった。

現在、鹿児島県において指定管理者制度で図書館を運営しているまちは、阿久根市・徳之島町・指宿市・鹿屋市・曾於市・出水市・枕崎市・南さつま市・薩摩川内市（入来分館）・南九州市・鹿児島市（天文館図書館）の11か所である。うち約半分の5組織がNPO法人や有志団体で運営している。特に南薩摩地域の4市（指宿市・南九州市・枕崎市・南さつま市）においてはすべてが指定管理者であり、うち3市がNPO法人による運営である。そうなった背景に「そらまめの会」の存在は欠かせないと言われている。「そらまめの会」は指定管理者制度のロールモデルだと言われてきた。

2. 指定管理者制度は夢の箱か

指定管理者として運営してきたなかで、以下の2点にわけて考えてみたい。

(1) 改善された点

・専門員（司書）が配置され、利用者サービスの向上につながったこと。

具体的には「選書能力」「除籍・廃棄能力」「分類・書誌データ作成能力」「相互貸借」「ディスプレイ」「サイン表記」「整架」「企画力」「研修・育成」「修理・複本製作」「レファレンス力」「施設の維持管理・美化」などの専門性である。

(2) 課題として残された点

- ・人員不足
- ・業務内容と指定管理費の整合性
- ・5年ごとの公募体制
- ・学校や公民館との連携を民間の立場で行うことの難しさ
- ・図書館条例、図書館法とひも付く施設であることの矛盾
- ・図書館協議会での立場
- ・市議会での立場
- ・市立図書館長の任命権
- ・図書館長の役割
- ・公の施設でのリスク配分（主に物価高騰などのリスク）
- ・物価高騰などのリスク配分
- ・行政における選書能力、除籍能力、運営スキル流出の不安
- ・地域との連携
- ・学校との連携
- ・読書に関する表彰がなくなったこと

- ・おはなしボランティア等の育成
- ・図書館行政（総合振興計画・図書館中長期計画・図書館要覧・子ども読書活動推進計画の立案等）を図書館勤務経験のない行政が作成する困難さ（図書館という社会教育施設においてどんな市民を育成し、まちを熟成していこうとするのかを考える人の不在）

市側の大きなメリットとして指定管理者制度導入により、人件費削減はできただろう。だが、そこで働く職員の待遇はどうだろう。

コロナ禍における物価高騰の現状について、NPO法人や任意団体に現状調査を行ったが、行政側からの補填はなかったと言う（執筆段階において）。NPO法人側からも申請していないとのこと。指宿市においては、「そらまめの会」からの要請に対し、光熱費に関しては詳細なデータ提出をし、ようやく年度末に補填があった。だが、資料作成にかなりの時間を要した。物価高騰に伴う消耗品や備品についての補填に関しても行政の申請様式はなく、指定管理者側に託された。裏付け資料作成の煩雑さもあり、補填申請だけに専念できる職員も置けないまま予算要求を諦めざるを得ない現状になっている。

管理運営業務仕様書のリスク配分には、「物価・金利の変動など、教育委員会の責めに帰すことができない要因による管理運営費の上昇についての負担区分は指定管理者」と記載しているが、市の責めに帰すことができないものを指定管理者に帰せるものだろうか。ともに解決策の糸口を考えていただけたらと願う。まずは「困ったことはないですか」との声をかけをいただけたら、ありがたい。

3. 満を持す

NPO法人等で運営している県下の指定管理者代表者に具体的な職員給与を尋ねてみた。本当に苦勞されている回答だった。「なぜ、それでも指定管

理者として図書館運営をするのですか？」と聞いた。答えは異口同音。「気持ちだけでやっている」と。「気持ちとは？」と重ねて聞いた。すると「私たちが（図書館運営を）しなくなったら、このまちの図書館はどうになってしまうのか、市民が困ることは目に見えている」「図書館で働きたい。図書館の仕事が好きなんです。市民の望む本を、子どもの望む本を子どもたちに手渡せた時の喜び、子どものうれしそうな顔を見ていたいのです」とのこと。そして最後に「それでも、もう、その気持ちが折れたら、それで終わりだと思っています」と、押し出すような声で話された。

公共図書館で働く人たちが、住民への使命感、仕事への誇りだけで、気持ちだけで運営されているのだろうか。この人たちもまた、同じこのまちの市民である。市民の好意に、行政がここまで寄りかかることがまちの未来につながるのだろうか。この現状を市民は知っているのだろうか。この現実こそ、地域の課題であり、そのことを地域のみならず考えていくことが大切なのではないかと思うようになった。告発などではない。ここからこのまちの図書館のことをもう一度、住民自らが考えていく一歩にしたいと、現状をありのままに話そうと思った。それが、『小さなまちの奇跡の図書館』（猪谷千香著）での取材であり、今年2月12日に「NHK NEWSおはよう日本」内で放送された取材だった。

4. 公共図書館がまちにある意味

2003（平成15）年、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が施行された。管理委託制度下の公の施設については、改正法施行後3年以内に条例を制定し指定管理者制度に移行するよう求めたものであり、推進したのは「国」である。地方公共団体は、公の施設の管理を行わせるために、指定管理者制度を導入した。指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成する

ため、必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっている。だが、考えてみてほしい。設置者は市である。設置の目的とは何なのか？その効果とはどんな効果なのか。その効果を出せるのは誰なのか。また、経費削減のみを優先した先に何が残るのか。

指宿市で言えば、1924（大正13）年に指宿村立図書館が設置されている。今から99年前にこのまちに公共図書館が必要だと思う役場職員がそこには存在していたということである。九州最古であり、日本で4番目に古い図書館と言われている鹿児島県南大隅町にある旧根占書籍館（現南大隅町根占図書館）は1883（明治16）年、140年前に磯長得三氏により設置されている。そのときの氏の文言がこれである。

「へき地中のへき地で、文明の進歩に遅れやすい」「立派な人になるには有益な書物を読むほかないが、一人の力では不可能。有志の協力を得て、書籍館を開設する」。

図書館の究極の目的は「自立した市民を育む場所」であるとも言われている。どんな環境で育とうとも、「知りたい、学びたい、生きようとする思い」を支えていくこと。それも大きな図書館の役割であり、図書館は生きるための知的インフラである。

今、私たちは、16年間言えなかった現状を明らかにし、市民とともに、これからのまちの図書館がどうあるべきかを探そうとしている。先日、市民の発起人により「第1回指宿の図書館を考える会」が開催され、6月の段階ですでに3回開催された。これまでに「指定管理者制度についての学習会」などを開催した。「指定管理者」ありきではなく、直営がいいのか、企業がきて運営した方がいいのか再考のときに来ていると感じる。私たちは本当にこのまちがどんな図書館であればいいと

望んでいるのかが知りたいし、ともに考えてほしいと願っている。これまで「そらまめの会」だけで考えてきたが、もう市民の手にその課題を戻していいのではと思っている。

各県の図書館協会は、指定管理者、特にNPOや任意団体における給与、勤務時間数等の調査を実施し、現状把握に努めてほしい。指定された金額で受けている立場上、当事者側からは言えないこともあるが、調査には答えることができる。

2009（平成21）年5月、衆議院における議員立法で「公共サービス基本法」が成立した。千葉県野田市は2009年9月に公共施設職員の待遇を守ろうと指定した賃金の支払いを確保することを規定する「公契約条例」を作成した。安心して図書館で働ける環境を作るために、そこで働く民間人の職場環境が改善され、守られるようなしくみ作りが急がれる。司書を育成する大学や仕組みはあるが、その先の司書資格を有する人の職場を確保するためのしくみ作りも同時に考えていきたい。専門機関や学会、大学側にもぜひ声をあげてほしい。

なぜ、図書館が存在するのか、図書館設置の意味を原点に返りみんなで考えていきたいと願っている。

図書館の未来のために。

参考文献

- ・『小さなまちの奇跡の図書館』、猪谷千香、ちくまプリマー新書
- ・図書館指定管理者制度アンケート調査表集計（鹿児島県・霧島市）
<https://www.city-kirishima.jp/kokubulib/shise/fuzokukikan/kaigikekka/h27/documents/22727.pdf>
 （しもひごし かおる：指宿市立指宿図書館）
 [NDC10：016.2 BSH：1.図書館（公共） 2.図書館経営]

特集★図書館の話題アラカルト

きみも大学図書館で働いてみないか

—仕事の魅力を伝え、志望者のすそ野を広げるには—

伊原尚子・中山貴弘・有馬良一・井上敏宏・市川鈴子

1. 活動の主旨・立ち上げの経緯

「きみも大学図書館で働いてみないか」実行委員会（以下、「キダハミ」という。）は、就活生や転職希望者に対して、国立大学図書館の職務内容や職員の働き方等を周知し、大学図書館が就職候補先のひとつとなることを目的とした国立大学図書館協会近畿地区協会の取り組みで、5大学図書館の職員が、大学の枠を超えて活動している。

近年の大学図書館には、図書や雑誌による情報提供のみでなく、学生への学術情報リテラシー教育支援や、大学発の研究成果の発信や、その過程の研究データの取扱い支援等が求められる。例えば今まで少なかった理系出身者等の多様な人材の活躍に期待が高まりつつある一方で、我々自身が大学図書館の魅力も含め、今求める人材を広く、正しく伝えられていないという反省があり、大学図書館が求める職員像を知ってもらうため、イベントとWebによる情報発信を行うこととした。

2. 予備調査活動

イベントの開催に先立ち、キダハミの活動戦略検討およびメンバー間の意識共有を目的として、予備調査を行った。調査の枠組みはマーケティング

要素の考えを援用し、次のように設定した。

- ①大学図書館での待遇や将来性、身につくスキル等：今後の採用活動を念頭に置きつつ、求職者が求めることを探るため、各メンバーの体験、経験を参考にしながらまとめた。
- ②求める人材の素養（知識、経験、モチベーション等）：司書課程のシラバス調査を行い、また統一試験の専門試験の出題傾向を分析した上で、メンバー内の管理職級職員に対してアンケートを実施した。
- ③就活市場の調査・学生動向調査：学生の就職状況や理系学生の就職活動の動向についてまとめ、また理系学生の就活に関するアンケートを実施した。
- ④民間企業・公務員の現況：大学図書館の採用と競合すると考えられる職種の採用方法や、転職を考えている層へのアプローチ等についてまとめた。

上述②のアンケートの結果、採用において適応性、協調性等の態度能力を重視する声が突出し、公共図書館の専門的職員に求められる司書資格を重視する声は少なかった。キダハミではこれらの状況も参考に、活動を進めていくこととした。

3. 100人の大学図書館員展

当該イベントはパネル展示とトークイベントの2本立てで開催した。このうち、前者のパネル展示「100人の大学図書館員展」は、全国の国立大学の図書館職員から募集したプロフィール118名分をトレーディングカード風にデザインして展示するもので、大阪大学・京都大学・神戸大学の各図書館で2月上旬に同時開催した。なお、展示館については、理系の学生の利用が多い館を優先した。

展示パネルには、各職員のプロフィールとあわせて「大学図書館で働く推しポイント」や「私の考える2050年の大学図書館」といった項目を設けるとともに、AIによる画像生成ツール“Stable Diffusion Online”を使用して作成したイラスト（アバター）および各職員の出身学部・学歴・資格をデザインとして入れ込んだ。パネルの作成にあたっては、“Stable Diffusion Online”に入力するプロンプトの組み合わせによりアバターのテイストをそろえ、展示全体に統一感を持たせた。加えて、職員の出身学部によって背景色を変える等、伝えたい情報を視覚的に表現するような工夫を行った。また展示会場には、見学者がパネルに対する感想や質問を自由にコメントできるよう付箋を設置するとともに、パネルにコメントがあった場合はSNSを使用して返信を行う等、双方向のコミュニケーションがとれる環境を整えた。

本展の目標は、大学図書館職員を目指す層のそ野を広げることであったが、展示パネルを上述のようなデザインにしたことで、少数だが理系出身者もいること／司書資格を持っていない職員も

一定数いること／大学院修了者の数も少なくないこと等をわかりやすく伝えることができたと思う。

展示したパネルの電子版はキダハミのWebサイトで公開しているため、本展をご覧になられていない方は、ぜひWebサイトを参照されたい。

4. トークイベント

トークイベントは、既出の企画展示と併せて「トショカンインの時間」と題し、2023（令和5）年2月10日に大阪大学附属図書館総合図書館にて、現地とオンラインからの参加を交えて開催した。参加申込は、大学図書館に就職や転職を希望する方であれば誰でも可とし、後述のWebサイトに設置した予約フォームで受け付けた。結果、計59名（現地8、オンライン51）の参加があった。

現役の大学図書館職員が、仕事についての魅力等を対談形式で語ることとし、管理職（事務部長、課長）3名が前半を担当、また若手職員3名が後半を担当した。2組それぞれが参加申込時に受け付けた質問等をもとに自身の体験等を交えてトークを展開した。

管理職らは「エグゼクティブの時間」と題し、「職員に求めるスキル」「やりがいを感じること」



等の質問に回答した。約30年の職務経験を披露し、大学図書館での仕事は一般的に思われている司書の仕事のイメージとは違っていること、今の時代の大学図書館にはさまざまな役割や機能等が求められていることを紹介し、多種多様な考え方や素養を持った人材を求めていると呼びかけた。

若手職員らは「ニューエイジの時間」と題し、比較的最近採用された自身の経験に基づき、学生時代のバックグラウンド、志望動機、就職活動、採用試験対策、現在の仕事内容、働いてみての感想等を語り、「どんな人とどんな仕事をしたいか」や「仕事への心構え」等の質問に答えた。未来の大学図書館について各自がイメージする将来像を披露する等、参加者と年代が近い世代ならではの感覚を活かしたトークを行った。当日の内容は要約をWebサイトで公開する予定である。

5. Web 広報 + 相互 SNS

大学図書館職員の職務内容について、情報発信と上述イベントの告知を行うため、Webサイトを開設するとともに、Twitter アカウントを作成し、広報を行った。

まずWebサイトには、「cast」ページを設け、「100人の大学図書館員展」のパネル118枚を掲載し、会場展示終了後も閲覧可能にしている。Twitterでは相互フォローを基本とし、匿名で質問できる“Peing-質問箱-”も活用して積極的な相互交流を図っている。寄せられた質問については、キダハミ内で意見を出し合って回答を作成し、それらをまとめてWebサイト「Q&A」ページで公開している。

そのほかTwitterでは、大学図書館職員の取り組んでいる意外な仕事等、随時情報発信を行っているため、ぜひフォローしていただきたい。

6. まとめ

大学は、最先端の研究がなされ、新たな学術情

報が生成される場であり、人を育てる場である。教育・研究を学術情報の側面から支える大学図書館の仕事は、読者の方の想像以上に、多種多様かつ変化に富んだものである。そこで働く我々自身は、その変化に戸惑いつつも、楽しみ、柔軟に対応するべく日々奮闘している。

図書館職員の志望動機として、「本が好き・図書館という空間が好き」という人は多い。キダハミでは、そこから一步踏み込んで、「人が好き・新しいことに取り組みたい・最先端の研究に関わりたい」という意欲的な仲間を増やすべく、活動を継続していく。

きみも大学図書館で働いてみないか？

参考情報

キダハミ公式サイト

<https://www.kidahami.com>

キダハミ Twitter

<https://twitter.com/kidahami>

Stable Diffusion Online

<https://stablediffusionweb.com>

Peing-質問箱

<https://peing.net/ja/>

(いはら なおこ：京都大学附属図書館、なかやま たかひろ：大阪大学附属図書館、ありま りょういち：神戸大学附属図書館、いのうえ としひろ：大阪教育大学、いちかわ れいこ：大阪大学附属図書館)

[NDC10：017.7 BSH：1. 大学図書館 2. 図書館員]

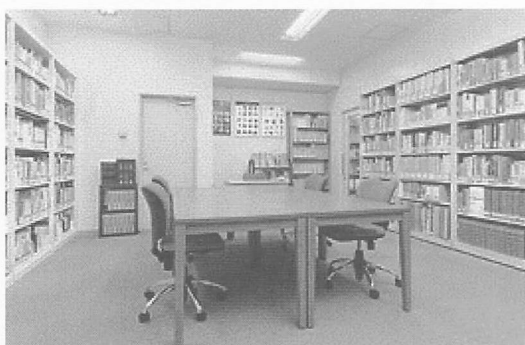
ポーラ文化研究所のオンラインサービス

富澤洋子

ポーラ・オルビスグループは、「感受性のスイッチを全開にする」という理念のもと、化粧品を中心とした「美と健康」に関わる事業を展開しています。ポーラ文化研究所は「本当の美しさは、内面の美や心の豊かさを伴ってこそ初めて実現する」という考えのもと1976年5月に設立。「化粧品は文化である」という視点から化粧文化に関わる資料の収集・調査研究・公開を行ってきました。

博物館への展示協力、収蔵品を活用してのセミナー開催などのほか、現代の化粧・美意識に関する調査も1970年代から継続実施。公開した調査レポートは、2023年4月現在、153件を数えます。

研究成果のアウトプットとして書籍の出版も行い、2020年には平成30年間の美容・化粧について、女性雑誌の化粧記事の分析や調査レポートを独自の視点でまとめた『平成美容開花』を刊行しました。また一般公開施設として、化粧文化の専門図書館「ポーラ化粧文化情報センター（以下、情報センター）」を運営しています。



▲ポーラ化粧文化情報センター

情報センターの開室は2005年、毎週水曜日には蔵書の閲覧や研究員によるレファレンスなどの来館サービスを継続してきました。ご利用は、小学生からプロのヘアメイクの方、化粧文化関連領域を専門とする学生や研究者をはじめ、業界他社の方まで幅広くご活用いただきました。コロナ以降は、サービスの主軸をオンラインに切り替え、近年とくに力を入れてきたウェブサイトの充実、SNS、収蔵品のデータベース公開などでの情報発信に力を入れています。2005年の情報センターオープンと同時に蔵書検索のOPACを公開してきましたが、2018年12月、ウェブサイトのリニューアルに合わせ、ポーラ文化研究所が収集・保存してきた化粧道具類など1万1000件をインターネット上で検索できる「化粧文化データベース」を新規公開しました。これまで、美術館での展示をはじめ、情報センターでのレファレンスにも、実物資料として化粧道具類を活用してきましたが¹⁾、データベースとして、広く社会に公開したことで、ユーザーベースで閲覧していただくことが可能になりました。この活動は「希少性のある資産を広く社会に公開した企業の姿勢として大変先駆的である」と評価され、2019年にデジタルアーカイブ推進コンソーシアム主催「デジタルアーカイブ産業賞」の貢献賞を受賞しました。2023年4月末日の資料区分は5種類、現在の収録件数は、①化粧道具類1,545件、②浮世絵・版画類472件、③新聞記事3,090件、④雑誌記事4,598件、日本の古代から近世までの文献資料に掲載されている化粧に関する

る情報を取り上げた⑤化粧史関連事項3,771件、合計1万3476件にのぼります。また検索語に迷う方へのナビゲートとして、ポーラ文化研究所の代表的な収蔵品を「紅化粧」「白粉化粧」「お歯黒・眉化粧」「海外の化粧」という四つのジャンルで紹介した「ピックアップ検索」という、おすすめ検索の機能も設けています。



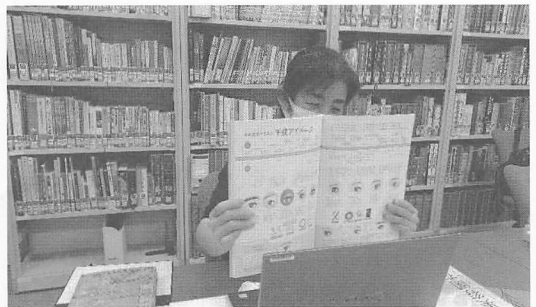
▲化粧文化データベースの画面

2020年、ポーラ文化研究所でも新型コロナウイルス感染症の影響で、来館サービスの考え方、対応を変更することになりました。お客さまを迎えられる環境が整わない中で、オンラインサービスの一つとして挙げたのが、Zoomを使ったオンラインレファレンスでした。ポーラ文化研究所が調査研究にあたって収集してきた情報や資料と、化粧文化に興味をお持ちの方とを、オンラインでダイレクトにつなぐ初の試みとして2020年12月にスタートしました。

ポーラ文化研究所では、化粧を文化として広く、深く研究し、その成果や文化資産を社会に公開することで、化粧文化への理解を広げることをミッションの一つとしています。図書館のレファレンスというと、調べもの案内や資料の情報提供が一般的ですが、多くの方々に化粧文化に親しんでいただけるよう、オンラインレファレンスでは日常のなかで化粧や美容について気になったこと、たとえば時代劇を見ていて気になったことや、和服と洋服のときの美意識の違いの変遷など、PRにおいては、ふとした疑問や漠然とした質問でも受け付けることを明記しています。その文言が奏功してか、関連領域の研究者や学生だけではなく、疑

問をもった子どもさんなどにもご参加頂きました。

また、あらかじめ提示されている質問内容に沿って回答をしていくのですが、対話をしながら進めていくことを大事にしています。テーマの展開や次々と引き出される新たな疑問にも可能な限りお答えしていくように心がけており、幅広い分野にお応えできるようにと、専門性の異なる研究員が2名体制で担当するようにしています。内容は化粧史全般に関することから、日本の髪型の細かい年代、現代の化粧情報ソースの探し方など、文献資料だけでなく、結髪雛形など所蔵品以外の資料も使って疑問に答える、開室時のスタイルを踏襲しました。国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービスなど、近年ますます充実するオンライン情報なども活用しながら、化粧文化に関する多面的な情報提供を行っています。来館サービス時の利用者層から、学生のレポート準備のほか、社会人の業務活用は想定していましたが、保護者の方同伴での未就学児の参加や海外など遠隔地からの参加は、いつでもどこでもどなたでもアクセス可能なオンラインの利点と言えるでしょう。開催告知を目にして化粧文化に興味を持ったのだと、気軽に参加して下さる方の増加はこちらのねらい通りの嬉しい収穫でした。



▲オンラインレファレンスの様子

申し込みは先着順の事前予約制とし、開始当初はウェブサイト上で告知・満席状況の管理、申し込み受理やZoomリンク配布をメールによる手作業で行っていましたが、2022年4月には外部のイベント管理システムPeatixを募集・開催管理に導

入し、現在毎月末の2日間6枠、1枠30分で実施しています。告知はPeatixのほか、「#オンラインレファレンス」のタグ付けで公式Twitterへも投稿しています。



▲オンラインレファレンス募集のバナー

ポーラ文化研究所では、長年、化粧・美意識に関する意識調査を行っています。国内外における学術研究の発展に寄与することを目的に、2007年より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターが運営するSSJデータアーカイブへ調査データを寄託しています。現在、2006-2017年に実施した17調査分のポーラ文化研究所の調査データがSSJデータアーカイブで公開されており、これまでに300人近い研究者の方々に利用いただいています。今後も準備が整ったものから順次寄託予定です。

オンラインサービス充実という点で、コロナ禍前から準備を進めていた国文学研究資料館との協力・連携は、ポーラ文化研究所にとって非常に大きな取り組みとなりました。ポーラ文化研究所では「化粧文化との関連」を、資料収集の大きな指針としていますが、化粧の方法や、化粧をした姿、髪形などが表現されている古典籍（江戸時代以前の本）176冊と浮世絵349点の高精細デジタル化に取り組み、2021年4月にポーラ文化研究所の「蔵書データベース」「化粧文化データベース」¹⁾上に公開しました。化粧文化に関する資料の大規模な公開は、化粧文化への理解を広げるとともに、江戸時代を中心とする風俗・文化史研究、海外からの日本文化理解の一助としたいと考えています。

コロナ禍中、多くの図書館と同様にポーラ文化

研究所はさまざまな制約の中での活動を余儀なくされましたが、同時に新しいサービスへチャレンジすることもできました。世の中では想像も付かなかったような技術が次々に登場しています。また、化粧や美容に求める価値観も大きな変化の時を迎えています。化粧を文化として広く、深く研究し、その成果や文化資産を社会に公開することで、化粧文化への理解を広げるチャレンジをこれからも続けていきたいと考えています。

■ポーラ文化研究所のオンラインサービス

- ・ ポーラ文化研究所ウェブサイト
<https://cosmetic-culture.po-holdings.co.jp>
- ・ 蔵書データベース
https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000427polalib
- ・ 化粧文化データベース
https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000427poladb
- ・ オンラインレファレンス申し込み
<https://polabunken.peatix.com>
- ・ 公式 Twitter
https://twitter.com/POLA_bunken?lang=ja
- ・ 公式 YouTube
<https://www.youtube.com/channel/UC-Ky6o5I3yMiPdcFOpQEb0g/videos>
- ・ 公式 Instagram
https://www.instagram.com/pola_cosmeticculture/

注

1) 「化粧文化の情報サロン（れふあれんす三題断連載その二百二十六 ポーラ文化研究所 ポーラ化粧文化情報センターの巻）」『図書館雑誌』2015.10, pp664-665.

（とみざわ ようこ：ポーラ文化研究所）

[NDC10：018.383 BSH：1. ポーラ化粧文化情報センター

2. レファレンス ワーク]

特集★図書館の話題アラカルト

デジタル社会に対応した公共図書館の変革に向けて

—筑波大学とつくば市立中央図書館による小中学生を対象としたブックトーク映像制作の取り組み—

鈴木佳苗

はじめに

デジタル社会において、人々はスマートフォンなどの情報通信機器を用いていつでもどこでも自由かつ安全に多様な情報や知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することができ、また、情報通信技術を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録）として記録された多様な大量の情報を活用することができる¹⁾。現在の図書館ではこうした状況にある多様な利用対象者のニーズへの対応が求められている。

しかし、従来の図書館は来館型サービスが中心であり、非来館型サービスを進めていくことが課題となっている²⁾。非来館型サービスには、電話やFAXによるサービスも含まれるが、人々がいつでもどこでも利用できるようにするには、非来館型オンラインサービスの充実が重要になる。

ブックトーク映像制作の背景

つくば市立中央図書館においても非来館型サービスの充実が課題であった。この課題解決のために、筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群情報学学位プログラム（以下、筑波大学）とつくば市立中央図書館は、2022年度からブックトーク映像制作を開始した。

オンラインでの非来館型サービスの一例として、オンラインブックトークが挙げられる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、図書館が学校訪問をして行うが多かったブックトークの映像をオンラインで配信する取り組みが見られた。これらのオンラインブックトークは、コロナ

禍の個人や学校のニーズに対応していたが、一方で、映像や音声の質、映像の長さ、集中して視聴するための工夫などに課題が見られる場合もあった。こうした課題は、非来館型オンラインサービス充実の一つの方法として、映像制作の知識やスキルを身につける重要性を示唆している。

筑波大学では、2022年度から日本の博物館・図書館・公文書館（Museums, Libraries and Archives : 以下、MLA）におけるDX（Digital Transformation）を推進する「MLA-DX」人材の育成を目標とし、大学院の教育プログラムの拡充を行ってきた³⁾。2023年度春からは、映像制作経験が必ずしも多くない学生を主な対象として、各自が1作品ずつ映像を制作することを通してデジタルコンテンツを自ら制作するための全工程（企画・撮影・編集）に関する知識とスキル、映像を活用した新しいサービスやビジネスを創造する方法論を学ぶ演習科目を新規に開講している。この演習科目の開講に向けて、ブックトークの映像制作では、前述のオンラインブックトークの課題に対応した映像制作の方法の検討も行うこととした。

ブックトーク映像制作の概要

映像制作では、図書館司書が複数冊の本を紹介する10分程度のブックトーク⁴⁾と、10秒から15秒で1冊の本を紹介するブックトーク（ショート・ブックトーク）をそれぞれ撮影した。以下では、ショート・ブックトークの取り組みを紹介する。

ショート・ブックトークでは、対象を3・4年生、5・6年生、中学生とした。紹介する本は、図書館司書が表1のテーマに沿って、図書館で紙

の本だけでなく電子書籍貸出をしている本を中心に選んだ。この理由は、つくば市立中央図書館で2022年10月より電子書籍の貸出サービスを開始しており、図書館を日頃利用しない児童生徒も利用対象者に含め、来館せずに本の紹介を聞いて電子書籍の貸出を受けられるようにすることを目指したためであった。

短い時間で本の紹介を行うために、図書館員が4文程度までで1冊を紹介するシナリオを作成した。本の紹介の例としては、登場人物や出来事の紹介、テーマに関連した内容の紹介、受賞やどんな人に読んでほしいかなどの説明、物語の展開に関する問いかけなどがあつた。本のタイトル・著者名・出版社のクレジットを編集で入れることから、紹介に本のタイトルを含めない場合もあった。

ショート・ブックトーク映像は、紹介者あり、なしの2種類とした。前者では、紹介者が紹介する紙の本とブックトークのテーマを記載したPOP（吹き出し）を手に持ち、図書館の（紙の本と同タイトルの）電子書籍を画面提示したiPadをスツールに置き、本の紹介を行った。後者では、紹介する紙の本とPOPをアップで映し、紹介者は音声のみで本の紹介を行った（図1）⁵⁾。

撮影は、図書館が準備しやすい撮影・音声・照明機材を用いて行った。今回の撮影には、筑波大学所有のiPadを使用した。録音には、動きやすさからワイヤレスマイクを使用した。ワイヤレスマイクの購入費は安いとは言えないが、三脚、タブレット用ホルダー、照明用機材（撮影用のLEDライト、スタンド）をすべて合わせて約5万円でそろえることが可能であった。複数回撮影した本の紹介もあったが、撮影全体は2時間以内で終了した。

映像制作と著作権処理

ショート・ブックトーク映像では、表1の紙の本と電子書籍の表紙を撮影対象とした。これらの著作物の撮影（複製）と使用（オンラインオンデマンド型配信など）には著作権処理が必要になる。

つくば市立中央図書館は、図書館流通センター（TRC）と電子図書館サービスの契約をしており、電子書籍の著作権利用許可申請は、契約者である図書館からTRCを通して行った。図2は、TRCに申請した際の著作物の図書館での利用場面・状況に関する項目である⁶⁾。紙の本については、筑波大学から各出版社にオンラインフォームを通じ

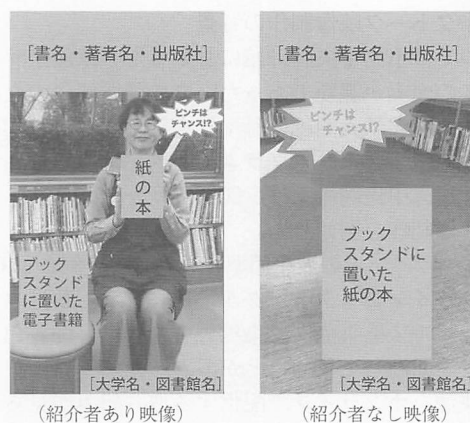
表1. ショート・ブックトークのテーマと紹介した本の例

対象学年	テーマ	紹介した本の例 [括弧内は紹介した本の合計冊数]
小学校3 ・4年生	「ピンチはチャンス」な本!	『大ピンチずかん』（鈴木のリタけ／作、小学館）[4冊]
小学校5 ・6年生	「一步をふみだす時に」	『ありがとう』（谷川俊太郎／詩、えがしらみちこ／絵、講談社）[3冊]
中学生	「14歳の君に」	『メイドイン14歳』（石川宏千花／著、講談社）[3冊]

て申請を行った。出版社によっては「著作権利用許可申請書」の提出が必要であった。最終的にすべての紙の本、電子書籍について利用許諾が得られたが、手続きに数か月かかる場合もあった。

ブックトーク映像制作の今後の課題

ブックトーク映像制作の今後の課題としては、次の3点が挙げられる。第1に、映像についての図書館員や対象年齢の児童生徒の評価に基づいて映像のよかった点や課題を把握し、改善につなげていくことである。制作した映像に対する図書館司書3名の図書館員からの評価によれば、a) 視聴者の観点として、図書館員の表情から感情が読み取れる場合に、図書館員ありの映像が評価されていた一方、b) 紹介者の観点から、顔出しをしないことによる今後の映像制作のハードルの低さに関



(紹介者あり映像)

(紹介者なし映像)

図1. ショート・ブックトークの映像の例

- 1) 図書館内の職員研修で映像をディスク等に入れて貸し出す、あるいは、職員による映像の視聴
- 2) 館内利用者による映像の視聴
- 3) 市内学校児童・生徒による映像の視聴
 - a) オンデマンド型で視聴できるように、事前に申し込みのあった市内の学校・クラスのみが視聴できるように映像ファイルを（ダウンロード不可）閲覧のみ可の設定で共有する
 - b) 映像をディスク等に入れて市内の学校・クラスに貸し出す
- 4) 一般公開

図2. TRCに申請した際の著作物の図書館での利用場面・状況に関する項目

する意見があった。また、c)映像と音声クリアであったことが評価されていた。これは、前述のオンラインブックトークの映像や音声の質という課題に対して今回準備した機材で十分な質の映像が撮影できたことを示唆している。

課題としては、d)本によって紹介される情報量が少ないこと、e)編集で挿入したテキストの提示内容や位置が見にくい映像があること、f)電子書籍と紙の本の両方があることが映像を見るだけでは分かりにくいことなどが挙げられた。今後は映像を視聴した小中学生に、その本が読みたくなったかなどについて尋ねる必要がある。

第2に、図書館司書・職員が図書館内にある、あるいは新たに準備した機材を用いて撮影と簡単な編集を行うといった実践を蓄積していくことである。映像自体が従来のブックトークの記録の役割を果たすだけでなく、ある程度の期間の著作物利用許諾が得られている場合は、繰り返し利用対象者が視聴することが可能になる。

第3に、今回のショート・ブックトーク映像と図書館の電子図書館サービスをつなぎ、図書館を日頃利用しない児童生徒も利用対象者に含めて、来館せずに本の紹介を聞いて電子書籍の貸出を受けられるサービスを実現することである。

おわりに

このように、図書館が目指すサービスの実現のためにデジタル技術を活用して従来のサービスを変革する手段がDXであると言える。今回のショート・ブックトーク映像制作は、機材の準備を含めて小規模図書館でも比較的实施しやすい取り組み

であると考えられる。この取り組みはDXに向けての一連の過程の最初の段階に位置づけられるものであり、ボトムアップで進めることも可能である。しかし、本の紹介を電子書籍貸出サービスと結びつけるためには、電子図書館サービスの導入が必要になるなど、中長期的なトップダウンのDX推進が必要になる。

このような中長期的なDX推進のためには、DX推進人材、経営戦略、組織体制、技術が求められる⁷⁾。筑波大学の教育プログラムを含めて、今後、中長期的なDX推進人材を育成するための取り組みを進めていくことが重要である。

注

- 1) この説明は「デジタル社会形成基本法」の「デジタル社会」の定義に基づく。<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000035> (accessed 2023-06-02)
- 2) 都立図書館在り方検討委員会(2021). 都立図書館在り方検討委員会最終報告: AI時代の都立図書館像 <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/facility/library/files/measure/0325lasthoukoku.pdf> (accessed 2023-06-02)
- 3) 2022年度の「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業DXをけん引する高度専門人材育成事業」(文部科学省)に筑波大学(情報学を含む3分野)の申請が採択され、開始した。DXとは、デジタル技術を活用し、ビジネスモデルを変更して新しい商品やサービスを創造することを指す。
- 4) 対象は、つくば市立中央図書館の学校訪問ブックトークと同じ小学校4年生(「魔法」)と中学校1年生(「仕事」)とした(括弧内のテーマも2022年度のテーマと同様である)。紹介する本の冊数を減らし、短くしたシナリオに対して、前述のオンラインブックトークの課題に関する変更を加えた・加えない構成の2種類を制作した。
- 5) タブレットの画面をアップできれいに撮影することが難しく、今回は紙の本のみアップで試行的に撮影した。
- 6) 筑波大学大学院の授業でこの映像を対面、オンライン(リアルタイム、オンデマンド型)で利用する場合などについても尋ね、許諾を得た。学校教育における著作物利用に関しては、「改正著作権法第35条運用指針」(https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)を参照しながら行うことになる。以下の文献には、「学校で著作物を複製して利用する際の判断チャート」が示されている。
- 芳賀高洋(2022). 知っておきたい学校での著作物利用と公衆送信 日経パソコン(編) よく分かる教育DX: 1人1台のPCとクラウド活用で何が変わる? (pp.38-39) 日経 BP
- 7) 日本経済団体連合会(2020). Digital Transformation (DX) ～価値の協創で未来をひらく～【概要】 https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/038_gaiyo.pdf (accessed 2023-06-02)

(すずき かなえ: 筑波大学図書館情報メディア系)

[NDC10: 0158 BSH: 1. ブックトーク 2. 電子図書館]

いつも学校図書館に通う子どもがいた

—学校図書館図書標準にみる格差—

渡辺鋭氣

●痛んだ学校図書館からの出発

「いつも学校図書館に通う子どもがいた」というタイトルは、私の希望である。すべての子どもにタブレット端末が貸与され、子どもたちは一瞬にして大量の情報を手に入れることのできる便利な時代に生きている。私はそうした時代だからこそ、小学校の6年間はノートと鉛筆を手に、読み書き体験を積むことが大切だと思う。それは生涯を通じて生きる力の基礎となるからである。

1953年8月に公布された学校図書館法は、教育基本法や学校教育法と同じく教育の内容や方向性にかかわることを定めている。学校図書館の目的は、学校の教育課程の展開に寄与することであり、児童・生徒の健全な教養を育成することだと定めている。学校図書館に特化した法律は、世界的にめずらしく、成立された当時は、欧米諸国の尊敬を集めたようである。

学校図書館は、戦後民主主義を象徴するものであったが、軍備強化に転じた政府の姿勢や、高度成長時代のはげしい受験競争の影響をうけ、「学校図書館不要論」に遭遇し、ながく冬の寒さに耐えたこともあった。雪解けが始まるのは1992年である。文部省はこの年、「学校図書館の現状に関する調査」を実施したが、その結果、目の当たりにしたのは、痛ましい学校図書館の姿だった。人の気配もなく、図書資料もない学校図書館が多数を占めていたのだ。

文部省は翌1993年、学校図書館の図書資料を1.5倍に増やす「学校図書館図書標準」を策定し、ただちに都道府県教育委員会に対し、「学校図書館図書標準」の設定を知らせる通知がだされた。都道府県には、市区町村教育委員会に周知し、学校図書館の図書の整備が図られるよう指導を求めている。学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養ううえで、重要な役割があるという念押しもわすれてはいない。

細かく記せば、蔵書冊数は小学校で1学級2,400冊、2学級3,000冊、中学校の場合も1～2学級の4,800冊からスタートし、学級規模の大きさに応じて増えてゆく。特別支援学校の小学部、中学部もおなじ目標が設定されている。

この目標は義務ではないから、気にしなくてもいいと判断する市区町村教育委員会もあった。通知は学校図書館の質にかかわるのだが、市区町村の大勢は、図書標準は目標であって、達成の義務はない、つじつまが合うようにしておけ、これが上司からの指導だったという職員もいた。よけいなことはしないという事なかれ主義がまん延し、それが達成率の遅滞につながり、地域格差の生まれる要因だという指摘もある。

通知が発出されてから約27年後の2020年、文部科学省（旧文部省）調査によると、学校図書館図書標準の達成率は、全国平均で公立の小学校は71.2%、中学校は61.1%である。小学校、中学校ともに達成率が50%以下、ひどいところでは中学校で30%前後の県もある。この全国の平均値には、使われなくなって、つじつま合わせに箱づめで残されている破損本も、蔵書冊数に含まれている。

●品格を備えた教育委員会に期待

文部科学省は、この標準を達成するため、第1次「学校図書館図書整備5か年計画」（1993年度～1997年度）を策定したが、達成できなかったため、1998年からは単年度予算で措置したあと、第2次5か年計画（2002年度～2006年度）を復活させ、5年間で総額650億円を投じた。

第2次5か年計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（2001年制定）を財政面から支えるかたちとなった。その後も5か年計画は更新され、2012年の第4次計画（2012年度～2016年度）からは、公益財団法人文字・活字文化推進機構が求めている学校図書館への新聞配備と学校司書配置の費用が、新規予算として盛り込まれた。

第6次5か年計画（2022年度～2026年度）では、総額2400億円が措置され、これまで30年間の学校図書館図書整備等の地方財政措置の累計は、約8400億円にのぼる。

地方交付税として市町村に配分される財政措置は、使途目的が明確な補助金とちがって、自治体の自由裁量で、いろいろな事業に使うことができる。市町村が「これは学校図書館図書整備等の費用」という名目で予算化しなければ、子どもの読書や学習の費用には回されないのである。

学校図書館行政に携わる教育委員会が、しっかりした心構えで、自治体の予算編成に関与しなければ、他の公共事業に配分されてしまう。現に橋や港やスポーツセンターの建設に使われてきた事例もあるし、現在もそれは続いていると思われる。

道路や港湾の建設に取られるのは、その担当部局に力があるからだ。教育委員会は提案権もなく、非力だから学校図書館に引っ張ってこれないのだ、という説は、説得力がある。

品格を備えた教育委員会は、学校図書館の使命をよく理解し、子どもの未来に責任を負おうという意欲もみてとれる。図書資料も充実し、学校司書も配置され、新聞も配備されている。

●学校図書館を変えた議会と新聞の力

世論に押されて品格を確立した自治体もある。神奈川県相模原市議会は、2022年9月の定例会議で、学校図書購入費約9400万円を盛り込んだ補正予算案を満場一致で可決した。2022年の図書予算では2300万円で、小中学校一校当たりの図書購入費は、全国の政令指定都市で2番目に低く、最低限の本さえ買えない状態で、子どもたちはぼろぼろの児童書を読まされていた。図書館の書架に並べられた児童書はタイトルが消え、パソコンで打ち出して貼りつけるなど、修復して貸し出していた。

この状況を変えたのは市議会だった。公明党や共産党の市議会議員がいくたびも質問を繰り返して、補正予算の編成にこぎつけたのである。議員たちの粘り強い取り組みにわたしは拍手を送りたいと思う。

熊本市は新聞メディアの報道で行政が動いた。熊本市の一校あたりの図書購入予算は、全国20の政令指定都市の平均を下回り、全国最下位——と熊本日日新聞が報じたのは、2022年11月4日である。

2022年度図書購入予算は、小学校一校当たり約

17万円、中学校約24万円で、どちらも政令市で最下位だった。それでも熊本市教育委員は、文部科学省が定める学校規模に応じた蔵書数の目標は達成していると説明していた。

熊日の取材では、熊本市南区の隈庄小の1室には、本がぎっしりつまった100箱以上の段ボールが部屋いっぱいに置かれていた。隈庄小の蔵書数は約1万7000冊で、そのうち30%近い約3600冊が保管本だった。ぼろぼろの本を“飾り”で置き、図書標準の達成率の計算には、保管本も蔵書数に入れて文部科学省には報告していたようである。

熊日の報道があったのち、2023年度当初予算案には前年度比で1.6倍となる4262万円の予算が盛り込まれた。図書の更新はきわめて重要である。古い図書は誤った情報や知識を子どもに与えてしまう。汚れた図書資料は読書や学習への興味もなくしてしまうだろう。

文部科学省は、「5か年計画」で不足冊数分、更新冊数分と分けて予算を明示して自治体に交付している。これは子どもの学習活動に使うために編成された予算である。それを他の部局に横取りされないよう、市町村教育委員会は学級規模に応じた予算を財政当局に求めることを願う。

●住民の眼で自治体予算をチェック

学校図書館の改善に熱意がないかに見えた自治体でも、議会で追及されたり、新聞メディアで取り上げられたりすると、図書予算も増額されるということ、私たちは知ったのだ。「財政はある」ということも理解できた。

地域住民が、わが町の学校図書館のことを市区町村議員と話し合ったり、新聞社に相談したりするだけでも、子どもの読書・学習環境は大きく変わる可能性がある。

相模原市と熊本市の動きはそのことを教えている。地方交付税は、総務省の厳しい査定を経て、文部科学省の予算となるのであり、自治体が有効活用しないと、次の段階では減額される性格のものである。保護者や地域住民の自治体予算のチェック機能も問われている。

「いつも学校図書館に通う子どもがいた」。子どもが毎日通いたくなる学校図書館に育てあげるまでには、息の長い闘いを覚悟しなければならないとあらためて私は思う。

(わたなべ えいき：学校図書館整備推進会議相談役)
[NDC10：017 BSH：1.学校図書館 2.図書館行政]



霞が関だより

▶第236回

◎文部科学省

令和4年度 地方自治体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 の策定状況調査結果について

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立し、法第7条に基づき、翌2年7月に国の基本計画を策定いたしました。

法第8条において、地方公共団体は、国の基本計画を勘案して、地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされています。このため文部科学省及び厚生労働省にて、令和2年度より毎年2月1日時点の都道府県、指定都市、中核市（計129自治体）における計画策定状況、法第8条の2を踏まえ計画策定に係る会議等の開催について調査し、両省のホームページで公表しています。国は、本調査や参考となる資料の周知等を通じて、地方自治体における計画策定の促進を図っています。

読書バリアフリー法より （地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○令和4年度の調査結果について

1. 計画策定状況について

計画の策定状況について、「既に策定済み」「現在策定作業中」「策定に向けて検討中」という回答が77自治体、全体の60%から得られました。前年度調査と比較すると、「既に策定済み」の回答は10自治体増加しており、「策定する予定なし」は10自治体減少となっています。計画策定時期について、令和5年度末までに策定（予定含む）するとの回答があったのは計46自治体となり、少しずつ策定が進められている実態が確認されました（図-1-1 計画策定状況）（図-1-2 計画策定状況の推移）。

また、策定する予定がないと回答した52自治体に理由を尋ねたところ、14自治体が、「障害者政策やその他の計画の策定や見直しを踏まえ検討」と回答、9自治体が「策定担当部局が未定」と回答しています。そのほか自由記述では、「県や他中核市の状況を鑑みて検討する予定」「県の計画の一部で包括されているため」、「関係機関と未調整」という回答がありました。

2. 地方自治体内の連絡会議の開催状況

「定期的に開催している」「過去に開催したことがある」という回答は、都道府県・指定都市では、概ね5割弱でしたが、中核市では、約1割でした（図-2）。

3. 外部関係者を含めた会議の開催状況

「定期的に開催している」「過去に開催したことがある」という回答は、都道府県で38.2%、指定都市で30%、中核市で14.5%でした（図-3）。

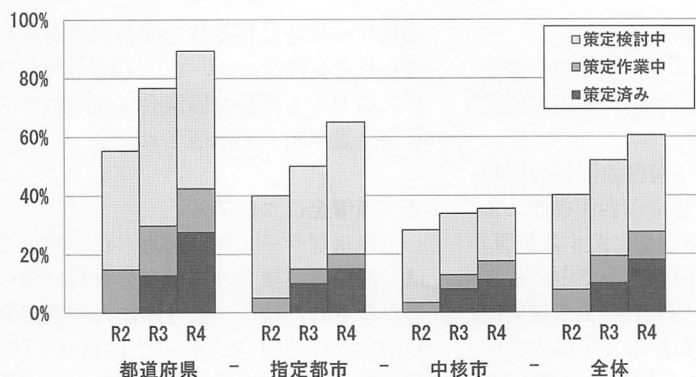
本調査における「会議」には関係団体等へのヒアリング等も含まれます。法第8条の2に規定されているとおり、計画策定にあたっては、「視覚障害者等その他関係者の意見を反映するため措置を講じるよう努めるもの」とされています。自治体担当者は、関係各者と連携し、計画策定をより一層推進するようお願いします。

(図-1-1) 計画策定状況

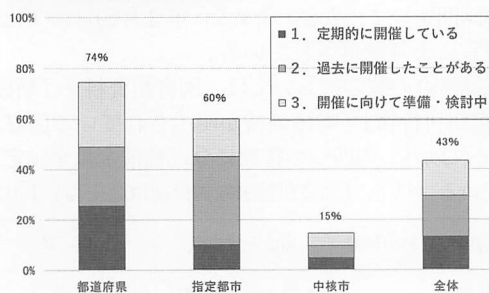
※()内は、令和3年度調査(令和4年2月1日現在)の数値

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体	%	
1. 既に策定済み	13 (6)	3 (2)	7 (5)	23 (13)	18%	(10%)
2. 現在策定作業中	7 (8)	1 (1)	4 (3)	12 (12)	9%	(9%)
3. 策定に向けて検討中	22 (22)	9 (7)	11 (13)	42 (42)	33%	(33%)
※ 1 + 2 + 3	42 (36)	13 (10)	22 (21)	77 (67)	60%	(52%)
4. 策定する予定なし (未定も含む)	5 (11)	7 (10)	40 (41)	52 (62)	40%	(48%)

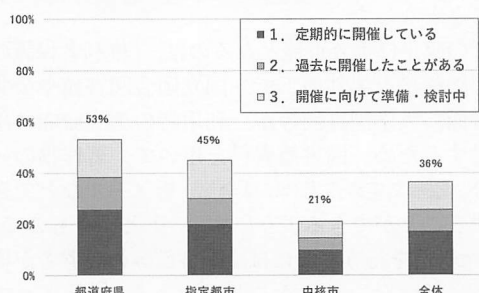
(図-1-2) 計画策定状況の推移 (%)



(図-2) 連絡会等の開催状況 (%)



(図-3) 外部関係者を含めた会議の開催状況 (%)



○地方自治体の読書バリアフリー計画策定にあたって参考になる資料

令和5年4月、公益社団法人日本図書館協会より、「『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画』を策定するための指針」が公表されました。この指針は、地方自治体の計画策定を支援し策定を促すと共に今後の改定にあたっての参考となることを目指し作成されたものです。6月5日付で、文部科学省・厚生労働省の連名で、各自治体の窓口所周知の事務連絡を発出しています。

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/1016/Default.aspx>

計画策定済みの自治体については、策定状況一覧等に公表中のURLを掲載しています。ぜひ以下のページをご参考にしていただければと思います。自治体別の回答内容など詳しくは、こちらのページからご覧ください。

○文部科学省 HP_地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01134.html



[NDC10：015.97 BSH：読書バリアフリー法]

図書館等公衆送信サービスの開始にあたって

岡部幸祐

1. 図書館等公衆送信サービスとは

2021（令和3）年5月26日に「著作権法の一部を改正する法律」が、第204回通常国会において成立し、同年6月2日に公布された。

これによる改正事項である「図書館関係の権利制限規定の見直し」のうち、「国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信に関する措置」については、公布から1年以内で政令で定める日から、「各図書館等による図書館資料の公衆送信に関する措置」については、公布から2年以内で政令で定める日から施行されることとされ、2023（令和5）年6月1日から後者のサービスが開始されることとなった。

この改正により可能となるのは、「権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができるようにする。」¹⁾というもので、「公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。」²⁾とされている。

この図書館等公衆送信サービス（以下「公衆送信サービス」という。）の運用等に係る詳細は、権利者の団体と図書館関係団体により構成される、「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」（以下「関係者協議会」という。）で検討することとされ、2021（令和3）年10月に設立され検討が開始された。この関係者協議会の下に、ガイドライン分科会、補償金分科会、特定図書館等分科会、事務処理等スキーム分科会の四つの分科会が作られ、それぞれで具体的な検討が進められた。関係者協議会（全体会）は都合3回開催され、2023（令和5）年5月25日の第3回³⁾において、「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」「図書館等公衆

送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等について」「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会事務処理等スキーム分科会合意事項」が承認された。

2. 補償金について

公衆送信サービスに求められる補償金については、関係者協議会の補償金分科会において意見交換がなされた後、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）⁴⁾において、「図書館等公衆送信補償金規程」⁵⁾が作成され、文化庁に補償金額の認可申請が行われた。これは文化審議会への諮問を経て、2023（令和5）年3月29日に文化庁長官により認可されている。

補償金の算定においては、図書館資料を「新聞」「定期刊行物」「本体価格が明示されている図書」「それ以外」の四つの種類に分け補償金額を設定している（以下、「図書館等公衆送信補償金規程」より）。

図書館資料の種類	補償金算定式	備 考
新聞	1 頁あたり500円 2 頁目以降1 頁ごとに100円	
定期刊行物（雑誌を含む。）	1 頁あたり500円 2 頁目以降1 頁ごとに100円	
本体価格が明示されている図書	本体価格を総頁数で除し、公衆送信を行う頁数と係数10をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申請に係る補償金額が500円を下回る場合には、500円とする
上記以外（本体価格不明図書・脚本／台本含む限定頒布出版物・海外出版物等）	1 頁あたり100円	1 冊あたりの申請に係る補償金額が500円を下回る場合には、500円とする

「新聞」「定期刊行物（雑誌を含む。）」については、補償金の算定は1冊（号）ごとに別個に算定するとされ、例として、A社発行の新聞1頁分（500円）及びB社発行の新聞2頁分（600円）の場合は、1,100円となる。また、「本体価格が明示されている図書」の算定対象となる総頁数は、目次や巻末の書誌情報等、本文が記載されていない頁が含まれていても算定対象となる総頁数からは除外しないとなっている等、補償金額の算定については注意が必要となる。

3. 特定図書館等及び利用者に求められる要件

公衆送信サービスを行うのは「特定図書館等」とされ、四つの要件を備える必要がある。

著作権法第31条第3項に規定される、特定図書館等が満たすべき具体的な要件・基準については、「図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等について」において定められ、ここではその概略を紹介する。

(1) 責任者の配置（第31条第3項第1号）

責任者は、館長又は公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうちから館長が指名する者とする。

また、同一設置者による複数の図書館については、責任者の兼任を認める。

(2) 研修項目、実施方法等（同第2号）

研修項目は、改正著作権法及び公衆送信サービスに係るガイドライン、補償金制度に関する内容と各特定図書館等における実務に関する内容となり、各特定図書館等の責任者を中心に、各特定図書館等の責任において、このサービスに従事する職員に対して定期的に実施する。

(3) 利用者情報の適切な管理（同第3号）

利用者情報を適切に管理するため、公衆送信サービスに係る内部規定を定める（その組織における既存の個人情報取扱やセキュリティ管理に係る規定の準用も可）。

(4) データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容（同第4号）

公衆送信サービスの利用について、利用者の個人情報登録の際又は利用申込みを受け付ける際、利用者に対して、利用規約を説明するとともに、同意を求める。セキュリティ管理等を適切に行うため、内部規定を定める（その組織における既存の個人情報取扱やセキュリティ管理に係る規定の準用

も可）。

特定図書館等に利用者が登録すべき情報について（第31条第2項）は、各図書館等で行っている利用登録に準じ、最低限登録すべき事項としては、①氏名、②連絡先（住所、電話番号又はEメールアドレス）が挙げられている。そして、登録時には、身分証明書等による本人確認が求められる。また、登録が可能な利用者の範囲については、原則は各図書館等で行っている既存の利用登録要件に準ずるとされている。

不正拡散の防止のためには、利用者の登録時又は利用申込み時に、利用規約を説明するとともに、不正拡散防止等について同意を求めることとなる。送信する電子ファイルには、全頁ヘッダー部分に利用者ID（貸出カードの番号等）を挿入する、全頁フッター部分にデータ作成館名、データ作成日を挿入することとなる。

なお、特定図書館が公衆送信サービスを開始するにあたっては、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）への参加届出が必要となる。

4. 送信できる資料、範囲等

公衆送信サービスを開始するにあたって、関係者協議会において、「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」が作成された。タイトルが示すとおり、このガイドラインは、「従前から行われていた図書館等における複写サービスに加えて、令和3年度改正法によって追加された特定図書館等における公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めるもの」となっている。

複写及び公衆送信サービスにおいて対象となる図書館資料は、「図書館等が選択、収集、整理、保存している資料」と定義され、公衆送信サービスにおいては、図書館間協力により提供された資料については、「今後、公衆送信サービスも実施可能となるよう別途要件等を整理」するとしている。電子ジャーナル、オンラインデータベース等は複写サービス及び公衆送信サービスの対象外とされた。

また、複写及び公衆送信サービスを行うことができるのは、公表された著作物の一部分が原則とされ、「一部分」は複写サービス、公衆送信サービスともに、各著作物の2分の1を超えない範囲としている。

全部利用が可能な著作物としては、「国等の周知目的資料」「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」「美術の著作物等」「分量の少ない著作物」「漫画の著作物」が挙げられている。「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」では、公衆送信サービスの発行後相当期間は、発行後1年間（ただし、新聞については次号が発行されるまでの期間）となる等、「国等の周知目的資料」以外のものは、複写サービスと公衆送信サービスで違いがあるので注意が必要である。

利用対象外となる図書館資料は、

- ・法第31条第2項ただし書に該当するものとして、SARLIBから各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの
- ・楽譜の出版物（各特定図書館等での分類基準等による）
- ・地図の出版物（同上）
- ・写真集、画集（同上）

その他、発行後相当期間経過前の定期刊行物及び各特定図書館等において公衆送信を行うことが不適当と認めた資料、となる。

5. 今後の課題

公衆送信サービスの基本的な事務処理の流れについては、「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会事務処理等スキーム分科会合意事項」において確認されているが、より詳細な事務処理に関する実施要領については、本稿執筆時には、検討が続いており確定には至っていない。

図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム⁶⁾によれば、この公衆送信サービスは、「図書館等が保有する多様な資料のコピーをデジタル・ネットワーク技術の活用によって簡便に入手できるようにすることは、コロナ禍のような予測困難な事態にも対応し、時間的・地理的制約を超えた国民の「知のアクセス」を向上させ、また、研究環境のデジタル化により持続的な研究活動を促進する上で極めて重要であり、図書館等の公共的奉仕機能を十分に発揮させる観点からも、可能な限り、多様なニーズに応えられる仕組みを構築することが望まれる。」⁷⁾とされていた。「時間的・地理的制約を超えた国民の「知のアクセス」を向上」させるためには、この公衆送信サービスをどのように運用していくのが良いか、権利者も

含め、図書館界での継続した検討が求められる。

なお、補償金規程については、その附則において、「規程の実施の日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされ、さらに「特別の必要が生じたときは、3年を経過する前において検討を加え、必要な措置を講ずる」としている。また、「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」についても、「今後も適宜検討の場を設けて必要な見直しを行う」とされていることもあり、関係者協議会は継続することとし、必要な協議は引き続き行われることとなっている。

参考文献・注

- 1) 著作権法の一部を改正する法律（説明資料）（文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03-hokaisei/pdf/93627801_02.pdf
- 2) 前掲
- 3) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の会議資料等は日本図書館協会の以下のページに掲載されている。
<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabta/946/Default.aspx>
- 4) 一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会ホームページ <https://www.sarlib.or.jp/>
- 5) 図書館等公衆送信補償金規程（一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会）
<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/sarlib-hoshokinkitei.pdf>
- 6) 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム（文化庁文化審議会著作権分科会法制度小委員会の下に設置）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuen/toshokan_working_team/
- 7) 「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」, 2 対応の方向性, p.14.
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuen/toshokan_working_team/pdf/92654101_02.pdf

（おかべ こうすけ：日本図書館協会常務理事兼事務局次長）

※肩書きは執筆時

[NDC10：021.2 BSH：1.著作権 2.複写]

★IFLAロッテルダム大会へのおさそい

2

寛容とエクイティの国の図書館

永田治樹

中世から毛織物産業で繁栄していた低地の国オランダ（Nederlanden）は、スペインからの独立後、他国で迫害を受けていた人々（ユダヤ人、ユグノーあるいはピューリタンなど）を受け入れ、産業を活性化させ、交易を広げて17世紀に黄金時代を築いた。アムステルダム国立美術館には、その時期の画家レンブラントやフェルメールなどの素晴らしい作品が数多く展示されている。この国でもっとも立ち寄りたところだ。また館内の美しいカイパス図書館とそのコレクションも見逃さないうで欲しい。

歴史的にはその後、イギリスに覇権を握られしだいに衰退するが、産業革命を経て工業化を一段と進めて発展し、二つの大戦後、生産性の高い農業とともに、エネルギー産業や製造業あるいはハイテク産業などによって、欧州連合をリードする国の一つとなった。2023年4月のIMF統計によると、一人当たりのGDP（名目）5万6489ドルは、OECD諸国で第9位である。日本はちなみに3万3821ドルだから、経済的な豊かさではかなり上をいっている。

オランダには、アムステルダム国際社会史研究所（社会主義、社会運動文献の宝庫）を訪問して以来、いろいろな用向きで訪れる機会が頻繁にあった。その富裕さもさることながら、もっとも感心させられたのは、ジェンダー平等やフルタイムとパートタイムの就労待遇均等などエクイティ（公平性）が保証されて、質の高

いライフスタイルが確保されていることだ。そして、そうした人々のウェルビーイングを支えるもののなかに、公共図書館という社会機関も入るという印象である。

オランダの公共図書館はもともと皆で支え合う会員制であり、公費が投入されるようになった今でもその体制を維持している。だからこそ、人びとの意見を反映したサービス設計が不可欠であり、また独自の図書館サービスが構築できる。とくに2007年に中央駅近くのオーステルドクス島に移転した新たなアムステルダム公共図書館（OBA）は、画期をなすものだった。閲覧等の基本サービスは無料だから誰もが気軽に立ち寄り、開放的な雰囲気のほか、さまざまなメディアを涉猟し、あるいは思い思いの時を過ごせる。7階にはIHLIA（国際ホモ・レズビアン・コミュニティセンター・アーカイブ）もある。今回の会議開催地ロッテルダムの中央図書館にある有名なエラスムス文庫とともに寛容なオランダ社会を象徴するものといえる。

ロッテルダムは、オランダが中立を宣言したにもかかわらず、ナチスドイツに壊滅的に爆撃された都市である。そのロッテルダムには斬新な中央図書館が1983年にでき、さらに刷新され、街のアイコンであり続けている。オランダ各地の公共図書館はどれも魅力的な工夫がこらされ、サービスネットワークも整備されていて、どの図書館を訪問しようとも

成果は得られる。

ところで、ロッテルダム以上に破壊されたデン・ヘルダーという町がある。ここに「学校7」という公共図書館が2016年に開館した。その名の小学校の遺構の骨組みを生かして建てられたものだが、これが2018年のIFLAのPublic Library of the Yearに選ばれた（<https://libraryplanet.net/2018/12/06/school-7-public-library-of-the-year-2018/>）。対象となる世界中の素晴らしい図書館を押しつけて受賞に至った理由は、コミュニティの記憶で人々をつなぐとともに、かつ持続可能性の高い運営姿勢だったという。ロッテルダム近郊スパイクニッセの「本の山」図書館の建築デザインも面白いが、独特の設えの、この快適な図書館もお勧めだ。オランダ鉄道は便がよい、北ホランド半島の先端まで足を延ばしてみたいかがだろう。



▲「学校7」図書館：梁がみえる、新聞・雑誌フロア

（ながた はるき：未来の図書館研究所）
[NDC10：016.2359]

BSH：図書館（公共）－オランダ]

「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」 刊行のねらいと活用への期待

舟田 彰・磯部ゆき江・野口武悟

日本認知症官民協議会（以下、官民協議会¹⁾は、2023年3月に「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」（以下、「手引き」）を刊行した。官民協議会には、日本図書館協会（以下、JLA）も構成団体の一つとして参加している。「手引き」の内容検討は、官民協議会の作業委員会のもと、当事者のみなさんやJLAの認知症バリアフリー図書館特別検討チーム（以下、検討チーム²⁾のメンバー等を中心に進めた。

本稿では、官民協議会の概要、「手引き」刊行までの経緯と内容、今後の普及と活用への期待等について述べる。

1. 「手引き」刊行までの経緯

官民協議会は、国や地方公共団体、経済団体や金融・交通・住宅などさまざまな業界、学会、認知症の当事者団体も含め約100団体が参加して、2019年4月22日に設立された。政府に設置された「認知症施策推進関係閣僚会議」と連携して官民が協働で認知症に関する具体的施策等について協議している。JLAは設立前から厚生労働省認知症施策対策室より参加を要請されていた。官民協議会への参加を理事会で決定したのち、2019年8月に厚生労働省担当者と打ち合わせを行い、正式に団体として参加した。官民協議会のもとには、「認知症バリアフリーWG」（事務局：厚生労働省）と「認知症イノベーションアライアンスWG」（事務局：経済産業省）が設置されており、JLAは当初より認知症バリアフリーWGの活動に参加している。

2019年12月、JLAの理事会の承認を経て、健康情報委員会と障害者サービス委員会合同で構成された検討チームが発足し、それまで健康情報委員会によって実施されてきた認知症への取り組みは、検討チームが担うこととなった。検討チームは、官民協議会の動向を図書館界に伝え、図書館における認知症に関するサービスの現状把握と対応策

を検討することを目的として活動を開始した。まず、全国図書館大会の2020年度和歌山大会、2021年度山梨大会で認知症に関する分科会を開催した。また、厚生労働省から官民協議会の参加団体に9月21日の世界アルツハイマーデー、9月の世界アルツハイマー月間の時期の普及・啓発イベントに関する情報提供の呼びかけがあり、2020年以降継続して全国の図書館の取り組み事例を収集して厚生労働省に情報提供するとともに検討チームのホームページに掲載している。

そして2021年度の官民協議会認知症バリアフリーWGの事業として、参加団体に「手引き」作成の募集が行われた。検討チームは図書館編を作成することを決め、図書館での事例と困りごとへの対応、留意事項等をまとめるべく作業を進め、素案を作成した。2021年度内の完成予定で関係者により構成された作業委員会で検討を行ったところ、認知症当事者から、「困りごと」への対応という図書館側のとらえ方は、認知症への偏見を助長しかねないという意見をいただいた。検討チームはこの意見を重く受け止め、完成を1年延長し内容を見直した。「手引き」図書館編は認知症になっても図書館が使い続けられるようにポジティブな視点でまとめている。

2. 「手引き」の内容

刊行した「手引き」（図1）の内容構成は次の通りである。【理念編】、【行動編】、【認知症の理解編】の3編から成り、各編のもとに章が配置されている。【理念編】のもとにⅠ～Ⅲ章、【行動編】のもとにⅣ・Ⅴ章、【認知症の理解編】のもとにⅥ・Ⅶ章という7章の構成であり、巻末に「認知症の人の生活を支えるための参考情報」のページが付いている。

各章の内容を簡潔に紹介する。【理念編】のⅠ章「認知症バリアフリー社会の実現に向けて」では、

認知症の人にとってのバリアやバリアフリー社会実現のために必要な視点、期待される図書館の役割等を整理している。Ⅱ章「当事者とともに」では、当事者の「いま」に目を向けること、当事者とともに考え、行動することの大切さを述べている。Ⅲ章「日常業務を通じた実践～接し方を考える」では、認知症の人への接し方のポイントをまとめている。続く【行動編】のⅣ章「認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み」とⅤ章「誰にでも利用できる図書館」では、各図書館で実践したい認知症バリアフリーの取り組みを具体的に示している。最後に【認知症の理解編】のⅥ章「認知症を正しく理解する」とⅦ章「若年性認知症」では、症状や種類等の認知症の理解に役立つ基礎的な内容を扱っている。“認知症＝高齢者”と思いがちだが、こうした思い込み自体がバリアになることを知ることも大切である。

以上の内容から、相当に分厚いのではないかとと思われるかもしれない。しかし、この「手引き」は全部で18ページとコンパクトで、しかも各章ともにポイントを絞って簡潔に記述しているので、読みやすい。

全国の都道府県立および政令指定都市立図書館の中央館には、JLA から「手引き」を送付済である。また、「手引き」の全文（PDF ファイル）は、官民協議会のウェブサイトや図2のQRコードから誰でもダウンロード可能である。まずは、各図書館に1冊ずつこの「手引き」を常備していただけるとありがたい。



図1.「手引き」の表紙



図2.「手引き」へのアクセス用QRコード

3. 「手引き」の普及と活用への期待

図書館は、誰にも開かれた日常的に利用できる公共施設である。そのため、認知症のある人のなかにも、自分の居場所として図書館を利用している人が相当数いると思われる。国の『認知症施策

推進大綱』にいう「生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく」³⁾ことは、図書館にも、いや図書館にこそ大切である。

作業委員会における「手引き」の検討中には、認知症のみなさん、ご家族のみなさんから、図書館に対する多くの貴重な意見をいただいた。今後の各図書館における「手引き」活用をより実りあるものとするために、そのいくつかを紹介したい。

- ・ 認知症の人たちの意見を聞く機会を作るとともに、その意見を図書館サービスに活かしていくことが大切である。実践事例としては、認知症の人が前向きな気持ちになれる本を手にとりやすい場所に排架する、居場所として安心できる雰囲気づくりを心掛けるなどである。
- ・ 専門機関との連携を積極的に行うことが必要である。例えば、地域包括支援センターと連携して、気軽に利用できる図書館内に出張相談窓口を設け、あわせて認知症に関する資料を近くに展示するなどである。

認知症バリアフリーの推進に向けて、ぜひ各図書館で「手引き」図書館編を活用して実践を進めていただきたい。この「手引き」をベースにして、各図書館の実状に応じたオリジナルな手引きを作成することも大歓迎である。

JLAの検討チームとしては、今後、「手引き」図書館編の周知を図っていくとともに、全国の図書館における「手引き」活用や実践の好事例を集めて、その蓄積・共有化に取り組みたい。また、認知症バリアフリーの実践が一過性ではなく継続的になるよう、図書館員の意識を高めるためのセミナー等の開催も検討したい。

なお、バリアフリーという観点からは、「手引き」の点字版、音声版、やさしい日本語版等の作成も望まれる。この点も、今後の課題である。

注

- 1) <https://ninichisho-kanmin.or.jp>
 - 2) <https://www.jla.or.jp/committees/tabid/902/Default.aspx>
 - 3) 厚生労働省「認知症施策推進大綱」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf>: 2023年5月6日最終アクセス)
- (ふなだ あきら, いそべ ゆきえ, のぐち たけのり:

JLA 認知症バリアフリー図書館特別検討チーム)

[NDC10: 015 BSH: 認知症]



お宝紹介! 第233回

公益財団法人研医会 研医会図書館

東洋医学と西洋医学を 見比べることのできる文庫

安部郁子

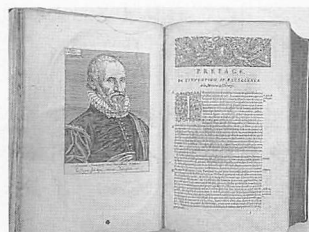
研医会図書館は、郡上八幡青山藩の御典医の家系である中泉行正博士が、昭和28（1953）年に設立した医学専門図書館です。平成24（2012）年には財団法人から公益財団法人として組織を新たに、現在の代表理事は医師として12代めとなる中泉行弘が務めています。

当初は中泉行正博士の所属する東京大学眼科学教室の後輩たちに海外の最新情報を読ませるために、欧米の眼科学雑誌や医学書を中心に蔵書を増やしていたようですが、当時の日本は戦後の混乱の中、東洋医学書が大量に古書店に出ていたらしく、大の好きである行正博士はこれも架蔵しました。行正博士は『古医書をたずねて』という本も書いており、西洋眼科学の医師でありながら歴史にも興味をもっていたようです。

そうした設立当初からの経緯もあって、研医会図書館には近代の眼科学の本、東洋の伝統医学の本、また医学と関わりのある薬学、科学、植物学など内外の歴史的な本が集められています。また、わが国が西洋医学を取り入れていく段階で出版されたり、写されたりした本が多くあるのも面白いところです。ドラマなどでは漢方医と蘭学者が対立するなどという構図が描かれますが、当館にある本をみると、実際には伝統医学を担っていた医師たち自身が西洋医学を学ぼうとしていたことがわかります。洋学者となった人物たちも、中国の書を読みこなし漢学者の家の出であったりして、東西の文化をその身の内に融合させていた人々が多くいました。

現在の研医会図書館は、設立から70年経っていることもあり、本当に幅広い資料が集まっています。その中からいくつかの資料をご紹介します。

まずは、西洋医学の歴史的な資料、『アンブロワーズ・パレ全集』（第7版、1614）。パレは、いわゆる床屋外科医で、フランス軍トリノ遠征、ユグノー戦争に軍医として参加した人物です。さまざまな画期的外科治療法を考案して「近代外科の父」と呼ばれています。『紅夷外科宗伝』を著した植林鎮山（1648-1711）や麻沸散での麻酔手術を成功させた華岡青洲（1760-1835）にも影響を与えたといわれます。



▲『アンブロワーズ・パレ全集』（第7版、Les Oeuvres d'Ambrroise Paré conseiller, et premier Chirurgien du Roy [...] Divises en vingt-neuf livres ; Avec les figures et portraicts, tant de l'Anatomie que des instruments de Chirurgie, & de plusieurs Monstres. Septiesme Edition. Paris: Buon, 1614.）

次は医学の本ではありませんが、わが国に影響を与えたという意味では重要な本、エンゲルベルト・ケンペル（1651-1716）の『廻国奇観』です。ケンペルは、「北部ドイツの地方都市レムゴーで生まれ、文献学、歴史学、地理学、哲学、古典文学、医学、哲学、法学を修め、スウェーデン王国使節団の秘書官を経てオランダ東インド会社に採用され、船の外科医としてオランダ領インドのツチコリン、コーチン、セイロン、バタフィア、アユタヤ滞在を経て、元禄3年（1690）9月長崎に入港、

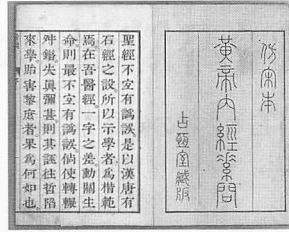


◀ Engelbert
Kaempfer 著
『廻国奇観』
(*Amoenitates Exoticae*, 1712)

2年間日本に滞在した（研医会図書館2019春展示会大島明秀先生の解説より）」というユニークな人物で、この『廻国奇観』には、ペルシャ、インド、日本のことが書かれ、挿図の中には日本髪を結った西洋的体格の婦人像が鍼灸の説明に使われていたり、日本の本草書を写したような植物の絵があったりします。また第2巻第14章は、「日本王国が最良の見識によって自国民の出国および外国人の入国、交易を禁じていること」という論文なのですが、これが後に長崎の蘭学者志筑忠雄によって「鎖国論」（1801）と題してオランダ版から翻訳され、私たちの歴史観に影響を与えています。最近では各方面で研究が進み「江戸時代を鎖国の時代と呼ぶのはやめよう」という声も聞かれますが、まだまだその認識は定着していないようです。ひとつの本が名づけた言葉によって、われわれの歴史観が固定してしまうということは面白いことでもあり、恐ろしいことでもあるように思います。そういった意味では古い書物でも研究する価値は大いにあると言えます。

古くても研究する価値がある、といえは東洋医学の書物も同じです。マラリアの治療薬開発を評価されノーベル医学賞を受けた屠呦呦（ト・ヨウヨウ）も、この薬の開発に『肘後備急方』などをひもとき、そのヒントにしたと報道されており、古医書の中には新薬のヒントや現代人の治療に役立つ情報が隠れていることがわかります。現代日本では、医師の資格を持つものであれば漢方の湯液治療も鍼灸治療も可能で、製薬会社によれば8割から9割の医師が漢方薬の処方していると発表されています。とりわけ婦人科、不妊治療、精神科、老人医療という分野で漢方治療が評価されています。

しかしながら、東洋医学の考え方は現代の科学の目からみると不思議に感じられるようなものも多く、その奥にある哲学や自然観から捉えなくては理解しにくいものです。その、東洋医学の根本的なところについて書かれているのが『素問』や



◀『重広補註黄帝内経素問』（安政4年版）
題簽には「宋本素問」と書くが、扉にはきちんと「仿宋本」とある。宋版は憧れの品なのでこれを騙るものも多い。

『靈樞』『傷寒論』です。江戸医学館での考証学者の著作は現代中国でも出版されるほど、深い研究がなされていましたが、多紀元簡（1755-1810）の『素問識』を始め、多紀家の一族やその弟子たちの著作も当館の書架にあり、是非研究していただきたい資料です。今回のコロナウイルスの流行でも、漢方薬の有効性が報告されており、発病のときから後遺症にまでいろいろな処方が使われました。研医会図書館はそうした現代日本の医療現場からの報告が収載される雑誌類や研究書も揃えており、古典籍とともに皆さまのご活用を待っております。

病やケガというものに対したとき、人は効くものなら何でも試したいと望みます。そう考えると、医学、医療、薬というものは一番国境のない分野と言えるのではないのでしょうか。地球の一地域で発展した医学だけを使うより、世界中のあらゆる地域で行われてきた「癒し」の方法を皆で共有して、よりよい医療が行われるようになったならと願っています。そのためにも、東西の医学書、科学書の並んでいる当館のような所で、ひとりでも多くの方が研究を始めてくださればよいと考えています。タイのハーブ医療、インドネシアのジャムウ処方書など、旅先で手に入れた資料も加えながら、伝統医学の図書館を作っています。



◀ **SERAT PARIMPON JAMPI**
(Perpustakaan Nasional Republik
Indonesia, 2010)
Endang Sumarsih が現代ジャワ
語に翻訳したジャムウ処方集。
原本は1875年に Surakarta で作ら
れ、パイタラ葉に書かれていた。

(あべ　いくこ：公益財団法人研医会研医会図書館)
[NDC10：090　BSH：1.稀書　2.研医会図書館]

図書館員のおすすめ本⑦9

保育者の源流赤澤ナカ 日本最初の保育所の保母
伊藤充著 ウェストン 2022 ¥900 (税別)

「^{しゅごふどくようちほごかい}守孤扶独幼稚児保護会」は、明治時代中頃に新潟市で生まれた日本初の保育所、赤沢保育園の法人名である。私が幼いころ母の勤務先を聞いたときのこと、その難しい法人名の意味について「親が働いていて独りで留守番しなくてはいけない子どもを守るところ」と教えてくれた。本書は、その創始者である赤澤鍾美^{あつとみ}の妻、ナカについて書かれた本である。

ナカは、郷里の村に二人の子どもを残して離婚、赤澤鍾美と再婚する。鍾美は代々私塾を運営してきた教育家で、勉強の場は静粛な環境であるべきと考えていた。しかし、当時は子守をしながら授業を受ける子どもが多く、教室内は騒々しく勉強できる状況ではなかった。勉強の場を確保するためにナカが別室で幼い子どもを預かる役目を担ったのである。

当時、保育は「自助」で行うと考えられていたが、彼らは今では当然の考え方である「地域で子育て」「共助」として捉えていた。そして、ナカは「人様の子どもを預かっていることを忘れてはならない」つまり、「人様の子どもを危険にさらしてはならない」という基本姿勢を貫き、その教育課程は今も生き続けているという。ナカは、自分自身の子どもと別れなくてはならなかった経験から、目の前の子どもたちの保母ではなく母になろうとしていたと著者は考える。

巻末には、当時の保育実績など豊富な資料が掲載されている。それもそのはず、著者の伊藤は、小学校長を歴任し『新潟県県民性の歴史』(新潟日報事業社 2018)等を著わした研究者で、市町村史の執筆に関わる第一人者である。裏付けされた彼の研究による当時の社会状況の中で、日本初の保育所が誕生した必然を、まるで当事者から聞き取ったような鮮明さで語りかけており、ナカの思いに胸が熱くなってくる。

(^{たづねひろみ}辰口裕美：新潟市立西川図書館、

日本図書館協会認定司書第1167号)

ウェルビーイングな社会をつくる 循環型共生社会をめざす実践

草郷孝好著 明石書店 2022 ¥2,200 (税別)

ここ数年の間に、SDGsのロゴや17の目標のアイコンを目にすることが非常に多くなったように感じる。図書館でも、SDGsに関するコーナー展示を行った例が多くあることだろう。勤務館でも月例の展示で取り上げ、ひとまず「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」(図書館法第3条第7号)に努めた。

タイトルの「ウェルビーイング」とは、「心と体の健康だけではなく、社会生活の面においても満たされた状態にあること」(p.112)と定義されている。ウェルビーイングの概念は、認知が広まりつつあるSDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」と特に関連が深く、SDGsを達成するために必要となる価値観の物差しといえるだろう。帯には、「対立・分断から協働・対話・共創の時代へSDGs達成に必要な新しい『しくみ』とは？」と著者の思いが込められている。

著者は、巻末の紹介によると、世界銀行や国連開発計画などの勤務を経て、現在、私立大学教員を務めている開発経済学者であり、地域共創による内発的な地域づくりや2030アジェンダ(SDGs)を推進する自治体を支援していることがわかる。

本書は、全9章で構成され、社会の現状を踏まえたうえで、「直面する問題の根本原因を突き止めて、これまでとは違う代替の処方箋を示すことを強く意識」(p.221)して作られている。

3月に取りまとめられた、中央教育審議会の教育振興基本計画でも、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられている。ウェルビーイングの実現に向けて、図書館が果たすべき役割とはなんだろうか。従前のサービスを省察しながら改善するとともに、今後強化すべきサービスとはどのようなものだろうか。そのとき、協働はどのようなかたちが考えられるだろうか。皆で考えてみたい。

(^{はせがわたくや}長谷川拓哉：ゆうき図書館、

日本図書館協会認定司書第1140号)



図書館員のおすすめ本⑦9



二番目の悪者 大型判

林木林作 庄野ナホコ絵 小さい書房 2021 ¥1,800 (税別)

根も葉もない噂が膨れ上がって真実を装い、国を滅ぼすまでを描く本書は、絵本だが情報リテラシーの教材としてもうってつけた。

一番目の悪者である金のライオンが、自分が王様になるために銀のライオンの悪口をふれ回り、皆は次第に噂を信じるようになる。皆が言っている、火のない所に煙は立たない……そう口にして、事実を告げる声に誰も耳を貸さない。権力者が自分に都合の良い情報を流すのは世の常。日本でも太平洋戦争下に、不利な戦局も優勢であると報じられたのは周知のとおりである。

さらに「二番目の悪者」について考えるとき、哲学者ハンナ・アーレントが指摘した「凡庸な悪」が思い起こされる。ナチスドイツによるユダヤ人大虐殺の指揮をとったのは、単に上部からの命令に忠実な凡人であったと、アイヒマン裁判を傍聴した彼女は述べた。思考停止した市民により大いなる悪がなされたのだと。その指摘に当時の民衆は激怒した。自分たちにも非があると、認めたくなかったからである。

本書はもともと2014年に出版されたが、2021年に大型判(といっても27cm)が新たに刊行された。このタイミングを考えると、コロナ禍での私たちの情報の受け止め方を振り返らずにはいられない。この5月から新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」となり、インフルエンザと同じ扱いとなった。しかし当初からコロナは5類相当と主張する専門家はいた。その時、私たちは耳を傾けたか? コロナを恐れた約3年——この間に自殺者や失業者は増加し、貧富の格差は増大した。

私たちは情報の真偽を自分の目で確かめ、その先に何が待ち受けているかを自分の頭で考えたか? この場合の二番目の悪者は誰なのか? 二番目の悪者であり続けることをやめる鍵、それを本書で確認されたい。

のまもとけいこ
(山本敬子: 小林聖心女子学院学習センター)

マチズモを削り取れ

武田砂鉄著 集英社 2021 ¥1,600 (税別)

人間の社会というものはどうしても多数派に都合のいいようにデザインされがちである。

点字ブロックに当事者には見えないキャラクターが隠れアイテムとして紛れ込んでいたり、ある自治体の支所などは3階建てだがエレベーターがなかったりする。

しかし気づいたときには修正が行われるのも人間の社会というものだ。点字ブロックは通常の形に差し替えが約束され、エレベーターのない支所には階段にレール付きのイスが設けられている。

こういった配慮について問題視する向きはほとんどないと思われるが、例えば女性専用車両についてはどうだろう。あるいは痴漢犯罪撲滅への呼びかけについては。女ばかり優遇されている、痴漢といえば痴漢冤罪で人生を破壊される人がいるらしい、そんな本質的ではない対論で問題の解決を目指さずに問題の核を曖昧にしようとする声が少なからず上がっているようには見えないだろうか。社会のデザインの中で不都合を被っている人の問題解決の手段という点では同じなのに、よく思わない意見が多く上がるのは何故か。

本書では、このような問いから日本社会のシステム隅々にまで埋め込まれているマチズモ(=男性優位主義)を浮き彫りにし、それが故にいかに関日本社会が男性に都合の良いものになっているかを示す。またそのために潜在的に女性が押し付けられている理不尽についてデータと取材の両面から検証し、このマチズモを削り取るべしと提言している。痴漢犯罪などのわかりやすい悪はもとより、なぜ結婚を披露するのかなど、一見して大きな問題がないように見える論点からも男性に都合のいい社会の姿が炙り出されていく。

「当たり前」の心地良さが誰かを踏みつけにして成り立っていると知ってなお現状維持を望むのか、あえて直截に、そして淡々と問いかける一冊だ。

おだのりこ
(小田那津子: 一関市立東山図書館)

[NDC10: 019.9 BSH: 書評]

声—各地の代議員から⑤

学びを支える協会であり続けてほしい

藤沢幸応

公益社団法人日本図書館協会の「定款」には、この法人の目的を、公共図書館等の進歩発展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化及び学術並びに科学の振興に寄与することとしている。また、「定款」では、この目的達成のための事業の筆頭に、図書館職員の育成及び研修・講習を掲げる。

これを踏まえ、例えば協会研修事業委員会が、「中堅職員ステップアップ研修」を実施し、図書館職員の資質向上をめざした体系的な研修に取り組んでいる。この講座では、領域単位での受講やオンラインでの参加も可能とするなど、受講する側の事情にも配慮がある。

また、研修機会に恵まれない非正規雇用職員など、図書館で働くすべての人のための講座として協会非正規雇用職員に関する委員会が「図書館基礎講座」を企画している。私は、2019年に香川県でこの講座が開催された際、地元有志とともに実行委員会委員として、講座当日の運営を担当した。当時、講座開催にあたって、協会図書館政策企画委員会には講師選定を、協会事務局には受講受付や資料印刷をお願いし、円滑な講座運営のために助力いただいた。

図書館員としての自律的規範である「図書館員の倫理綱領」には、個人的、集团的に、不断の研修につとめることが、その職責を遂行するために必要であるとしている。

このことから、協会には、引き続き、図書館職員が職務上必要とされる知識や技能を高めるための学びの機会の充実を図っていただきたい。加えて、新たに、図書館職員の調査研究や実験的な取り組みへの支援体制整備にも期待したい。

そうした実践が、協会に対する関心を高め入会意欲の増進に結び付くと考えるのである。

(ふじさわ ゆきおう：

香川県個人会員選出代議員、香川県立図書館)

[NDC10：0106 BSH：日本図書館協会]

明けても暮れても—これからの図書館をソーゾーする 藤山由香利

図書館で働いて20年が経とうとしています。さまざまな災禍がありましたが、COVID-19の出現という昨今の状況は想像を超える出来事でした。図書館員として日々自分に問い、仲間と共に悩みながら乗り越えてきました。この3年間でオンラインでの情報交換も日々進出し、とても便利になったと思う反面、記憶に残るのは実際に同じ場所と同じ時間を共有し、言葉を交わしたものであるような気がしてなりません。

オンラインのみの研修等も多くなり、どこにいても費用や移動時間を気にせず参加できる利点もありますが、リアル場で交流する機会にも積極的に参加し、場を作りたいと思っています。もちろん図書館員同士の交流は必要ですが、本に関わる人、関わらない人も含めて、多様な人々が混ざり合うことで、これからの図書館をソーゾー（想像?創造?）できないかと思うのです。

20代後半の頃、この仕事を天職だと思いました。元々は本が好きで入った図書館でしたが、図書館で働くうちに、地域の人々と関わり合いながら本を介して、生きていく希望をも形作れるこの仕事が好きでたまらない!と、静かに熱くたぎるエネルギーのままに何かしらのつながりを得たくて、『図書館雑誌』を頼りに、勇気を出して参加したのは図書館建築研修会でした。当時、小さな町の図書館員だった私にとってその経験がどれほど後押しになったことか。その後、個人会員となり更に日本図書館協会認定司書への挑戦等、協会の存在はわたしにとって図書館員人生を導いてくれたといっても過言ではないのです。

個人会員の減少が叫ばれていますが、その門が開かれていたからこそ、明けても暮れても図書館で働き続けることができました。これからは代議員としてどこまで役目を果たせるかは未知数ですが、これまでの20年をひとつの声として各地に届けたいと思います。

(ふじやま ゆかり：

宮崎県個人会員選出代議員、都城市立図書館)

小規模 図書館 奮戦記

その303 沖縄工業高等専門学校図書館

コロナ禍中と 図書館運営について

—実務面での感染症対策と 利用者サービスの共存—

比嘉 信

●新型コロナウイルス禍中からのスタート

2020（令和2）年4月沖縄工業高等専門学校図書館（以下、「沖縄高専図書館」という）に着任したとほぼ同時にコロナ禍が始まった。学内はだいぶ混乱しており、図書館業界も例外ではなかった。程なくして頻発される調査物（新型コロナに対してどのような対応をしているか調査）等に応じながらの図書館運営となった。

学校は休校となり、学生の姿が消えた。その中で、図書館として行うべきサービス提供について、議論を行い、4月2週目には、郵送貸出サービスの提供を開始した。

学生は自宅に居ながらにして、クラウドフォームに入力するのみで、郵送貸出サービスを受けられる。「学びを止めない」と言うことを担保することができた。

●認証マークの取得

新型コロナにより学内はもとより、国内全体が落ち着かない最中、どうやって利用者に対し、学びを提供するかを考えた。

ご存じのとおり、図書館で学んでいるときは基本、緊張状態ではなく緩和状態であり、それが「学び」が入っていく状態だと考えられる。

そこで、図書館利用者に少しでも安心を届け「沖縄高専図書館で学んでいる間は、安全な環境であるので、どうぞリラックスしてください」という状態の担保に向けて動き出した。

沖縄県のサイトを確認していると、認証マークが目に入った。各都

道府県で一定の基準を満たした事業者は認証マークが取得できることがわかった。

そこで、厚生労働省のガイドラインはもとより、日本図書館協会の「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」および、全国学校図書館協議会「新型コロナウイルス感染拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」を確認の上、沖縄高専図書館用の新型コロナウイルスガイドラインの作成を行った。

ガイドラインでは、利用者遵守事項のみならず、図書館従事者が行うこともまとめた。

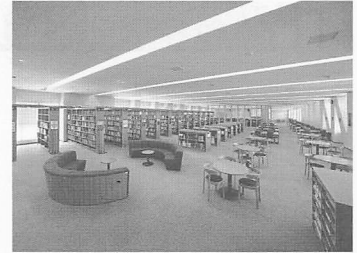
その上で、認証マーク申請を行い、取得を行うことができた。

これで、図書館利用者に安全と安心を提供することができたと考えられる。

●沖縄高専図書館空中散歩コンテンツの作成

2022（令和4）年3月10日（木）に沖縄高専図書館は、360度空中散歩ができるコンテンツ「沖縄高専図書館バーチャルウォーク」を公開した。

スマートフォンやPCで高専図書



館を360度空中散歩ができるようになっており、コロナ禍中で学校に居なくても図書館を感じ取れるようになった。

制作は、ドローン操縦とアナウンスのみ外注で、全体企画・音楽選択・編集・広報・デイレクションはすべて内製とした。コンテンツは以下のアドレスまたは上記QRコードで確認することができる。

<https://youtu.be/rP2ixRLrKw8>

●スタッフと共に歩んできた図書館運営

図書館長含め、上司や部下と共に歩んできた3年であった。

図書館の運用・体制は1人のみでは達成できず、理解と協力が必要となる。

そのために、実施体制の協議、運用マニュアルの作成（部下からの能動的な意見が多く非常に助かった）、そして実働に至るまで、互いにコミュニケーションを取り合い、動体することができたと考えている。

この場を借り、関わってきたすべての皆様に感謝いたします。

●これからの沖縄高専図書館

2023（令和5）年5月8日新型コロナウイルスの5類移行に伴い、新型コロナ体制は一つのピリオドを迎える。

しかしながら、これまで培ってきたノウハウと利用者サービス提供は、今後の図書館運営にフィードバックされていくものと考えている。

（ひが しん：沖縄工業高等専門学校）
[NDC10：0178]

BSH：沖縄工業高等専門学校図書館]

図書館員の本棚

図書館資料の保存と修理

その基本的な考え方と手法

眞野節雄講義録

眞野節雄著

東京：日本図書館協会

2023. - 83p : 21cm

(JLA Booklet ; no.13)

ISBN : 978-4-8204-2218-1 : ￥1,000 (税別)

NDC10 : 014.61

BSH : 資料保存

本書は、東京都立中央図書館資料保全専門員として、また日本図書館協会資料保存委員会委員長として、著者が公私の時間を費やして取り組んできた、資料保存に関する研修会の講義内容を1冊にまとめたものである。長年さまざまな場に足を運んで講師を務めた著者の姿勢には頭が下がるばかりだが、それでも研修会の参加人数には限りがあり、希望する人すべてが受講できるわけではなかっただろう。その講義を平易な語り口で再現する本書の刊行は、資料保存や修理について現場で悩んだことがあるすべての人にとって朗報に違いない。図書館の資料保存の世界への最初のガイドブックとして、ぜひ一読をお勧めしたい。

第1講「図書館における資料保存とは」では、資料保存はまず資料の「利用」を念頭に置いて、それぞれの館の実情に応じた「保存ニーズ」(何のために、何を、いつまで、どのように保存するのか)を把握した上で取り組むべきものと述べられる。具体的には資料的価値や利用頻度、資料の状態に応じて、予防、点検、代替、修理、廃棄という五つの方策を組み合わせるものであり、そのうち最も重要であることが「予防」、とり

わけ資料の「正しい取り扱い」が最も簡単で大切な対策である、という指摘には、研修会でも目を開かれるように感じた受講者が多かったのではないだろうか。

合わせて、資料が置かれる場所の温湿度等環境の管理、保存容器による資料の保護、利用に先だった予防的保存製本や、酸性紙対策、災害対策などが紹介されている。また、「修理」とは、「予防」や「代替」(状況に応じて買い替えや媒体変換を行う)で有効でない場合にやむを得ず選択する方策であり、適切な「廃棄」をも視野に入れて考えること、資料保存とは、実は自館の資料の構成やあり方、ひいては図書館としての使命をも改めて見つめ直す取り組みであること、そして東日本大震災後の郷土資料の修復を例に、「修理」には物理的に形を治すだけではない側面があることが述べられている。

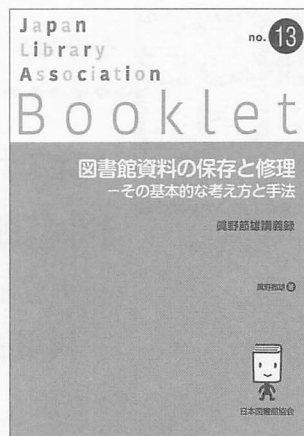
第2講「図書館資料の修理とは」では、壊れた資料は必ず治すべきとは限らず、そのまま利用するという選択肢があること、利用のために治さざるを得ない場合は資料の利用頻度や保存期間によって方針を決めること、具体的には修理箇所のみ強度を上げるようなバランスの悪い修理

を行わず、利用に耐え得る最小限の手当てに止めること、製本構造や材料の性質を知って修理に当たるのが大事であることなどが示される。

また、IFLAの示す修理の原則(①できるだけ元の姿を壊さない、②元に戻せる材料・方法を選ぶ、③安全な材料を使う、④修理の記録を残す)と共に、健全な修理を行うために製本の工夫や紙の性質について知っておくこと、和紙とでんぷん糊によるやさしい修理を行うこと、そして補修用テープの使用による問題や、修理道具などの実用的な話題も盛り込まれている。

これらの講義の後、対面による研修会では実際に手を動かす時間を取り、参加者自身が和紙と糊を使用して破れたページを繕ったり、見返しが切れて表紙が外れかけたハードカバー本を治したりする修理の体験ができるが、残念ながら本書にはその実習部分までは収録されていない(紙面上での実習の再現には困難があるだろう)。講義内容を補完する試みとして、読者に対して別途修理の実演動画を提供することなどが考えられるが、実現は難しいだろうか。今後の著者および資料保存委員会の活動として、勝手ながら大いに期待したい。

(田崎淳子：東京大学附属図書館)



図書館員の本棚

図書館ウォーカー

旅のついでに図書館へ

オラシオ 著

東京 : 日外アソシエーツ

2023. - 229p : 21cm

ISBN : 978-4-8169-2952-6 : ¥2,300 (税別)

NDC10 : 010.21 : 016.21

BSH : 図書館(公共) - 日本

本書は、8年の図書館勤務経験を持つライター、オラシオ氏が2019年から陸奥新報で連載中の記事を元にした47都道府県の図書館を巡り歩いた旅エッセイである。私も著者と同じように「旅先の図書館」を訪ね歩くことが好きなので、どれだけ本で紹介されているところへ行っただけか確認してみたら、著者の訪ねた66の図書館のうち30のところへ行っていることがわかった。

私はインターネット上のある民間の図書館蔵書検索サイトを使って、訪問の記録を取っている。見返すと45都道府県の約600館を訪れていたもので、著者との重なり具合は妥当かと思えた。なかには、その自治体の中央館は訪問したが、紹介されていた分館は訪問しなかったというケースも少なくない。そもそも小規模自治体の図書館や公民館図書室はHPを持たない場合が多く、必然的にサイトに反映されていないことが多い。

本書の「まえがき」に相当するページで、「公共交通を利用することは、鉄道駅やバス停から図書館まで歩いて行くということでもある。徒歩のスピードでゆっくり街を眺めると、気候や地理的条件、風土などに根ざした街づくりの個性が浮かび上がって見えてくる。」と書かれていて、我が意を得たりという気がした。

図書館業界や関連業界で現役で働いていたり、退職されていたり、あ

るいは大学の教員等に転身していたりする知り合いの中で、日本全国の図書館数百・数千に行ったことがある人を十数人知っているが、著者や私のように公共交通機関を使って訪ねている人はその半分もいないような気がする。その街の空気感をつかむためには最寄りの駅やバス停から「歩かないと」なのである。

最初の図書館を紹介しているページで著者が、「例え取材目的でも館内の撮影はしない」と自らにルールを課している点に、非常に共感を持てた。私も、写真は館外や建物の外から撮るだけで、館内では基本撮影せずに、専用の手帳にメモするだけという見学スタイルだからだ。

「図書館員は迷惑利用者の存在にいつも神経を尖らせている」し、館内でシャッター音が響くと、他の利用者が写り込むことや他の利用者への盗撮行為、図書や雑誌を無断撮影した著作権侵害の行為などと疑われかねないからだ。私は現役の図書館員なので著者の「現場に迷惑をかけたくない」気持ちがよくわかる。

またコロナ禍になって「利用する時に入口や受付で声をかけたり名前や連絡先を書かなければいけない」図書館が多くなったのも著者の言う通りだなという気がした。ところどころ、併設の郷土資料館は見られたのに、肝心の図書館が休館日だった、という場面も出てくる。全国一律で必ずしも月曜日が休館日ではない



し、玄関に行ってみて初めて蔵書点検等の休館に気が付いたということも私の経験上少なくないからだ。

著者と違って私は音楽に造詣がないが、一方で鉄道に明るいという点では一致しているような気がした。だからと言って、鉄道が趣味の人にしかわからないような専門用語は一切出でこず、旅行好きな人向けに図書館巡りが楽しめるような書き方がされている点で非常に好感を持てた。

そして著者と私の境遇が似ているのもまたよかった。著者は大阪出身で別地方を経て現在青森在住。私は三重出身で別地方を経て現在新潟在住なので、それゆえの記述がよくわかる。例えば、私の郷里三重にある図書館が取り上げられたページに「三重県を扱う本が、大阪とは違う地域に分類されていたのだ」とある。確かに日本十進分類法ではそうっており、実際東海地方の図書館は、三重県の本を置くにあたって非常に苦心している実情があるからだ。

私は図書館巡りの楽しみを、その地域の特産・売りが何なのかを資料から読み解くことに考えている。このような考えに立てば、「これからの図書館は、最大の特色である郷土資料をもっと入口近くに置いたほうがいいと思う。」という著者の意見はもっともなことだと思えた。

おくやまとやす
(奥山智靖：新潟県議会図書館)



日図協図書館 新着案内

●配列と記載事項について

単行書：『日本十進分類法』による分類記号順（NDC 記号順）とし、同一分類記号内は書名の欧文、数字、五十音順とした。

「タイトル 巻次 著者 出版社 出版年月 ページ数 大きさ（叢書名） 注記 ISBN 価格 NDC 記号」

要覧：館種別、都道府県（県、政令指定都市・特別区、市、町村）順

「タイトル 巻次 編者・出版社 出版年月 ページ数 大きさ」

館報：館種別、都道府県（県、政令指定都市・特別区、市、町村）順

「タイトル 巻次 編者・出版社 出版年月」

機関誌・団体報：館種、テーマによる NDC 記号順

「タイトル 巻次 編者・出版社 出版年月 ページ数 大きさ 注記 NDC 記号」

記事索引：『日本十進分類法』による分類記号順（NDC 記号順）とし、同一分類記号内は記事タイトルの欧文、数字、五十音順とした。

「記事タイトル 著者 掲載誌 巻号 掲載ページ 掲載年月」

図書館関係

図書・資料・記事目録



単行書 紀要掲載論文

報告書・資料集・論文集など

文献宇宙その生成と進化 村田修身著 福島図書館研究所 2023.04 146p 21cm（福島図書館研究所叢書：図書館研究シリーズ 10） 978-4-909049-13-1 010

吹田市立図書館サービス基本計画 令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度） 吹田市立図書館編 2023.03 94p 30cm 011.3

第4次日野市立図書館基本計画 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度） 暮らしの中に図書館を 地

域に根ざした「知のひろば」が本と人との「わ」をつくる 日野市立図書館編 日野市教育委員会 2023.03 82p 30cm 011.3

図書館人への言葉のとびら 内野安彦著 郵研社 2022.09 248p 19cm 978-4-907126-53-7 ¥1800 013.1

地域資料とデジタルアーカイブ たましん地域文化財団 歴史資料室を例に 保坂一房著 共同保存図書館・多摩 けやき出版〔発売〕 2023.03 53p 21cm（多摩デポブックレット 16） 特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩2022年度通常総会記念講演 978-4-87751-631-4 ¥1000 014.72

調べ物に役立つ図書館のデータベース 小曾川真貴著 勉誠社（制作） 発売：勉誠出版 2022.08 200p 19cm 978-4-585-30006-9 ¥1800 015

児童サービス論 地域とつながる公共図書館の役割 伊香左和子、塚原博編著、山本順一監修 ミネルヴァ書房 2023.04 vii, 301p 22cm（講座図書館情報学 7） 978-4-623-08471-5 ¥3500 015.93

認知症バリアフリー社会実現のための手引き 図書館編 日本認知症官民協議会認知症バリアフリーワーキンググループ編 2023.03 18p 30cm 015.95

公立図書館における読書バリアフリーに関する報告書 2022年度（令和4年度） 全国公共図書館協議会編 2023.03 125p 30cm 015.97

研究紀要 23 福岡市総合図書館編 2023.03 82p 30cm 016.2191

あしたの本だな 子どもや若い人と本との出会いをつなぐブックリスト 1-2 JBBY 希望プロジェクト〔企画・制作〕 日本国際児童図書評議会 2022.12 2冊 26cm 019.5

ランプシェード 「こどもとしょかん」連載エッセイ 1979～2021 松岡享子著 東京子ども図書館 2023.03 533, xip 22cm 「こどもとしょかん」1～170号（1979～2021）の連載を全編収録 978-4-88569-018-1 ¥3000 019.5

おはなし会・読みかせ著作権ハンドブック 村瀬拓男監修 出版文化産業振興財団（JPIC） 2023.03 23p 21cm 協力：一般社団法人日本書籍出版協会、日本児童図書出版協会 021.2

国際アンデルセン賞とIBBY オナーリスト2022 IBBYがすすめる世界の児童書 日本国際児童図書評議会（JBBY） 2023.03 54p 26cm 023.09

よくわかる出版流通のしくみ 2023-24年版 メディアパ
ル 2023.03 47p 21cm ¥500 024.1

社会教育団体振興協議会 要覧 令和4-5年度版 社会教
育団体振興協議会 2023.03 36p 26cm 379

おはなしのろうそく 33 東京子ども図書館編刊 2023.
03 55p 15cm 978-4-88569-132-4 ¥500 388

文化財防災センター年次報告書 令和4年度 国立文化財
機構文化財防災センター編刊 2023.04 74p 30cm
709

入門大災害時代の文化財防災 高妻洋成, 小谷竜介, 建
石徹編 同成社 2023.03 191p 19cm 978-4-
88621-908-4 ¥2000 709.1

オックスフォード世界児童文学百科 新版 ダニエル・
ハーン編著, 白井澄子 [ほか] 監訳 原書房 2023.
05 12, 1027p 22cm 978-4-562-07249-1 ¥12000
909

地下図書館の海 エリン・モーゲンスターン著, 市田泉
訳 東京創元社 2023.03 473p 20cm (海外文学
セレクション) 原タイトル: The starless sea 978-
4-488-01686-9 ¥3400 933.7



要覧

年報・年史・業務報告・利用案内など

要覧 (令和5年度) 宮城県図書館 2023.04 60p 30cm
堺研究 45 堺市立中央図書館 2023.03 122p 21cm



館報 協会報 機関誌

●日本図書館協会

図書館雑誌 The Library Journal 117(5) (通巻1194)

日本図書館協会図書館雑誌編集委員会 日本図書館
協会 2023.05 80p 26cm 内容: 特集 県立図書
館は今, 国際卓越研究大学 (溝上智恵子) (窓),
2022年度第2回代議員総会開催 (NEWS), 2023年度
文部科学省予算が成立 (NEWS), 図書館等公衆送信
補償金の額が認可 (NEWS), 新たな感染症に備える
(こらも図書館の自由), 第五次「子どもの読書活動
の推進に関する基本的な計画」について (霞が関だ
より 234), 第13期 (2023年度) 日本図書館協会認
定司書名簿及び審査 (報告), [報告] 児童青少年委

員会公開オンラインセミナー「これからの公共図書
館のYAサービスを考える」, 資料と想いを受け継ぐ
図書館 国立ハンセン病資料館図書室 (小規模図書
館奮戦記 その301), 図書館の調べる力で, 利用者
の见たい・知りたいに答える 広島市立中央図書館
のレファレンスから (れふあれんす三題噺 302 広
島市立中央図書館の巻), 西洋法制史コレクション・
グロティウスコレクション 法学の枠を超えた資料
群 日本大学図書館法学部分館 (ウチの図書館お宝
紹介! 231), 図書館員のおすすめ本 77, 自分事
としてランサムウェア攻撃など情報セキュリティ対
策を強化する (大石正人) (北から南から), 2022年
度通算第4回 (定時第4回) 理事会議事録, 2022年度
通算第2回 (定時第2回) 代議員総会議事録, 2022年
度通算第4回 (定時第4回) 理事会, 通算第2回 (定時
第2回) 代議員総会 配付資料 010.5

日本の参考図書 四季版 227 日本図書館協会 2023.05
[20p] 26cm 23.01-03 028

●国立国会図書館

国立国会図書館月報 745 国立国会図書館 2023.05

32p 30cm 内容: 『大東京寫真帖』-写真で見る昭
和初期の東京名所 (今月の一冊 国立国会図書館の
蔵書から), 関西館開館20周年記念講演「コミュニ
ケーションの進化と図書館の未来」(山極壽一), 関
西館開館20周年記念シンポジウム「これからの図書
館-読書はどう変わる? デジタルでどう変わる
?」, 新時代のビジュアルメディア・錦絵新聞, 新型
コロナウイルス感染症と国立国会図書館, 離れてい
てもコピーをどうぞ (館内スコープ), 『萩原朔太郎
詩集『月に吠える』100年記念展 ここからすべてが
始まった』(本屋にない本) 016.11

●協会報・館報

よむみる 5月号 367 恵庭市立図書館指定管理者株式
会社図書館流通センター編刊 2023.04

情報図書館だより 397 江別市情報図書館 2023.05

図書館通信 42(2) (通巻504) 登別市立図書館 2023.
05

ハトダヨ 函館市中央図書館だより 84 函館市中央図
書館編刊 2023.04 内容: 家族で図書館を楽しもう

花さき山 筑西市立明野図書館報 427 筑西市立明野図
書館 2023.05 内容: 車で図書館へ行こう!

図書館がすすめるこどもの本 日立市立図書館 2023.03

- 三郷市図書館だより 2023/4・5月号 317 [三郷市立]
北部図書館 2023.05 付：たからじまだより 245
内容：4月1日（土）早稲田図書館再オープン！
- 図書館だより 468 新座市立図書館 2023.05
- ひばり いなぎ図書館だより 203 稲城市立図書館
2023.05 内容：6月に稲城市立図書館は開館50周年
を迎えます
- ひろば 日野市立図書館館報 285 日野市立中央図書館
2023.05 内容：中央図書館は開館50周年を迎えま
した！
- パピルス 上越市立図書館だより 302 上越市立図書館
2023.05
- ソフィアだより (2023年春号) 1 ソフィアセンター
(柏崎市立図書館) 2023.05
- 図書館だより 218 磐田市立図書館 2023.05
- かけがわ図書館だより 219 掛川市立図書館 2023.05
- 楽読楽書 46 精華町立図書館 2023.04
- ひまわりだより 5月号 409 貝塚市民図書館 2023.04
- ムクムク 447-448 四條畷市立四條畷図書館 2023.04-
05 付：新着図書案内 217-218
- みんなの本だな 図書館だより 655 芦屋市立図書館
2023.05
- しずく通信 229 猪名川町立図書館 2023.05 付：し
ずくつうしん for KID'S 169
- 図書館だより 351 岩国市中央図書館 2023.05
- 古文書だより 2 福岡市総合図書館文学・映像課古文書
係 2023.03

*

- Book Mark 城西大学水田記念図書館報 162 城西大
学水田記念図書館 2023.05
- Gaidai bibliotheca 236 京都外国語大学付属図書館編
京都外国語大学付属図書館・京都外国語短期大学付
属図書館 2023.04 内容：特集 映画
- 図書館報 194 西南学院大学 2023.04

●機関誌・団体報

- 情報の科学と技術 73(5) 情報科学技術協会 2023.05
32p 30cm 内容：特集 整理技術・情報管理の世
界、TP&D フォーラム2022 (佐藤久美子)，原著論
文『テレビ番組メタデータモデルの構築：「番組」と
はいかなる実体か』(関根禎嘉)，討議報告『テレビ
番組メタデータモデルの構築：「番組」とはいかなる
実体か』(李東真)，原著論文『日本の書籍目録に占

める漢籍の位置－江戸時代以前の書目に注目して』
(永田知之)，討議報告『日本の書籍目録に占める漢
籍の位置：江戸時代以前の書目に注目して』(木村麻
衣子) 007

- LRG：ライブラリー・リソース・ガイド 43 アカデ
ミック・リソース・ガイド 2023.05 155p 21cm
2023年春号 内容：特集 都道府県立図書館サミッ
ト2022，都道府県立図書館と基礎自治体：都道府県
立図書館の役割－フロアトーク「都道府県立ミニマ
ム&連携とオリジナリティと図書館リ・デザイン」
の議論を中心に(丸山直也)，図書館事業経営のア
ライアンス(提携)－都道府県立図書館と基礎自治体そ
して多様なプレイヤー(小澤多美子)，図書館の可能
性：空間そして情報・人の融合(市村晃一郎)，要覧
調査分析プロジェクトとポスターセッション(ポス
ターセッション準備会 改 要覧調査分析プロジェ
クトチーム「要覧ごらん」)，要覧のかたちを考える
(今井つかさ)，都道府県立図書館サミットの舞台裏
(岡本真)，都道府県立図書館サミットを終えて(小
林隆志)，議会図書室 機能強化のヒント[前編]
(天野奈緒也)，資料継承に向けた試行としての公開
資料整理会(杉崎和久)，県民に寄り添い続けた10
年，新しい県立図書館像をつくった山梨県立図書館
(猪谷千香)，緊急対談！AIは電子図書館の夢を見
るか？～ChatGPTに聞く，これからの図書館とAI
の関係(佐藤翔) 010

- 図書館界：The Library World 75(1) (通巻430) 日本
図書館研究会 2023.05 84p 26cm 内容：「大学設
置基準からの第38条の削除」問題(原田隆史)，大学
図書館の学習支援に対する教員の認識と図書館員と
の連携(西浦ミナ子，佐藤翔，原田隆史，逸村裕)，
大学図書館の利用教育に対する学部生の認識(西浦
ミナ子，佐藤翔，原田隆史，逸村裕)，『デジタル時
代のアーカイブ系譜学』(書評)，『学術コミュニケー
ション入門：知っているようで知らない128の疑問』
(新刊紹介)，西田博志さんを偲んで(巽寛)，西田博
志さんの思い出(西村一夫)，2022年度決算報告・
2023年度事業計画・予算案，図書館研究奨励賞，留
学生への『図書館界』無料頒布について 010.5

- 日仏図書館情報学会ニュースレター 240 日仏図書館情
報学会 2023.04 5p 30cm 内容：2023年度総会の
開催について 010.7

同志社大学図書館学年報 48 同志社大学図書館司書課程 2023.03 82p 26cm 内容：同志社大学図書館司書課程70周年・司書教諭課程60周年－この10年間の変化を中心に（原田隆史）（巻頭言）、図書館・制度・技術（逸村裕）（2022年度同志社大学図書館司書会講演会記録） 010.7

もっと！TRC MARCpedia 1 図書館流通センターデータ部 2023.05 [4p] 30cm 内容：Marcってなに？ 014

多摩デボ通信 63 共同保存図書館・多摩 2023.04 8p 26cm 内容：2023年度 通常総会開催のご案内 014.68

図書館車の窓 126 林田製作所 2023.03 8p 30cm 内容：新しい図書館車の紹介（ちえぞう君 沖縄市立図書館、わくわく号 大野城まどかびあ図書館、ヨモカ 高梁市立図書館）、石井町移動図書館車『ふじっこ2号』～誰からも愛される図書館車を目指して（近藤舞美 石井町教育委員会）、移動図書館の仕事 最終回 過去から未来への展望（手嶋孝典） 015.5

ヤングアダルトサービス研究会通信 283 ヤングアダルトサービス研究会 2023.05 9p 26cm 015.93

にってんフォーラム 127 日本点字図書館 2023.04 16p 21cm 015.97

むすびめ2000 122 むすびめの会 2023.04 24p 26cm 内容：むすびめ例会・オンライン講演会（2023.1.29）、<まるちいんふおぼーど> 漆原さん さようなら！！ 015.98

としょかん 165 としょかん文庫・友の会 2023.05 19p 26cm 内容：創立50周年を迎えた小平市子ども文庫連絡協議会（北から南からクローズアップ）、訃報 西川馨さん、図書館法制定：CIE 担当官の関与を中心に（三浦太郎）、「浪江 in 福島ライブラリーきぼう」の7年（木村正人）、「おい図書館」の活動（おい図書館 青木和子）、ウクライナを知るために（としょかん雑記帳）、『小さなまちの奇跡の図書館』（本の紹介）、公共図書館の源流 大橋図書館 3（源流へ 63） 016.206

みんなの図書館 554 教育史料出版会（発行）2023.05 80p 21cm 内容：特集 あるべき図書館を求めて－住民の活動から、歩いていける「地域の図書館」の存続を求めて－豊中市民の取り組み（安達みのり、脇谷邦子）、印西市立図書館指定管理者制度導入に反

対する運動（菅井貴美子）、町田市での図書館戦争－公共施設再編の嵐の中で（蘭田碩哉）、図書館に導かれた“出会い”と“活動” 川崎市立図書館の指定管理者制度導入を追って（岡本正子）、ゆるくつながる千葉県図書館関係市民団体連絡会（大宮祐子）、地域のハブとしての図書館を考える ミネルヴァ書房「講座・図書館情報学」シリーズ完結に寄せて（本田康広）、男木島図書館便り（額賀（福井）順子）、歪んだ像で形作られた図書館はいやだ（こんな図書館はいやだ 21）、『学校図書館とマンガ』（ほん・本・Book）、ウクライナ戦争と15年戦争（column：図書館九条の会）、第69回全国大会案内【白河大会】 016.206

としょかんふれんず千葉市 73 としょかんふれんず千葉市 2023.05 12p 30cm 内容：2023年度総会報告 016.206

図書館研究三多摩 13 三多摩図書館研究所 2023.04 76p 21cm 内容：主権者と図書館（神奈川大学法学部教授 幸田雅治）、子どもたちに心躍る図書館を（西東京市はとさん文庫主宰 服部雅子） 016.206

大阪支部報 542 図書館問題研究会大阪支部 2023.04 4p 26cm 内容：どうなる？豊中の図書館、北千里図書館に行ってきました 016.206

図書館とまちづくり 154 図書館とまちづくり・奈良県・ネットワーク 2023.04 8p 30cm 内容：2022年度 奈良県内公立小中学校「学校司書」配置状況 016.206

友の会通信 37 図書館友の会・米子事務局 2023.05 8p 30cm 016.206

こどもの図書館 70(5) 児童図書館研究会 2023.05 20p 26cm 016.286

児図研東京支部ニュース 443 児童図書館研究会東京支部 2023.05 10p 26cm 016.286

マグちゃん通信 80 射水市大島絵本館 2023.6-7 [8p] 30cm 016.286

親子読書つうしん 日本親子読書センター機関誌 3(15) 日本親子読書センター 2023.04 44p 30cm 内容：特集1 第59回夏のつとよい予告、特集2 楽しみ、学ぼう、中近東の世界 第3回、松岡享子さん・追悼パート2 016.29

学校図書館 871 全国学校図書館協議会 2023.05 88p 26cm 内容：特集1 躍動する図書委員会、特集2

読書感想文指導の取組み、『調べる技術：国会図書館秘伝のレファレンス・チップス』『学びをつなぐ学校図書館：松江発！学び方指導体系表を活用しよう』（役に立つ！Book Guide）、進化する学校図書館—つなぐ図書館を目指して（キラリ！司書教諭 224）、こんな「発信アイデア」いかがですか？—図書館をとびだして広報を楽しむ！（きらり！学校司書 59）、なぜ、日本語指導にもっと絵本を利用しないのですか？①（なぜ？を分析！“解決のカギ”はここにある）、「学校図書館整備施策」の実施状況—2022年度の最終集計（資料）、図書館ボランティアの是非を高校生が考えてみた（投稿） 017.06

学校図書館学研究 25 日本学校図書館学会 2023.03
71p 30cm 内容：これからの時代に向けた学校図書館学の発展を目指して（吉富芳正）、探求的な学習に向けた学校図書館および情報の活用と読書指導（金沢みどり）、学校図書館における学習成果物のデジタルアーカイブに対する学校教員の意識調査（高橋菜奈子、彦坂秀樹）、読解と読書を融合させた指導モデル提案のための予備的考察（小林達也）、小中高校生の読書活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響—一斉臨時休校時期の不読率の変化に着目して（濱田秀行、秋田喜代美）、探求的な学びをとおしての情報活用能力育成—探求的な学習の基礎を育むSTARTプログラムの実践—（勝山万里子） 017.06

学図研ニュース 447 学校図書館問題研究会 2023.05
32p 26cm 内容：特集 データベース活用 017.06

学校図書館速報版 2126-2127 全国学校図書館協議会
2023.05 2冊 26cm 内容：（2126）第53回学校図書館賞が決定、全国SLA事務局の土地・建物の売却を決議 全国SLA第15回臨時総会を開催、（2127）第28回日本絵本賞決まる、学校司書研修講座（基礎コース） 017.06

学図研ニュース・東京 367 学校図書館問題研究会東京支部
2023.04 19p 26cm 内容：特集 新たに始めたこんなこと 017.06

図書館教育ニュース（付録） 1625-1627 少年写真新聞社
2023.05 3冊 26cm 内容：（1625）Re-born! 図書館が生まれ変わった（兵庫県雲雀丘学園中学校）、（1626）スターブックスしおり&ブックカバー（すぐに作れる！学校図書館で役立つ素材集 13）、（1627）夢と不思議と体験と価値（図書ニュー読書部

2023活動中 第2回） 017.1

小学図書館ニュース（付録） 1293-1295 少年写真新聞社
2023.05 3冊 26cm 内容：（1293）『モモ』誕生から五〇年、（1294）1年目！ 新米司書フントー記 第2歩 ブックトークをやってみた！前編、（1295）ブックトークで伝えるSDGs 第2回 017.2

東北地区大学図書館協議会誌 74 東北地区大学図書館協議会
2023.05 61p 30cm 内容：寄稿 大学図書館職員初任者マニュアルの改訂に寄せて、第77回東北地区大学図書館協議会総会 総会資料・総会議事メモ、図書館統計年報、加盟館名簿 017.706

ほすびたるらいぶらりあん 47(2)（通巻171）日本病院ライブラリー協会
2023.04 54p 26cm 通巻171号 内容：特集 日本病院ライブラリー協会2022年度第2回研修会、[基礎講座] 病院図書室のマネジメント—コロナ禍における事例も含めて（安田裕子）、統計調査 第15回現況調査報告書 令和3（2021）年度 018.49

薬学図書館 68(1) 257 日本薬学図書館協議会 2023.
04 44p 30cm 内容：特集 令和4年度日本薬学図書館協議会研究集会、東邦大学習志野メディアセンターにおける展示会の取り組み（事例報告） 018.499

博物館研究 58(5) 660 日本博物館協会 2023.05 56p
30cm 内容：特集 「令和4年度新館紹介」 069

●出版・著作権

読書推進運動 666 読書推進運動協議会 2023.05 8p
26cm 内容：児童図書館研究会 年報発行 コロナ前・コロナ中の子どもの読書環境を特集 019

コピライト 745 著作権情報センター 2023.05 68p
30cm 021.2

JASRAC NOW 日本音楽著作権協会会報 784 日本音楽著作権協会
2023.05 13p 30cm 021.23

JPIC NEWSLETTER 244 出版文化産業振興財団（JPIC）
2023.05 [1p] 30cm 付：「第2回お気に入りの一冊をあなたへ 読書推せん文コンクール 令和4（2022）年度入賞作品集」（博報堂教育財団2023.3発行 135p） 023

アクセス 地方小出版情報誌 556 地方・小出版流通センター
2023.05 12p 26cm 023

出版クラブだより 617 日本出版クラブ 2023.05 18p
26cm 023

書協 390 日本書籍出版協会 2023.04 4p 26cm 内

容：図書館等公衆送信補償金 補償金規程の認可お
りる 023

人文会ニュース 143 人文会 2023.04 51p 21cm 内
容：図書館，出版業界を取り巻く情勢と提案（菊池
壮一）（図書館レポート） 023

Book & Bread 154 日本国際児童図書評議会 2023.03
34p 26cm 023.09

子どもと科学よみもの 531 科学読物研究会 2023.05
28p 26cm 023.09

こどもの本 607 日本児童図書出版協会 2023.06 44p
21cm 023.09

子どもの本棚 656 日本子どもの本研究会 2023.06
48p 21cm 023.09

日本古書通信 1126 日本古書通信社 2023.05 47p 26
cm 024.8



図書館関係 雑誌記事索引

007.37 情報管理

自分事としてランサムウェア攻撃など情報セキュリティ
対策を強化する 大石正人（北から南から） 図書
館雑誌 117(5) p276-277

010.1 図書館の自由

新たな感染症に備える 佐藤真一（こらむ図書館の自
由） 図書館雑誌 117(5) p239

010.6 日本図書館協会

2022年度第2回代議員総会開催（NEWS） 図書館雑誌
117(5) p237

「業界団体」としての日本図書館協会に期待すること」
「つながりを構築するための試み」 小澤多美子，島
津芳枝（声－各地の代議員から 3） 図書館雑誌
117(5) p268

公益社団法人日本図書館協会2022年度通算第2回（定時第
2回）代議員総会議事録 日本図書館協会 図書館雑
誌 117(5) p284-293

公益社団法人日本図書館協会2022年度通算第4回（定時第
4回）理事会，通算第2回（定時第2回）代議員総会
配付資料 日本図書館協会 図書館雑誌 117(5)
p294-305

公益社団法人日本図書館協会2022年度通算第4回（定時第
4回）理事会議事録 日本図書館協会 図書館雑誌

117(5) p278-283

010.6 日本図書館協会一研修

日本図書館協会研修事業 2022年度中堅職員ステップ
アップ研修(1)終了・修了者について（NEWS） 図
書館雑誌 117(5) p238

011 図書館行政

2023年度文部科学省予算が成立（NEWS） 図書館雑誌
117(5) p237

013.1 図書館員

第13期（2023年度）日本図書館協会認定司書名簿及び審
査（報告） 日本図書館協会認定司書事業委員会・認
定司書審査会 図書館雑誌 117(5) p262-264

015 図書館活動一認知症

日本認知症官民協議会，『認知症バリアフリー社会実現の
ための手引き』を作成（NEWS） 図書館雑誌 117
(5) p237

015.2 レファレンス ワーク

図書館の調べる力で，利用者の見たい・知りたいに応え
る 広島市立中央図書館のレファレンスから 浜田
恭子（れふあれんす三題噺 302 広島市立中央図
書館の巻） 図書館雑誌 117(5) p270-271

015.93 ヤングアダルトサービス

〔報告〕児童青少年委員会公開オンラインセミナー「これ
からの公共図書館のYAサービスを考える」 JLA 児
童青少年委員会 図書館雑誌 117(5) p265-267

015.97 障害者サービス

近畿視覚障害者情報サービス研究協議会「LL版図書館利
用案内『ようこそ 図書館へ』」のひな形データ提供
の変更について（NEWS） 図書館雑誌 117(5)
p238

016.2 公共図書館

特集にあたって 図書館雑誌編集委員会（特集 県立図
書館は今） 図書館雑誌 117(5) p243

016.2134 公共図書館－埼玉県

もっと，高校図書館と連携を！ 新たなサービスをいっ
しょに創っていこう 木下通子（特集 県立図書館
は今） 図書館雑誌 117(5) p256-257

016.2136 公共図書館－東京都

東京都立図書館名誉館長に尾木直樹氏就任（NEWS）
図書館雑誌 117(5) p239

016.2137 公共図書館－神奈川県

「かわさき電子図書館」サービスを開始（NEWS） 図書

館雑誌 117(5) p238

目指すべき県立図書館像 価値を創造する機能を付加する：神奈川県立図書館の事例 森谷芳浩（特集 県立図書館は今）図書館雑誌 117(5) p252-253

016.2152 公共図書館－長野県

「共知・共創の広場」を目指して 地域と共に歩む県立長野図書館の取り組み 森いづみ、小澤多美子（特集 県立図書館は今）図書館雑誌 117(5) p244-247

016.2154 公共図書館－静岡県

新静岡県立中央図書館の整備状況について 渡辺勝、木村雄二（特集 県立図書館は今）図書館雑誌 117(5) p254-255

016.2163 公共図書館－大阪府

大阪府豊中市、「豊中市立図書館みらいプラン」を策定（NEWS）図書館雑誌 117(5) p238-239

016.2172 公共図書館－鳥取県

鳥取県における学校図書館支援センターの学校図書館支援 小林隆志（特集 県立図書館は今）図書館雑誌 117(5) p248-251

016.253 図書館（公共）－アメリカ合衆国

図書館界を支えるステート・ライブラリアンたち アメリカの図書館をつなぎ、輝かしているもの 豊田恭子（特集 県立図書館は今）図書館雑誌 117(5) p258-259

017.7 大学図書館

文部科学省、「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」公開（NEWS）図書館雑誌 117(5) p238

018.494 国立ハンセン病資料館図書室

資料と想いを受け継ぐ図書館 国立ハンセン病資料館図書室 齊藤聖（小規模図書館奮戦記 その301）図書館雑誌 117(5) p269

019.5 読書

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について 文部科学省（霞が関だより 234）図書館雑誌 117(5) p260-261

021.2 著作権

図書館等公衆送信補償金の額が認可（NEWS）図書館雑誌 117(5) p237

028 紹介本

『ヌシ 神か妖怪か』『柚木沙弥郎のことば』『揺れる大地を賢く生きる 京大地球科学教授の最終講義』『麒麟

模様の馬を見た 目覚めは瞬間の幻視から』河合真帆、齋藤五月、城野裕紀子、舟田彰（図書館員のおすすめ本 77）図書館雑誌 117(5) p274-275

090 稀書

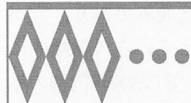
西洋法制史コレクション・グロティウスコレクション 法学の枠を超えた資料群 日本大学図書館法学部分館 瀬戸口千代（ウチの図書館お宝紹介！ 231）図書館雑誌 117(5) p272-273

317.27 文部科学省

令和4年度「学術情報基盤実態調査」結果の公表（NEWS）図書館雑誌 117(5) p238

377 大学

国際卓越研究大学 溝上智恵子（窓）図書館雑誌 117(5) p236



協 会 通 信



常任理事会

日時：5月11日(木) 14:00～15:30

会場：日本図書館協会504会議室、
Web会議 (Webでの出席は「W」と記載)

出席常任理事：植松貞夫 (理事長)、
鈴木隆 (副理事長)、海老根裕 (専務理事兼事務局長)、高橋正名 (専務理事)、岡部幸祐 (常務理事兼事務局長)、成瀬雅人 (常務理事) (以下、同じ)、西村七夫

列席理事：大谷康晴 (図書館情報学教育部会：W)、中山勝文 (公共図書館部会：W)、白濱博人 (大学図書館部会：W)、深水浩司 (専門図書館部会)、高橋恵美子 (学校図書館部会)、松尾昇治 (短期大学・高等専門学校図書館部会：W)

列席監事：中山司朗 (W)

*

1. 会議成立要件の確認

海老根専務理事兼事務局長 (以下「事務局長」という) から、議事に先立って、会場及びZoom上の画面で本人の出席を確認し、出席者が定足数を満たし会議が成立することが確認された。

2. 開会宣言・理事長挨拶

植松理事長 (以下「理事長」という) より、挨拶の後、開会が宣せられた。
理事長：前回の常任理事会の議事進行について、高橋恵美子理事から事前の質問があった。事務局長から回答する。

事務局長：高橋 (恵) 理事から2点の質問があった。

まず1点目の「総務部長がどのような立場で出席しているのか」について回答する。事務局組織は「定款

第52条 事務局の設置」で定められており、「事務局組織規程第4条第3項」では、「総務部長は本法人の理事会等との連絡調整にあたる」となっている。また、「同規程別表1 業務の分掌」では、総務部は「常任理事会及び理事会、部会長・委員長会議、代議員総会に属すること」と記載がある。さらに、「常任理事会運営規程第6条」では、「常任理事会の庶務は、本法人の事務局が処理する」と明記されている。したがって、総務部長の常任理事会陪席は、総務部長として所要の説明を行うためであり、意見を徴しているということではない。以上のことから、常任理事会の構成員ではないということをご理解いただきたい。一般的に、公益法人と事務局においても、事務局が資料を説明することは多々ある。

2点目の「常任理事会運営会議の構成員について、運営会議の内規では、理事となっているが、総務部長は出席という扱いか。また、過去の総務部長はどうだったか」という質問については、過去の総務部長は運営会議に陪席していた。ただし、総務部長として資料の説明を行っていたものである。その点はご理解いただきたい。

理事長：高橋 (恵) 理事から、その他にも推測の意見・質問をメールでいただいていた。推測については回答を控えさせていただく。

高橋 (恵)：他の理事会メンバーが疑問に思っていないようなので、これ以上発言するつもりはないが、一時的に、総務部長が常任理事会で資料の説明を行う、連絡を行う、記録担当を行う、等で出席するのは理解できるが、総務部長の立場で理事メン

バーと机を並べるのが正しいのか、と考える。過去、総務部長が理事と机を並べて出席したことが無いので違和感を覚える。今回の説明を受けても納得できていないということは議事録に残してもらいたい。

中山 (勝)：納得できないことに納得できない。

深水：総務部長が事務局と同列に出席することについては、自分も少し違和感を覚える。自分は事務局が同席していることについては納得している。

*

〈協議・報告〉

1. 2022年度公益社団法人日本図書館協会事業報告について

鈴木副理事長 (以下「副理事長」という) から、資料に基づき以下のとおり説明があった。

・代議員定数等検討委員会を設け、個人会員の選挙区を中心とした検討を進め、報告書を作成した。今後は、法的な確認等を経たのち、定款や規程の改正等に活かしていく予定である。

・文部科学省による「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書館等の充実に係る御協力等について」の文書発出について、対応を行った。

・著作権法の一部改正に伴う公衆送信について、2022年度から検討を続けており、2023年6月の開始に向けて検討は山場となっている。

・自由民主党の議員連盟である「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」 (以下「書店議連」という) の動きについて記載した。今後、書店議連の動きについては注視していく必要がある。また、今後はシンポジウムやイベント等を開催

し、図書館側からも意見を表明する必要があると考える。

・新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて2点紹介する。

一つは「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、5月8日以降は廃止となること、二つ目は、図書館情報学の授業における三ツールのオンライン配信事業については、2022年度まで継続していたが、2023年度は取りやめることとしたことである。オンライン配信事業については、今後、感染状況が悪化するようなことがあれば、再度検討する必要があるとは考えている。

・キハラ株式会社と覚書を取り交わし、歴史的図書館用品の調査・収集・保存共同事業を行ってきたが、所有権を譲渡し、デジタルデータ化に踏み切ることとなった。その成果の一部を協会会館2階の研修室に掲示した。

・日本の参考図書Web版については、慶應義塾大学田村研究室で作成され、Web版検討会旧メンバーが維持を行っていた。しかし今後の維持が難しいため、株式会社皓星社が引き継ぐこととなった。ただし、Web版のデータは10年前までしか更新されていないため、データの充実が今後の課題である。引き継いだWeb版は無料公開の予定である。

・公益認定事業等協会の事業を踏まえ、図書館大会や各種研究集会等、例年の事業内容に沿って記載している。過不足等がある等あれば、5月16日(火)の17:00までにメールでご指摘いただきたい。

理事長：締め切り日までにご意見・不足があれば補ってもらいたい。

2. 2022年度公益社団法人日本図書館協会決算について

事務局長から、資料に基づき説明があった。

2022年度の決算の報告については、今後、監事の監査を受ける予定であり、監査前の仮決算として説明する。

貸借対照表は2023年3月31日現在のものである。流動資産・現金預金は、昨年度から720万円程の増である。これは、前受会費が多かったこと等が理由である。

固定資産は、合計で1000万円程の増である。これは、空調機の更新に伴い、リース資産が増えたためである。流動負債としては、370万円程の増となっている。長期借入金としては、834万円ほどの減となっている。長期借入金は2025年に完済予定である。完済まであと3年、よく頑張ってきたと考えている。正味財産増減計算書(案)については、受取会費が118万円程の減となっている。研修事業収益については、36万円程の増となっている。資料交換参加費収益については、445万円程の増となっている。出版事業収益については、1809万円程の減となっている。これは、テキストシリーズや三ツールの売上数が減少しているからであり、さらに2021年度は刊行の遅れにより、『日本の図書館 統計と名簿』が2年度分販売された。その売り上げが計上されおり、2022年度は前年度と比較して出版事業収益が減少したものである。経常収益計としては、2000万円程の減となっている。経常費用については、旅費交通費が51万円程の増となっている。これは、委員の交通費の半額支給を開始したことが理由である。通信運搬費については、362万円程の増となっている。これは、資料交換参加費の発送費が計上されている。光熱水料費については、事業費が70万円程、管理費が14万円程の増であり、計85万円程の増となっている。これは、電気代料金の高騰が理由である。経常費用計では200万円程の増となっているが、上記以外

については昨年度並みであり、支出をしっかりと抑えている。総括的には、2022年度の決算は309万円程の赤字決算となった。赤字ではあるが、内閣府の公益法人認定基準(財務4規準)は満たしているので財務的には問題はない。今後の方針としては、安定的な財務基盤が出来つつあるが、出版関係の収益減の理由を特定し、対応していく必要があると考える。長期借入金については、2025年で完済予定であるが、建物の老朽化対策等を行う必要があるため、厳しい状況には変わらない。外部資金、寄附金、会員獲得に努めながら、財務基盤の安定化、健全化を図ることが大きな課題であると考えている。

理事長：出版部門で1000万円程度の収入減となった。中長期的な財務の安定については、出版部門を協会としてどうするかしっかりと考えていく必要がある。対策について、出版委員会にもご検討いただくことになるが、協会全体として出版計画を考えていくことが必要である。大谷理事に、テキストシリーズ、三ツールその他の出版物について、見通しがあれば発言願いたい。

大谷：出版委員会にも所属しているため、部会と委員会の両面から発言する。まず、テキストシリーズについては、学生がなかなかテキストを購入しない状況である。可能な限り、協会のテキストについては価格を抑えて出しているが、税込み2,000円を超える場合、学生は購入を控える傾向がある。また、こちらの方が深刻な問題と思うが、例えば短期大学の司書課程のコースは、短期大学の減少ペースを上回って減っている。短期大学が生き残るために、組織改編を行う際、例えば栄養関係・介護・看護に特化する決断をした場合、司書課程コースを廃止することが見受けられる。このことから、大学側の

変化の問題もテキストシリーズの販売減になった原因の一面ではあると思う。出版に関しては、収益性が言われがちではあるが、本法人は公益法人である。そもそも売れる出版物を企画して売れるのであれば、現在の出版不況にはなっていない。協会は公益事業で成り立っており、公益法人として認可されている本法人が、あまり収益獲得を前面に出すのはどうかと考える。我々の出版のベースは、会員の活動成果である。出版委員会もアンテナを立てる必要があると考えてはいるが、日々の活動を企画として協会に寄せていただき、その活動を出版するのが本来の動きと考えている。会員の皆様には、出版を行うにあたり活動のご協力を強くお願いしたい。現実的な問題として、現在は出版不況の大変な時代である。それらを考慮した場合、研修や研究集会等の収益要素を改善する必要があるのでは、と常々考えている。協会の予算でイベントを行うが、支出分の収入がないことが多い。バランスの改善・見直しが必要であるし、研修として確立しているものについては、受講料をもらう等、収益の要素を他でも強化しないと、収益が出版・会費だのみの従来の運営を続けるのは限界があると理事として考える。

理事長：大変的確なご指摘と考える。理事会等でも議論していきたい。

3. 2023年度通算第1回（定時第1回）代議員総会の開催について

事務局長から資料に基づき説明があった。

2023年通算第1回（定時第1回）代議員総会の開催について、6月15日（木）13:00～16:00に行われる。代議員総会の終了後には第2回理事会を予定している。

会場は一橋大学一橋講堂中会議場である。議題としては、2023-2024年

度の理事監事の選出、協会の決算。報告としては事業報告、代議員定数等検討委員会報告書について、及び第109回全国図書館大会を予定している。

対面方式で開催を予定しており、出席できない方は書面決議及び委任状を提出してもらう。

〈主な意見など〉

成瀬：過去の代議員総会の開催時、本来の議論前に、手続きの問題で時間を取られている。もちろん、必要なこととは考えるが、本来議論すべき大切な議題に入る前に時間を使うのは大変もったいない。十分な事前準備を行ってほしい。

事務局長：そのような事態がおきて反省している。今回は十分な準備を行う。

理事長：代議員定数等検討委員会報告書の中にも、Zoom方式による会員の参加を、議決権を行使できるものとするか、今回のように書面決議、委任状が前提となるものとするか、前々から協会として検討している。株主総会等については特例としてZoom参加者も議決権を有することができるとなっているが、公益法人として許されるかは、いまだ公的な見解が示されていない。公的な見解の見通しもないため、理事会の中で代議員総会におけるZoom参加のあり方について検討を行い、3月の代議員総会開催前には、Zoomでの参加をどのようにするか結論を得るようにしたい。次回の6月の代議員総会では、慎重に説明したい。

4. 個人情報保護に関する基本方針について

岡部事務局次長（以下、「事務局次長」という）から、資料に基づき説明があった。

個人情報保護の基本方針（案）については、これまで協会としては、個人情報保護規程の整備は行ってい

たが、公表を目的とした、個人情報保護の基本方針（ポリシー）については作成していなかった。そのため、利用目的の明示が出来ておらず、問題となっていた。今回、個人情報保護に関する基本方針を作成、公表し、個人情報の利用目的について明示するものである。基本方針（案）の内容については顧問弁護士事務所によるチェックを受け、確認・修正したものを理事会に諮る予定である。

〈主な意見など〉

高橋（恵）：公益社団法人日本図書館協会特定個人情報の保護に関する基本方針との違いは何か。また、個人情報保護規程とは異なるのか。個人情報保護に関する基本方針は協会ホームページに掲載されるのか。

事務局次長：前者はマイナンバーのことについて定めているものである。この基本方針は、個人情報保護規程に盛り込まれていない、具体的な利用目的を定めるものである。昨今、ほとんどの企業が、個人情報保護に関する基本方針を公表している。協会ホームページにも記載し、新たに会員となっていただく場合は、これに同意の上、ご加入いただくことになる。

その他特段の意見はなく、理事会に諮ることとした。

5. 後援名義等の応諾について、

以下の後援名義の使用を承認した。
・「第27回図書館を使った調べる学習コンクール」（公益財団法人図書館振興財団）

・「第15回矢祭もったいない図書館手づくり絵本コンクール」（矢祭町）
「第27回図書館を使った調べる学習コンクール」については、さらに応募数を増やすため、大人の部を増設した旨の説明が口頭で行われた。

6. 寄附金について

以下の寄附金について承認した。
・2023年4月1日～2023年5月7日

入金分

一般寄附金9件：36,474円

7. 新入会員の承認について

以下の新入会員について承認した。

・2023年5月8日現在

個人会員A 2名

施設会員C 1館

8. 委員会等委員承認について

以下の委員退任・新任について、承認した。

・図書館政策企画委員会

【退任】 堤 伸也

三村 敦美

【新任】 高野 淳

村上さつき

9. 報告事項

(1)第109回全国図書館大会岩手大会について

副理事長から、資料に基づき説明があった。

本大会は県知事が大会会長となり、盛岡市長と植松理事長が大会副会長となる。

記念講演は本間希樹氏が行う。今回の大会は対面式であり、三重大会以来である。ただ、対面式での運営は、岩手県立図書館実行委員会では負担が大きく、1名のアルバイト職員を雇うこととなった。雇用費については、広告費等の協賛金で100万円を集めたい。

〈主な意見など〉

理事長：盛岡の宿泊施設は充実しているか。

副理事長：大丈夫と聞いているが、現在埋まっている宿泊施設も多いため、早めの予約をお願いしたい。協賛金についても頑張って集めていきたい。皆様には分科会の準備を進めていただきたい。

(2)会員ポータルサイトについて

総務部長から、資料に基づき説明が行われた。

これまでのシステムでは、会員情報の住所・所属等に変更が生じた場

合、協会のホームページを通して申請してもらっていたが、今後はポータルサイトにログインし、自分で情報の変更ができるようになった。ポータルサイトの案内は近日中に発送予定である。将来的には、ポータルサイトを通じて、会員限定の情報送信や、会員のコミュニティの場を設ける予定である。

〈主な意見など〉

大谷：ポータルサイト内で、例えば自分がどの選挙区に所属しているか等を開示することは可能か。会員自身が個人情報の公開・非公開設定を行う仕組みは可能か。

事務局次長：そのような使い方も想定しており、準備が整い次第行いたい。他にも、利用目的内の範囲にはなるが、例えば県単位のコミュニティの場を設けることを計画している。代議員選挙の立候補状況や選挙に係る情報等も、ポータルサイトに掲載することで、会員に限定した形で情報提供を行うことを計画している。

理事長：会員限定のサイトなので、細かな情報発信ができることを期待している。

10. その他

・「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントの実施について

事務局次長から、資料に基づき説明があった。

著作権法で規定されていたものを、施行規則で実現するための一部を改正する省令案のパブリックコメントである。著作権法施行規則の一部を改正する省令案は、概要が示されているだけで具体的なものがないため、なかなかコメントしづらいが、例えば「図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置」の「当該受信者を識別するための情報」は、利用者IDの埋

め込みが想定されている。協会としては、図書館の自由に関する宣言を踏まえて、利用者のプライバシー配慮を求めるようなコメントを出すことになるだろう。現在、著作権委員会でパブリックコメントの案を作成しているが、パブリックコメントの締め切りが5月21日必着のため、事前に理事会・常任理事会でお諮りできない。案ができた段階で皆様にご覧いただくことになる。

理事長：ある図書館からある利用者へスキャンしたデータを送る際、利用者ID等が付与される。そのスキャンしたデータが第三者に渡されると、利用者IDが回って行く。利用者を追跡するためには、必要だが図書館の自由に関する宣言に照らしては相当な危険性があると考えている。メールでお諮りするのでご意見をお寄せいただきたい。

高橋（恵）理事から、情報提供があった。

・4月に学校図書館部会の幹事会で話題になったものであるが、とある市の学校図書館予算が年々減額となっていた。特に2022年度予算の減額の理由について、市議会の場で議員が教育委員会に質疑したところ、市立図書館に電子図書の購入の予算を付けたため、学校図書館も当然使用可能であり、減額した、という意味合いの答弁があった。しかし文部科学省の定める学校図書館図書標準では、それは減額の理由にならないと後からわかったため、補正予算が付けられたものである。教育委員会の理解度にもよるが、他の自治体でも市立図書館に電子図書の予算計上をしたから、学校図書館の予算を減らす、ということが起きていないか危惧している。

・その市は図書整理員が週2日で学校図書館を管理しており、図書費が少ないため、10年位前から古い本を

捨てることができないと聞いている。これは、学校図書館図書標準達成率の都合、古い本を捨てられないとのことであった。そのことについて教育委員会が指示しているのか確認したところ、学校の教員から、捨ててしまうと学校図書館標準達成率が低くなるから捨てないでほしいと言われ、図書整理員という立場上断れないとのことであった。また、司書教諭を若い先生が担当していた場合も、同様に、指示を断れない可能性も想定される。市議会の会議録を確認すると、教育委員会は古い本は捨ててほしいと発言している。教育委員会の方針が学校の現場へ伝わっていない。

理事長：4月に学校図書館整備推進会議の総会が行われた。文部科学省の学校図書館図書整備等5か年計画で、現在は第6次となっている。毎年国が措置している金額分が、それぞれの自治体の中で措置されていないことを、強くアピールする必要があると指摘されている。

また、学校図書館図書標準達成率を単純に達成するだけでは宜しくないと指摘されている。学校図書館部会でも常にアンテナを張っていただ

き、折に触れてこの場でご報告いただきたい。

高橋（恵）：全国学校図書館協議会の整備状況の調査で、全20の政令指定都市のうち、回答のあった17政令指定都市の中ではあるが、その市の2021年度の小学校の整備状況を見ると、下から2番目であった。また、中学校は下から4番目となっていた。成瀬：そのような整備状況であることは、全国紙の記事にした方が良いのではないか。記事を読んだ市民が恥ずかしいと思うところからが発点だと考える。

高橋（恵）：どのようにするか、現在

協議中である。

*

今後の予定

・2023年度通算第1回（定時第1回）理事会（Web会議）

日時：2023年5月25日（木）13時30分から

・2023年度通算第1回（定時第1回）代議員総会（一橋講堂中会議場）

日時：2023年6月15日（木）13時00分から

・2023年度通算第2回（定時第2回）理事会（一橋講堂中会議場）

日時：2023年6月15日（木）代議員総会終了後から

事務局カレンダー

*○印の日が事務局のお休みです。

2023年7月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	①
②	3	4	5	6	7	⑧
⑨	10	11	12	13	14	⑮
⑮	⑮	18	19	20	21	⑳
㉓/㉔	㉔/31	25	26	27	28	㉙

2023年8月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	⑤
⑥	7	8	9	10	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	17	18	⑰
⑳	21	22	23	24	25	㉔
㉕	28	29	30	31	*	*

※8月14日（月）から16日（水）まで、夏季一斉休業のため全館休業します。

編集手帳

今月号の特集は「図書館の話題アラカルト」です。『図書館雑誌』は読者が幅広いため、国立国会図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、公共図書館それぞれで話題になった事例を集めました。「国立国会図書館のオンライン資料収集制度について」では、2023年7月に10年を迎えるオンライン資料収集制度について、概要や利用方法、そして今後の課題について国立国会図書館にご執筆いただきました。「公共図書館におけるシリアスボードゲームジャンルの意義と可能性」では、社会問題の

解決を目的としたボードゲームをどのように公共図書館で開催したのか、取り組み事例も含めて太田和彦氏にご執筆いただきました。「地域課題としての公共図書館の在り方」では、指定管理者制度による運営のメリット・デメリットだけではなく、公共図書館の存在意義にまで触れて指宿市立図書館の指定管理を受託しているNPO法人本と人をつなぐ「そらまめの会」にご執筆いただきました。「きみも大学図書館で働いてみないか」では、大学図書館職員の仕事やその魅力を伝えるための具体的な取り組みを「きみも大学図書館で働いてみないか」実行委員会にご執筆いただきました。「ポーラ文化研究所のオンラインサービス」では、2020年にオンラインサービスを開始した専門図書館のポーラ文化研究所の取り組みを富澤洋子氏にご執筆い

ただきました。「デジタル社会に対応した公共図書館の変革に向けて」では、電子書籍を活用したブックトーク映像制作の事例から見えた図書館が新たなサービスを行うために必要なDXについて鈴木佳苗氏にご執筆いただきました。「いつも学校図書館に通う子どもがいた」では、子どもたちにとって最も身近な学校図書館の現状と自治体の取り組みについて、渡辺鋭氣氏にご執筆いただきました。

新しいサービスは、他の取り組みから着想を得ることがあります。今号でご紹介した事例を、次の新しい図書館サービスを生み出すきっかけや、日々の業務における課題解決に役立てていただければ幸いです。

(岩永知子)

図書館雑誌／8月号予告 (Vol.117 No.8) 特別定価1362円 8月20日発行予定

特集：図書館における展示と課題（仮題） 内容＝資料展示会の意義－企画する側から・見学する側から（菅修一）、周年事業における資料展示－「あれから、百年 埼玉県立図書館百周年記念資料展」を例にして（小柳直士）、千歳市立図書館の千歳水族館との連携企画展示（千歳市立図書館）、筑波大学附属図書館における電子展示のありかた（大久保明美）、図書館と司書の世界を知ってもらうための試み－文教大学越谷図書館「STARBOOKS」設置（藤倉恵一、池内有為）、防災情報を伝えるため、利用者に寄り添った展示づくり－防災専門図書館の展示紹介（矢野陽子）、国立国会図書館におけるデジタル展示と実物展示の新展開（小川那瑠）、国立国会図書館国際子ども図書館の展示とアーチ棟等の活用（松井祐次郎）。以上特集のほか、〈小規模図書館奮戦記〉③東京医療福祉専門学校学校図書室 古典書籍の多い図書室（東京医療福祉専門学校学校図書室より）－教員と司書と学生。おのおのからみる図書室のあり方。（谷直樹）、〈れふぁれんす三題噺〉③福岡市総合図書館 福岡市総合図書館のレファレンス－福岡市総合図書館（主題別部門・国際部門）（福岡市総合図書館）、〈ウチの図書館お宝紹介！〉③名桜大学附属図書館 湧川文庫－ハワイから沖縄への贈りもの（渡具知伸）等の連載記事、第39回日本図書館協会建築賞受賞館紹介、2023年度通算第1回（定時第1回）理事会議事録、2023年度通算第1回（定時第1回）代議員総会議事録、2023年度通算第2回（定時第2回）理事会議事録、2023年度部会総会議事録等を掲載してお届けします。